

**社会復帰促進等事業に関する令和6年度成果目標の実績評価  
及び令和7年度成果目標(案)**

## 目 次

令和7年度 事業番号	令和6年度 事業番号	事業名	頁
1	1	外科後処置等経費	1
2	2	義肢等補装具費支給経費	2
3	3	特殊疾病アフターケア実施費	3
4	4	社会復帰特別対策援護経費	4
5	5	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	5
6	6	独立行政法人労働者健康安全機構運営費・施設整備費	6
7	7	労災疾病臨床研究事業費補助金事業	12
8	8	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	13
9	9	労災就学等援護経費	14
10	10	労災ケアサポート事業経費	15
11	11	休業補償特別援護経費	16
12	12	長期家族介護者に対する援護経費	17
13	13	労災特別介護施設運営費・設置経費	18
14	14	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	20
15	15	過労死等防止対策推進経費	22
16	16	安全衛生啓発指導等経費	24
17	17	職業病予防対策の推進	26
18	18	じん肺等対策事業	28
19	19	職場における受動喫煙対策事業	30
20	20	職場における化学物質管理促進のための総合対策	32
21	21	産業保健活動総合支援事業	34
22	22	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	35
23	23	メンタルヘルス対策等事業	37
24	24	治療と仕事の両立支援事業	38
25	25	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	39
26	26	建設業等における労働災害防止対策費	41
27	27	第三次産業労働災害防止対策支援等事業（就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進）	43
28	28	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	45
29	29	機械等に起因する災害防止対策費	46

30	30	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	47
31	31	家内労働安全衛生管理費	49
32	32	働く女性の健康支援事業	51
33	33	外国人技能実習機構交付金	53
34	34	労働災害防止対策費補助金経費	54
35	35	産業医学振興経費	57
36	36	未払賃金立替払事務実施費	60
37	37	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	62
38	38	テレワーク普及促進等対策	65
39	39	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	67
40	40	中小企業退職金共済事業経費	69
41	41	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	70
42	42	個別労働紛争対策費・多言語相談支援事業	72
43	43	雇用労働センター設置・運営経費	75
44	—	フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業	77

事業名	外科後処置等経費							事業番号 (令和7年度) 1										
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係 福祉係										
実施主体	都道府県労働局																	
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、以下の対象者に対し、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術を行う等、外科後処置に要する費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																
	対象 (誰／何を 対象に)	障害(補償)等給付の支給決定を受けた被災労働者																
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。																
	実施 体制	都道府県労働局において、手術等に要した費用及びそのための旅費に関する申請に基づき支給を行う。																
令和3年度 予算額 (千円)	46,079	令和4年度 予算額 (千円)	42,666	令和5年度 予算額 (千円)	36,466	令和6年度 予算額 (千円)	30,723	令和7年度 予算額 (千円)										
令和3年度 決算額 (千円)	20,637	令和4年度 決算額 (千円)	28,395	令和5年度 決算額 (千円)	48,635	令和6年度 決算額 (千円)	30,342	令和7年度 雇用勘定予算額 0(千円)										
令和3年度 予算執行率 (%)	44.8	令和4年度 予算執行率(%)	66.6	令和5年度 予算執行率(%)	133.4	令和6年度 予算執行率(%)	98.8	一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。										
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続															
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	81.2%(申請件数:48件、1か月以内に決定した件数:39件)											
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。											
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。																	
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。																	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																
令和7年度 事業概要	令和6年度と同様																	
令和7年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。																	
令和7年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。																	
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	外科後処置等経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。																	
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。																	

事業名	義肢等補装具費支給経費							事業番号 (令和7年度) 2											
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係 福祉係											
実施主体	都道府県労働局																		
事業 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、以下の対象者が、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢等補装具を必要とする場合に、その購入等に要した費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																	
	対象 (誰／何を 対象に)	障害(補償)等給付又は傷病(補償)等年金の支給決定を受けた被災労働者																	
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給する。 また、義肢等補装具の探型等に要する旅費を支給する。																	
	実施 体制	厚生労働省本省及び都道府県労働局において、義肢等補装具の購入等に要した費用及びその装着等に要する旅費に関する費用について申請に基づき支給を行う。																	
令和3年度 予算額 (千円)	3,144,697	令和4年度 予算額 (千円)	3,427,493	令和5年度 予算額 (千円)	3,430,069	令和6年度 予算額 (千円)	3,621,871	令和7年度 予算額 (千円)											
令和3年度 決算額 (千円)	3,111,834	令和4年度 決算額 (千円)	3,331,398	令和5年度 決算額 (千円)	3,366,815	令和6年度 決算額 (千円)	3,525,806	令和7年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。											
令和3年度 予算執行率 (%)	99.0	令和4年度 予算執行率(%)	97.2	令和5年度 予算執行率(%)	98.2	令和6年度 予算執行率(%)	97.3												
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。		6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	95.8%(申請件数:9,085件、1か月以内に決定した件数:8,709件)													
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。			アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。													
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。																		
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。																		
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																	
令和7年度 事業概要	令和6年度と同様																		
令和7年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。																		
令和7年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。																		
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	義肢等補装具支給経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるように目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。																		
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。																		

事業名	特殊疾病アフターケア実施費							事業番号 (令和7年度)	3											
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	福祉係											
実施主体	都道府県労働局																			
事業 ／ 制 度 概 要	目的及び 必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者が、後遺症状に動搖をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることにかんがみ、以下の対象者に対し、予防その他の保健上の措置を実施するもの。また、その通院に要する費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																		
	対象 (誰／何を 対象に)	症状固定後の被災労働者(対象となる傷病に限る)																		
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	症状固定後も後遺症状に動搖をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることにかんがみ、せき臓損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。																		
	実施 体制	都道府県労働局においてアフターケア手帳の交付事務を行い、厚生労働省本省においてこれに係る費用(委託費・通院費)の支給を行う。																		
令和3年度 予算額 (千円)	3,636,894	令和4年度 予算額 (千円)	3,526,974	令和5年度 予算額 (千円)	3,430,352	令和6年度 予算額 (千円)	3,399,972	令和7年度 予算額 (千円)	3,224,666											
令和3年度 決算額 (千円)	3,185,477	令和4年度 決算額 (千円)	3,526,974	令和5年度 決算額 (千円)	2,804,759	令和6年度 決算額 (千円)	2,689,578	令和7年度 雇用勘定予算額 ○(千円) 一般会計予算額 ○(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。												
令和3年度 予算執行率 (%)	87.6	令和4年度 予算執行率(%)	83.1	令和5年度 予算執行率(%)	81.8	令和6年度 予算執行率(%)	79.1													
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																	
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	アフターケア手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	80.0%(請求件数:4,304件、1か月以内に決定した件数:3,444件)													
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。													
6年度目標を達成(未 達成)の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。																			
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。																			
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																		
令和7年度 事業概要	令和6年度と同様																			
令和7年度目標 (アウトカム指標)	アフターケア手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。																			
令和7年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。																			
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	特殊疾病アフターケア実施費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。																			
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。																			

事業名	社会復帰特別対策援護経費							事業番号 (令和7年度) 4								
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							事業番号 (令和6年度) 4								
実施主体	都道府県労働局							担当係 福祉係								
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	傷病の治癒後に、被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、以下の対象者に対し、就職準備金や移転費用を補填するための援護金を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。														
	対象 (誰／何を 対象に)	症状固定後の振動障害者等														
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。														
	実施 体制	都道府県労働局において、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。														
令和3年度 予算額 (千円)	321,935	令和4年度 予算額 (千円)	297,779	令和5年度 予算額 (千円)	301,317	令和6年度 予算額 (千円)	290,574	令和7年度 予算額 (千円)								
令和3年度 決算額 (千円)	314,460	令和4年度 決算額 (千円)	288,331	令和5年度 決算額 (千円)	361,821	令和6年度 決算額 (千円)	321,518	令和7年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。								
令和3年度 予算執行率 (%)	97.7	令和4年度 予算執行率(%)	96.8	令和5年度 予算執行率(%)	120.1	令和6年度 予算執行率(%)	110.6									
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	86.0%(申請件数:228件、1か月以内に決定した件:196件)									
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。									
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。															
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。															
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続														
令和7年度 事業概要	令和6年度と同様															
令和7年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。															
令和7年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。															
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	社会復帰特別対策援護経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。															
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。															

事業名	CO中毒患者に係る特別対策事業経費								事業番号 (令和7年度)	5														
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)								担当係 機構・団体管理室 機構調整第二係	5														
実施主体	(一社)福岡県社会保険医療協会																							
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)第11条に基づき、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症患者(以下「CO中毒患者」という。)のリハビリテーション施設として運営されていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労省策定)により、平成17年度末に廃止されたことから、従前、国が大牟田労災病院に行なっていた機能・役割を引き続き確保するため、後継の医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進支援体制を整備する。 本事業は、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制、社会復帰促進支援体制を整備するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定される「被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業」に該当するため、社会復帰促進等事業で行うべきものである。																						
	対象 (誰／何を 対象に)	(一社)福岡県社会保険医療協会に対し、CO中毒患者に係る特別対策事業を業務委託する。																						
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	CO中毒患者特有の症状に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託する。 ・医療・看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施																						
	実施 体制	(一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田天領病院																						
令和3年度 予算額 (千円)	499,072	令和4年度 予算額 (千円)	496,004	令和5年度 予算額 (千円)	494,470	令和6年度 予算額 (千円)	494,199	令和7年度 予算額 (千円)	494,117															
令和3年度 決算額 (千円)	499,072	令和4年度 決算額 (千円)	496,004	令和5年度 決算額 (千円)	494,470	令和6年度 決算額 (千円)	494,199	令和7年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。																
令和3年度 予算執行率 (%)	100.0	令和4年度 予算執行率(%)	100.0	令和5年度 予算執行率(%)	100.0	令和6年度 予算執行率(%)	100.0																	
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																					
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、令和6年度においては年間141日以上とする。			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	・令和6年度においてはグループワークの年間実施日数は143日であった。(病棟内でのコロナ感染の影響を踏まえ、グループワークの代替として行われた作業療法、理学療法の個別ワークの日数を含む。)																	
	アウトプット 指標	委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。 ・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るために、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。				アウトプット 指標 【○】	・リハビリテーションを適切に実施するための人員を10名を確保した。 ・患者2名あたり1.5名の療養生活を支援するための人員を配置した。																	
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導等を行い、グループワーク、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備を図ることができたため、目標を達成した。																							
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き、委託先機関に対し、適宜、必要な指導を行うなどして、グループワーク、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備に努める。																							
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																						
令和7年度 事業概要	令和6年度と同様																							
令和7年度目標 (アウトカム指標)	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、令和7年度においては年間141日以上とする。																							
令和7年度目標 (アウトプット指標)	委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。 ・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るために、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。																							
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	上記のアウトカム指標は、本事業の目的である、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等や社会復帰促進支援体制等の整備による成果を計測するためのものであることから、入院患者の症状に応じた適切な医療等を提供するために必要な実施日数を水準とした。 なお、実施日数は以下のとおり算出した。 ・週の実施日数(3日間) × 年間47週(52週(1年間の週数) - 5週(休日の合計週数)) = 141日																							
令和8年度要求に 向けて事業の 方向性	以下の理由により今後も引き続き実施する必要がある。 ①炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)第11条において、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかる被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない」と規定されていること ②平成16年、坂口厚生労働大臣(当時)が国会の場において、患者については国が最後まで責任を持って対応していくことを想いながら答弁をしていること ③CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢が約90歳(平均89.9歳)であり、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること																							

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費 (1)医療リハビリテーションセンターの運営 (2)総合せき損センターの運営 (3)産業殉職者慰靈事業 (4)治療就労両立支援センターの運営 (5)労働安全衛生総合研究所の運営 (6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	事業番号 (令和7年度)	6	
		事業番号 (令和6年度)	6	
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号):(1)～(2)、(4)、(6) 被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号):(3) 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号):(5)～(6)	担当係	機構・団体管理室 機構調整第一係	
実施主体	(独)労働者健康安全機構			
目的及び 必要性 (何のため)	<p>(1)医療リハビリテーションセンターの運営 労働災害等による四肢・脊椎の障害・頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1か所)を設置し、専門のリハビリテーションスタッフが、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル・生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより対応する。また、生活支援機器等の開発も行う。さらに、隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。</p> <p>(2)総合せき損センターの運営 労働災害等による外傷により脊椎・せき隨に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(2か所)を設置する。この施設では、総合的なせき隨損傷の専門施設として、重度障害者が麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーションを行い、さらに、重度障害者の支援機器等の開発などを行う。</p> <p>(3)産業殉職者慰靈事業 産業災害により殉職された人を慰靈するため、高尾みころも靈堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表を始め政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰靈式を行う。</p> <p>(4)治療就労両立支援センターの運営 全国9か所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病的発症との因果関係の情報収集及び調査研究、労働者に対する健康相談及び指導(①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労の両立)に係る事例の収集・集積等を実施する。</p> <p>(5)労働安全衛生総合研究所の運営 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うほか、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行う。また、吸入ばく露試験等の化学物質に係る試験等を計画的に実施する。研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学技術的な側面から究明した上で、行政に報告する。</p> <p>(6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施する。</p> <p>(1)から(6)については、独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。</p>			
事業／制度概要	対象 (誰／何を 対象に)  (2)被災労働者 (3)産業殉職者及びその遺族 (4)労働者 (5)事業者、労働者 (6)(独)労働者健康安全機構が運営する施設	<p>(1)医療リハビリテーションセンターの運営 労働災害等による四肢・脊椎の障害・頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1か所)を設置し、専門のリハビリテーションスタッフが、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル・生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより対応する。また、生活支援機器等の開発も行う。さらに、隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。</p> <p>(2)総合せき損センターの運営 労働災害等による外傷により脊椎・せき隨に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(2か所)を設置する。この施設では、総合的なせき隨損傷の専門施設として、重度障害者が麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーションを行い、さらに、重度障害者の支援機器等の開発などを行う。</p> <p>(3)産業殉職者慰靈事業 産業災害により殉職された人を慰靈するため、高尾みころも靈堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表を始め政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰靈式を行う。</p> <p>(4)治療就労両立支援センターの運営 全国9か所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病的発症との因果関係の情報収集及び調査研究、労働者に対する健康相談及び指導(①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労の両立)に係る事例の収集・集積等を実施する。</p> <p>(5)労働安全衛生総合研究所の運営 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うほか、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行う。また、吸入ばく露試験等の化学物質に係る試験等を計画的に実施する。研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学技術的な側面から究明した上で、行政に報告する。</p> <p>(6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施する。</p> <p>(1)から(6)については、独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。</p>		
事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	実施体制 (独)労働者健康安全機構において実施			

運営交付金 令和3年度 予算額 (千円)	12,022,985	運営交付金 令和4年度 予算額 (千円)	11,220,887	運営交付金 令和5年度 予算額 (千円)	11,232,580	運営交付金 令和6年度 予算額 (千円)	12,179,681	運営交付金 令和7年度 予算額 (千円)	12,077,763		
令和3年度 決算額 (千円)	10,975,920	令和4年度 決算額 (千円)	10,962,855	令和5年度 決算額 (千円)	13,182,609	令和6年度 決算額 (千円)	11,284,761	令和7年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。			
令和3年度 予算執行率 (%)	91.3	令和4年度 予算執行率 (%)	97.7	令和5年度 予算執行率 (%)	117.4	令和6年度 予算執行率 (%)	92.7				
施設整備費補助金 令和3年度 予算額 (千円)	1,439,507 (令和4年度へ の繰越額 567,545)	施設整備費補助 金 令和4年度 予算額 (千円)	2,392,234 (令和5年度へ の繰越額 153,766)	施設整備費補助金 令和5年度 予算額 (千円)	1,485,957 (令和6年度へ の繰越額 47,898)	施設整備費補助金 令和6年度 予算額 (千円)	2,195,269 (令和7年度へ の繰越額 185,185)	施設整備費補 助金 令和7年度 予算額 (千円)	5,451,799		
令和3年度 決算額 (千円)	827,730	令和4年度決算額 (千円)	2,003,024	令和5年度 決算額 (千円)	1,282,540	令和6年度決算額 (千円)	1,787,857	令和7年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。			
令和3年度 予算執行率 (%)	94.9	令和4年度 予算執行率 (%)	89.5	令和5年度 予算執行率 (%)	89.2	令和6年度 予算執行率 (%)	81.4				
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
アウトカム指 標		(1)医療リハビリテーションセンターの運営 ①四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化に取り組むことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。  ②入院患者に対する患者満足度調査において、医療リハビリテーションセンター・せき損センターの3施設平均で80%以上の満足度を確保する。			(1) ①医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:89.9% ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者71人／四肢脊椎の障害・中枢神経麻痺患者の退院患者数79人  ②3施設平均の満足度:93.1% ※『入院患者さんへのアンケート』における「総合評価」で「5 満足」「4 やや満足」を選んだ人数:190人／アンケート回答者数:204人 により算出  (2) ①医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:86.7% ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者124人／外傷性脊椎・せき損傷患者の退院患者数143人  ③施設平均の満足度:93.1%((1)②と同様の指標。) ※『入院患者さんへのアンケート』における「総合評価」で「5 満足」「4 やや満足」を選んだ人数:190人／アンケート回答者数:204人 により算出  (3) 来堂者、遺族等の満足度調査:3.7点 ※アンケート回答者346人 ※みごろも靈廟のアンケートにおける項目「全体的な評価」について、非常に満足…4点、満足…3点、不満足…2点、非常に不満足…1点としたときの平均点。  (4) 有用であった旨の評価:96.9% ※「有用であった」旨の回答154件／回答者数159件  (5) ①労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数:13件 ②吸入ばく露試験等の結果は学会発表(第41回日本毒性病理学会(令和7年1月30日)演題「ブチルアルデヒドのラットとrasH2遺伝子改変マウスを用いた吸入発がん原性試験の腫瘍発生」、第16回大気バイオエアロゾルシンポジウム(令和7年2月22日)演題「偶蹄類と先進医学解析技術を駆使したバイオエアロゾルの健康影響評価新機軸の開拓」、他17件)等を行うことで成果の普及を図っている。そのほか、論文がWHO-IARCのモノグラフに引用され、発がん性評価の参考にされるなど、国際規格等にも貢献した。						

令和6年度目標  アウトプット指標	<p>(6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費            ①「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調達の合理化に努め、「契約監視委員会」を開催し、契約の点検を実施することで、契約の適正化を図る。            ②契約締結状況を(独)労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。</p> <p>(1)医療リハビリテーションセンターの運営            年間12回を目指し職業リハビリテーションセンターとの間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(2)総合せき損センターの運営            多職種間でせき損検討会を開催し、年間100症例を目指し、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(3)産業殉職者慰靈事業            満足度調査で得た参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催する。</p> <p>(4)治療就労両立支援センターの運営            ①第3～4期目標期間中に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。引き続き生活習慣病対策等の指導を実践し、事例の集積を行う。            ②「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」を活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行うとともに、研修会やセミナー、両立支援コーディネーター基礎研修等を通じて同マニュアルの普及を図る。また、これまで収集した事例を基に「両立支援事例集(仮称)」の作成を進める。産業保健総合支援センターにおいて、両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的として、応用研修として事例検討会を実施するとともに、両立支援における課題や好事例を共有し、意見交換するための両立支援コーディネーター交流会を実施する。</p> <p>(5)労働安全衛生総合研究所の運営            ①第5期中期目標に基づくプロジェクト研究13課題を実施する。            ②令和6年度の試験については、国が行うべき化学物質の有害性調査に関する今後の方針等も踏まえ、厚生労働省と協議の上対応する。</p> <p>(6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費            令和6年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。</p>	令和6年度実績	<p>(6)            ①調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施した。また、契約監視委員会による契約の点検を実施した結果、不適正な処理は1件も認められなかったため、確実な契約の点検の実施及び事務処理等の適正化を図ることができた。            ②契約締結状況をホームページで随時公表した。</p> <p>(1)            職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数:21-21回</p> <p>(2)            せき損検討会の開催実績:90回開催、検討症例実績:257症例</p> <p>(3)            検討会の開催実績:4回</p> <p>(4)            ①第3期目標期間中に開発した予防法・指導法の成果物である「深夜勤務者のための食生活ガイドブック」等について、全国の産業保健総合支援センターを介し、事業場への普及を行った。生活習慣病等の指導により、集積した事例を用いて行った研究成果について「予防医療モデル調査研究に関する検討会」において事後評価を行った。事後評価後は産業保健総合支援センター等を介し、順次事業場への普及啓発を開始している。            ②両立支援チームにより両立支援の事例(1,222件)を収集した。また、収集した事例を基に、両立支援コーディネーター基礎研修修了者及び地域企業等の人事・労務担当者を対象とした事例検討会を、全産業保健総合支援センター(47か所)において実施した。さらに、厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の改訂を踏まえ、改訂を行った両立支援コーディネーターマニュアルの普及を行った。            また、「両立支援事例集」を作成し、当機構ホームページに掲載し普及を行った。            両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的に、全国の産業保健総合支援センターにて「事例検討会」を実施するとともに、両立支援における課題や好事例を共有し、意見交換するための両立支援コーディネーター交流会を実施した。</p> <p>(5)            ①プロジェクト研究課題実施数:13課題            ②令和6年度は、厚生労働省と協議の上、短期吸入試験・経皮試験の本試験の実施に向けて、試行試験等を行った。</p> <p>(6)            令和6年度施設整備計画に基づき、適切な調達を行った。</p>
-------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営          &lt;医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合&gt;          • 主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう患者ごとのプログラムの作成に努めたため。          • 退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行ったため。          • 頸椎損傷患者及び高齢な患者が増えた中、全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだため。          • 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する職業リハビリテーションセンターとの定期的な職業評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図ったため。          • 職業リハビリテーションセンターとの連携については、入所者に対して診療、緊急時対応、医療相談などを実施する一方、自院の入院患者が職業リハビリテーションセンターの職場復帰を目的とした技能向上・職種転換訓練などを受けており、その連携強化に取り組んだため。</p> <p>&lt;職業評価会議(運営協議会・OA講習を含む。)の実施件数&gt;          定期的な評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図ったため。</p>
	<p>(2) 総合せき損センターの運営          &lt;医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合&gt;          &lt;せき損検討会の開催実績&gt;          • 主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう患者ごとのプログラムの作成に努めたため。          • 脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れ、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供したため。          • 脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動として、医用工学研究室や中央リハビリテーション部などにおいて、生活機器や住宅改修相談(現地調査を含む。)などの相談・支援活動を行ったため。          • 「介護ロボット」の開発・実証・普及のプラットフォーム事業を通じた「スライディングボード」の有効性評価の実施及び高齢者の移乗介助に適した幅や仕様をモニター調査の実施により、移乗者・介助者双方により負担の少ないスライディングボードの開発に関する研究を実施したため。          • 陣痛がある方や介護の必要な方向けに、3Dプリントを活用した自動具(食事用、書字用、ひげそり用等)の普及に努めたため。</p>
6年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	<p>(3) 産業殉職者慰靈事業          &lt;慰靈の場にふさわしいとの評価&gt;          &lt;検討会の開催実績&gt;          日々の来堂者等からの要望を踏まえ、検討会を開催し、以下の環境整備等に努めたため。          • 墓堂改修工事により墓堂外壁の剥離・汚れ等が解消され、来堂者が歩きやすいバリアフリー化に努めている。また、「高尾みころも霊堂緑地内危険樹木等の剪定、伐採及び撤去」等により、高尾みころも霊堂の環境整備と維持管理を行った。          • 御遺族をはじめ、厚生労働大臣(代理)、日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、中央労働災害防止協会等の各界を代表する来賓に御参列いただき、慰靈式が開催された。          • 慰靈式に参列できない遺族等に配慮し、インターネットによるライブ配信を行い、慰靈式開催後には、参列できなかつた遺族のために式典の模様をホームページやX(旧Twitter)に掲載するとともに、式典の模様が伝わるよう写真を多用したパンフレットを作成し遺族に送付した。          • 霊堂職員に対して、施設の目的や歴史、遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰靈の場にふさわしいものなしに必要な事項をまとめた「接遇マナーマニュアル」を基にトレーニング(OJT)を行った。</p>
	<p>(4) 治療就労両立支援センターの運営          &lt;有用であった旨の評価&gt;          四半期ごとに各分野の問題点を集約し、全施設へのフィードバックとともに「治療就労両立支援センター所長・事務長会議」等により情報共有を行ったため。また、両立支援コーディネーターによる意見交換会を開催し、各施設からの事例発表を通じ好事例の共有など両立支援の質の向上に向けた取組を行ったため。</p> <p>&lt;事業場への普及啓発&gt;          予防法・指導法開発のため、各施設から計画書の提出を受け、「予防医療モデル調査研究に関する検討会」にて検討を行い19テーマの研究開始を承認し新規の研究開始を促進したため。</p> <p>&lt;事例収集・事例検討会&gt;          意見交換会で好事例の共有等を行い、支援実施事例について高い満足度を維持したため。また、収集した事例を全産業保健総合支援センターに提供するとともに、現場目線の事例検討会の実施に努めたため。</p>
	<p>(5) 労働安全衛生総合研究所の運営          &lt;労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数&gt;          行政機関、公的機関、国際機関等の要請に応じ、設置された厚生労働省労働基準局等の検討会に委員としての参加や、資料提供等に対応したため。          &lt;プロジェクト研究課題実施数&gt;          内部評価や所内研究発表会等の研究管理システムを活用し、研究の実施や論文発表等についての進行管理を徹底したため。          &lt;有害性調査&gt;          厚生労働省と協議しつつ、令和7年度当初からの短期吸入試験・経皮試験の本試験の実施に向けて、被験物質の選定のほか、試験の体制整備などを進め、試行試験を行ったため。          &lt;成果の普及&gt;          化学物質の有害性評価に関する研究結果を学術雑誌に投稿し、論文掲載する等、有害性評価の進展に資する調査を行った。そのほか、論文がWHO-IARCのモノグラフに引用され、発がん性評価の参考にされるなど、国際規格等にも貢献したため。</p>
	<p>(6) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費          調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施し、また、契約監視委員会による契約の点検を実施した結果、不適正処理は1件も認められず、締結した契約の事後点検を確實に実施したことで適正化が図られたため。          加えて、施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施したため。</p>

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	(1)医療リハビリテーションセンターの運営 令和6年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・患者ごとのプログラムを用いたチーム医療の実施、在宅就労支援プログラム等の実施 ・職業リハビリテーションセンターとの職業評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価 ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などの実施	
	(2)総合せき損センターの運営 令和6年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・患者ごとのプログラムを用いたチーム医療の実施、在宅就労支援プログラム等の実施 ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などの実施 ・研究や開発により脊髄損傷患者を支援するとともに、蓄積したノウハウや開発機器等の普及・商品化への取組の実施	
	(3)産業殉職者慰靈事業 令和6年度目標の達成において効果があった、納骨等に関する相談、満足度調査結果から分析した改善策の実施等を引き続き行い、慰靈の場にふさわしい環境の整備に努めていく。	
	(4)治療就労両立支援センターの運営 ・支援事例収集については両立支援データベースシステムへの確実な登録が必須であるため、各施設へデータベースシステムへの登録についての注意喚起を行い適切に登録するよう促す。	
	(5)労働安全衛生総合研究所の運営 引き続き、研究の進行管理の徹底および研究成果の発信をし、より大きな研究成果を上げていく。	
	(6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 契約監視委員会による契約の点検及び適正化への取組と契約状況の公表を継続して行う。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和7年度事業概要	令和6年度と同様。	
令和7年度目標(アウトカム指標)	(1)医療リハビリテーションセンターの運営 ①四肢・脊椎の障害・中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化に取り組むことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を引き続き80%以上確保する。 ②入院患者に対する患者満足度調査において、医療リハビリテーションセンター・せき損センターの3施設平均で80%以上の満足度を確保する。  (2)総合せき損センターの運営 ①外傷による脊椎・せき臓障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を引き続き80%以上確保する。 ②入院患者に対する患者満足度調査において、医療リハビリテーションセンター・せき損センターの3施設平均で80%以上の満足度を確保する。  (3)産業殉職者慰靈事業 来堂者・遺族等の満足度調査で、平均点3.0点以上を得る。  (4)治療就労両立支援センターの運営 治療と仕事の両立について支援した罹患者に対し、病院、職場及び両立支援コーディネーターそれぞれの対応に関するアンケートを行い、病院、職場及び両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制が有用であった旨の評価を対象者の90%以上から得る。  (5)労働安全衛生総合研究所の運営 ①第5期中期目標(5年間で50件)の達成に向けて、調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数を引き続き10件以上とする。 ②吸入ばく露試験等の成果を国内外に発信し、有害性評価の進展に資する。  (6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 ①「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調達の合理化に努め、「契約監視委員会」を開催し、契約の点検を実施することで、契約の適正化を図る。 ②契約締結状況を(独)労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。	
令和7年度目標(アウトプット指標)	(1)医療リハビリテーションセンターの運営 引き続き年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。  (2)総合せき損センターの運営 多職種間でせき損検討会を開催し、引き続き年間100症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。  (3)産業殉職者慰靈事業 満足度調査で得た参拝者等からの要望等について、引き続き年4回以上の検討会を開催する。  (4)治療就労両立支援センターの運営 ①過去に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。引き続き生活習慣病対策等の指導を実践し、事例の集積を行う。 ②「治療と仕事の両立支援コーディネーター・マニュアル」を活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行うとともに、研修会やセミナー、両立支援コーディネーター基礎研修等を通じて引き続き同マニュアルの普及を図る。産業保健総合支援センターにおいて、両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的として、事例検討会を実施するとともに、両立支援における課題や好事例を共有し、意見交換するための両立支援コーディネーター交流会を実施する。	

	<p>(5)労働安全衛生総合研究所の運営          ①第5期中期目標に基づくプロジェクト研究13課題を実施する。          ②令和7年度の試験については、国が行うべき化学物質の有害性調査に関する今後の方針等も踏まえ、国の施策に資するような試験を実施するなど、厚生労働省と協議の上対応する。</p> <p>(6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費          令和7年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、引き続き適正に施設整備を実施する。</p>
令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>(1)医療リハビリテーションセンターの運営          &lt;医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合&gt;          当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めるることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、引き続き中期目標と同率の80%以上とした。</p> <p>&lt;入院患者に対する患者満足度調査の結果&gt;          当該数値目標については、満足度調査という性格上、業務の成果が必ずしも結果に結びつかないものも一定程度存在するため、労災病院における満足度の第5期中期目標と同様の水準の80%以上とした。</p> <p>&lt;職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数&gt;          患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、少なくとも月1回は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと情報共有を行う必要があると考え、引き続き年間12回の職業評価会議の開催を目標として設定した。</p> <p>(2)総合せき損センターの運営          &lt;医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合&gt;          当該数値目標については、総合せき損センターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めるることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、総合せき損センターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、引き続き中期目標と同率の80%以上とした。</p> <p>&lt;入院患者に対する患者満足度調査の結果&gt;          当該数値目標については、満足度調査という性格上、業務の成果が必ずしも結果に結びつかないものも一定程度存在するため、労災病院における満足度の第5期中期目標と同様の水準の80%以上とした。</p> <p>&lt;せき損検討会の開催実績&gt;          患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、多職種が参加するせき損検討会を開催し、患者ごとのリハビリテーションプログラムを見直すことは有効であると考える。平成28年度までは年間60症例を目標として設定していたが、平成28年10月に分院ができたこと等を踏まえ、引き続き年間100症例を目標として設定した。</p> <p>(3)産業殉職者慰靈事業          &lt;慰靈の場にふさわしいとの評価&gt;          満足度調査について、第4期中期目標では「満足」とした者の割合(量的な観点)で見ていたものを変更し、質的な観点からも見ることができるよう点数化することとし、全体的な評価が「満足」だった場合の点数(3点)を目標値とする(アンケート指標「非常に満足」4点、「満足」3点、「不満足」2点、「非常に不満足」1点とする。)。</p> <p>&lt;検討会の開催実績&gt;          満足度調査に基づく参拝者等からの要望等については遅滞なく対応を検討することが求められることから、検討会の頻度を引き続き年4回以上としたものである。</p> <p>(4)治療就労両立支援センターの運営          &lt;有用であった旨の評価&gt;          第5期中期目標は、第4期中期目標期間中の実績を鑑みて90%と上方に設定した。令和7年度については、令和6年度と同様に90%と設定した。</p> <p>&lt;事業場への普及啓発、事例集積&gt;          疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者に一体的に取り組むことが求められているため。</p> <p>(5)労働安全衛生総合研究所の運営          &lt;労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数&gt;          第5期中期目標で「労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献(中期目標期間中50件以上)」という目標が定められており、令和7年度の目標は、当該目標を達成するための単年度目標であるが、調査研究により得られた最新の科学的知見が関係法令等の施策に反映されることは労働災害の防止に資するところから、中期目標件数を按分した10件以上をアウトカム指標とした。</p> <p>&lt;プロジェクト研究課題実施数&gt;          アウトプット指標に定めた研究課題(13課題)は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究             <ol style="list-style-type: none"> <li>大型建設機械の安定設置に必要な地耐力に関する研究</li> <li>建設工事の施工段階に応じた災害発生リスクとその防止対策に関する研究</li> <li>化学物質の危険性情報の整備及びリスクアセスメントへの活用に関する研究</li> <li>絶縁体の帶電に起因する静電気災害対策の強化に関する研究</li> <li>次世代型クレーン等に使用されるロープ等の安全性評価</li> </ol> </li> <li>過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究             <ol style="list-style-type: none"> <li>過重労働に関する睡眠と疲労回復機序に関する研究</li> <li>就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究                     <ol style="list-style-type: none"> <li>福祉用具を用いた介助作業における介助者および要介助者の体格差と腰部負担の関係</li> <li>熱中症予防に効果的な機器・用品の活用に関する研究</li> <li>軽度肉体労働に従事する高年齢労働者の身体的負荷に関する研究</li> </ol> </li> <li>化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究                     <ol style="list-style-type: none"> <li>労働環境中化学物質のリアルタイム計測・濃度推定および状態変化に対応した捕集・分析に関する研究</li> <li>作業環境中の気中粗大粒子状物質の測定方法及び評価方法に関する研究</li> <li>経皮ばく露による健康障害が懸念される産業化学物質の予測とそのばく露管理手法に関する研究</li> <li>発がん等慢性疾患への関与が懸念される産業化学物質の把握と予防的アプローチに関する取り組み</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;化学物質の有害性調査&gt;          国が行うべき化学物質の有害性調査に関する今後の方針等も踏まえ、厚生労働省と協議の上対応する必要があるため。</p> <p>(6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費          前年度実績のとおり、契約監視委員会を開催し課題解決のための審議を行ったことで、不適正処理なく契約の適正化を図ることができたことから、今年度においても同様の取り組みが適当であるため。</p>
令和8年度要求に向けた事業の方向性	(1)～(6)第5期中期目標を達成するため、引き続き実施する。

事業名	労災疾病臨床研究事業費補助金事業							事業番号 (令和7年度)	7														
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							事業番号 (令和6年度)	7														
実施主体	個人、民間団体等							担当係	疾病調査研究 補助金係														
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	①多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究 ②放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究 ③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究 について、広く研究者を募り補助を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。 上記研究の成果は、被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労働者の安全及び衛生の確保に寄与することから、社会復帰促進等事業を行う必要がある。																					
	対象 (誰／何を 対象に)	研究を行う研究者個人、民間団体等																					
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	原則として公募により広く研究者を募り、外部有識者から構成される評価委員会において公募課題の評価を行い、研究課題を決定する。																					
	実施 体制	研究を行う研究者、民間団体等に対して、研究に必要な経費を補助する。																					
令和3年度 予算額 (千円)	1,049,762	令和4年度 予算額 (千円)	954,763	令和5年度 予算額 (千円)	906,977	令和6年度 予算額 (千円)	992,837	令和7年度 予算額 (千円)	1,052,794														
令和3年度 決算額 (千円)	1,042,619	令和4年度 決算額 (千円)	951,142	令和5年度 決算額 (千円)	903,354	令和6年度 決算額 (千円)	989,214	令和7年度 雇用勘定予算額 ○(千円)	一般会計予算額 ○(千円)														
令和3年度 予算執行率 (%)	99.6	令和4年度 予算執行率(%)	100.0	令和5年度 予算執行率(%)	100.0	令和6年度 予算執行率 (%)	100.0	※予算執行率は行政経費を考慮していない。															
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																				
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、7.0点以上の評価を得た研究課題:95%																
	アウトプット 指標	公募にて採択された課題であって、申請時に研究事業予定期間が令和5年度終了予定の課題のうち、各年度の中間・事後評価委員会の評価を経て、研究事業予定期間どおり研究を終えた研究課題の割合が80%以上であること。				アウトプット 指標 【○】	公募にて採択された課題であって、申請時に研究事業予定期間が令和5年度終了予定の課題のうち、各年度の中間・事後評価委員会の評価を経て、研究事業予定期間どおり研究を終えた研究課題:100%																
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	採択時等における評価委員からの指摘を研究者にフィードバックするとともに、行政施策の充実につながるような研究成果となるよう担当部署が研究者とコミュニケーションを適切に図るよう努めた。																						
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう、評価委員会における委員からの評価(「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点」等)を研究者にフィードバックするとともに、行政施策の充実につながるような研究成果となるよう担当部署が研究者とコミュニケーションを適切に図るように努めていく。																						
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																					
令和7年度 事業概要	令和6年度と同様																						
令和7年度目標 (アウトカム指標)	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る																						
令和7年度目標 (アウトプット指標)	公募にて採択された課題であって、申請時に研究事業予定期間が令和6年度終了予定の課題のうち、各年度の中間・事後評価委員会の評価を経て、研究事業予定期間どおり研究を終えた研究課題の割合が80%以上であること。																						
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	アウトカム指標については、当該補助金の中間・事後評価委員会において、成果を上げている目安点数を、10点中7点以上としていることから、研究課題の90%以上について7.0点以上の評価を得ることを目標とした。 アウトプット指標については、本補助金が研究の成果により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としていることから、研究事業予定期間どおり研究を行うことを目標とした。																						
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	アウトプット指標及びアウトカム指標の目標を達成していることから、研究内容について想定する成果が得られているものと思料され、引き続き、研究内容及び競争性の向上を図りたい。																						

事業名	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費							事業番号 (令和7年度)	8												
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							担当係	企画法令係												
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署																				
事業／制度概要	目的及び必要性(何のため)	<p>炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒にかかる労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(以下「CO特措法」という。)に基づく介護料は、平成8年に労働者災害補償保険法において介護補償給付が創設されたことに伴い廃止されたが、介護補償給付制度の創設前から既に介護料を受給している者については、経過措置としてCO特措法に基づく介護料を引き続き受給することができることとされたものであり、被災労働者の受けける介護の援護という労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものである。また、CO特措法上も同法の社会復帰促進等事業とする旨明記されているため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>																			
	対象(誰／何を対象に)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とするもの。																			
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	<p>都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の介護料を支給する。</p> <table border="0"> <tr> <td>①常時監視及び介助をするもの</td> <td>:最高限度額 177,950円</td> <td>最低保障額 81,290円</td> </tr> <tr> <td>②常時監視を要し、随時介護をするもの</td> <td>:最高限度額 133,460円</td> <td>最低保障額 60,990円</td> </tr> <tr> <td>③常時監視を要するが、通常は介助を要しないもの</td> <td>:最高限度額 88,980円</td> <td>最低保障額 40,600円</td> </tr> </table> <p>(※いずれも令和6年度の月額)</p>								①常時監視及び介助をするもの	:最高限度額 177,950円	最低保障額 81,290円	②常時監視を要し、随時介護をするもの	:最高限度額 133,460円	最低保障額 60,990円	③常時監視を要するが、通常は介助を要しないもの	:最高限度額 88,980円	最低保障額 40,600円			
①常時監視及び介助をするもの	:最高限度額 177,950円	最低保障額 81,290円																			
②常時監視を要し、随時介護をするもの	:最高限度額 133,460円	最低保障額 60,990円																			
③常時監視を要するが、通常は介助を要しないもの	:最高限度額 88,980円	最低保障額 40,600円																			
実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施																				
令和3年度予算額(千円)	6,397	令和4年度予算額(千円)	5768	令和5年度予算額(千円)	5,501	令和6年度予算額(千円)	5,444	令和7年度予算額(千円)	5,124												
令和3年度決算額(千円)	5,001	令和4年度決算額(千円)	4949	令和5年度決算額(千円)	4,659	令和6年度決算額(千円)	4,613	令和7年度雇用勘定予算額	0(千円)												
令和3年度予算執行率(%)	78.2	令和4年度予算執行率(%)	85.8	令和5年度予算執行率(%)	84.7	令和6年度予算執行率(%)	84.7	一般会計予算額	0(千円)												
令和5年度評価とそれを踏まえた令和7年度事業の見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																		
6年度目標	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。			6年度実績	アウトカム指標【○】	申請から1か月以内に決定した割合は100%であった。 (申請件数:108件、1か月以内に決定した件数:108件)														
	アウトプット指標	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。				アウトプット指標【○】	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。														
6年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題	本省通達に基づき、申請のあったものについて、局署が迅速・適正に処理をしたため。																				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。																				
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																			
令和7年度事業概要	令和6年度と同様																				
令和7年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。																				
令和7年度目標(アウトプット指標)	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。																				
令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する介護料支給については、支給対象者から申請があつた際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定にじまないが、それに代わり、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。</p> <p>なお、アウトプット指標については、本經費が被災労働者の申請に基づく給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を要綱に基づいて適正に処理することを目標とした。</p>																				
令和8年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、被災労働者等の支援を図るため、適切に実施する。																				

事業名	労災就学等援護経費							事業番号 (令和7年度)	9					
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							事業番号 (令和6年度)	9					
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署							担当係	企画法令係					
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 本事業は、死亡労働者の子弟の就学状況の実態及び遺族等の要望などを勘案し、学資等の支弁が困難であると認められる者の学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護することにより、保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者又はその家族の就労を促進する労災就労保育援護費からなり、それぞれ被災労働者及びその遺族の援護を図るという、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。												
	対象 (誰／何を 対象に)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族であって、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるもの。												
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学援護費及び労災就労保育援護費を支給する。 ①小学生……在学者1人につき月額16,000円 ②中学生……在学者1人につき月額21,000円(通信制課程に在学する者にあっては18,000円) ③高校生等……在学者1人につき月額20,000円(通信制課程に在学する者にあっては17,000円) ④大学生等……在学者1人につき月額39,000円(通信制課程に在学する者にあっては30,000円) ⑤保育を要する児童……要保育児1人につき月額9,000円 (※いずれも令和6年度の月額)												
	実施 体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施												
令和3年度 予算額 (千円)	2,531,604	令和4年度 予算額 (千円)	2,425,716	令和5年度 予算額 (千円)	2,425,680	令和6年度 予算額 (千円)	2,356,752	令和7年度 予算額 (千円)	2,281,905					
令和3年度 決算額 (千円)	2,231,510	令和4年度 決算額 (千円)	2,060,728	令和5年度 決算額 (千円)	2,064,240	令和6年度 決算額 (千円)	1,991,508	令和7年度 雇用勘定予算額 0(千円)	一般会計予算額 0(千円)					
令和3年度 予算執行率 (%)	88.1	令和4年度 予算執行率(%)	85.0	令和5年度 予算執行率(%)	85.1	令和6年度 予算執行率(%)	84.5	※予算執行率は行政経費を考慮していない。						
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	申請から1か月以内に決定した割合は84.8%であった。 (申請件数:599件、1か月以内に決定した件数:508件)							
	アウトプット 指標	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。				アウトプット 指標 【○】	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。							
6年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	本省通達に基づき、申請のあったものについて、局署が迅速・適正に処理をしたため。													
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。													
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											
令和7年度 事業概要	令和6年度と同様													
令和7年度目標 (アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。													
令和7年度目標 (アウトプット指標)	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。													
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	労災就学等援護費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 また、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。													
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、被災労働者等の支援を図るため、適切に実施する。													

事業名	労災ケアサポート事業経費							事業番号 (令和7年度)	10					
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							事業番号 (令和6年度)	10					
実施主体	(一財)労災サポートセンター							担当係	年金福祉 第一係					
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>在宅で介護、看護が必要な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する労災ケアソーター(看護師等)による訪問支援を実施すること等により、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。</p> <p>本件事業は労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法による給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。</p> <p>このため、労働災害によって障害を被った労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の規定に基づく社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。</p>												
	対象 (誰／何を 対象に)	65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族												
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族に対して、次の業務を実施する。</p> <p>①介護、看護、健康管理等に関する専門的知識を有する労災ケアソーター(看護師等)による訪問支援</p> <p>②医師による健康管理に関する医学専門的指導・相談</p> <p>③労災重度被災労働者傷病・障害の特性に応じた看護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護サービスの提供及び労災ホームヘルパーの養成</p> <p>※全国を7ブロックに分割して調達し、事業を実施(③については、関東甲信越ブロックのみで実施)</p>												
	実施 体制	(一財)労災サポートセンターに事業を委託して実施												
令和3年度 予算額 (千円)	461,450	令和4年度 予算額 (千円)	461,451	令和5年度 予算額 (千円)	429,924	令和6年度 予算額 (千円)	428,768	令和7年度 予算額 (千円)	428,768					
令和3年度 決算額 (千円)	460,215	令和4年度 決算額 (千円)	461,451	令和5年度 決算額 (千円)	428,768	令和6年度 決算額 (千円)	428,768	令和7年度 雇用勘定予算額 ○(千円)	一般会計予算額 ○(千円)					
令和3年度 予算執行率 (%)	99.8	令和4年度 予算執行率(%)	100.0	令和5年度 予算執行率(%)	99.7	令和6年度 予算執行率(%)	100.0	※予算執行率は行政経費を考慮していない。						
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	有用であった旨の評価:95.2% ※7,206(有用の評価)／7,569(総回答数)							
	アウトプット 指標	労災重度被災労働者に対して、訪問支援(オンラインを含む)を年間11,100件以上実施する。				アウトプット 指標 【○】	訪問支援の件数:12,327件 ※達成率:111.1%							
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	労災ケアソーター等による訪問支援が計画的かつ適切に行われたため。													
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き、受託者からの状況把握及び必要な指導を行うことにより、適切な事業運営がなされるよう努める。													
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												
令和7年度 事業概要	令和6年度事業概要と同様													
令和7年度目標 (アウトカム指標)	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。													
令和7年度目標 (アウトプット指標)	労災重度被災労働者に対して、訪問支援(オンラインを含む)を年間11,100件以上実施する。													
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<p>アウトカム指標については受益者である利用者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図し、令和6年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。</p> <p>アウトプット指標については、令和7年4月支払期で65歳未満労災重度被災労働者は8,631人であるものの、少なくとも1人年1回以上の訪問支援を実施することを目標として、令和6年度と同じ11,100件と設定した。</p>													
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	令和4年度に一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と令和5年度から令和7年度までの3箇年契約を締結しており、当該契約の最終年度となるため、次期調達においては事業実績等を踏まえ、適切な要求を行う。													

事業名	休業補償特別援護経費						事業番号 (令和7年度)	11								
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	業務係								
実施主体	都道府県労働局															
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。 業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺等の遅発性疾患に罹患し、又は疾病の原因となる業務に従事した事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給し、もって被災労働者の援護を図る。														
	対象 (誰／何を 対象に)	事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者														
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。最初の3日間にについては使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、事業場の廃止等によりこの休業待期3日間の休業補償を受けることができない労働者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。														
	実施体制	被災労働者からの申請に基づき、労働基準監督署において支給決定し、都道府県労働局が休業補償3日分に相当する額を支給する。														
令和3年度 予算額 (千円)	1,236	令和4年度 予算額 (千円)	1,261	令和5年度 予算額 (千円)	1,053	令和6年度 予算額 (千円)	939	令和7年度 予算額 (千円)	910							
令和3年度 決算額 (千円)	544	令和4年度 決算額 (千円)	741	令和5年度 決算額 (千円)	593	令和6年度 決算額 (千円)	569	令和7年度 雇用勘定予算額 0(千円)								
令和3年度 予算執行率 (%)	44.0	令和4年度 予算執行率(%)	58.8	令和5年度 予算執行率(%)	56.3	令和6年度 予算執行率(%)	60.6	一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。								
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。 (本体給付と同時に受け付けた申請については、本体給付決定日を申請日として扱う。)	6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	93% (申請件数:28件、1ヶ月以内に決定した件数:26件)											
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。		アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。											
6年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため、各目標を達成した。 引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。															
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。															
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続														
令和7年度 事業概要	令和5年度と同様															
令和7年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。 (本体給付と同時に受け付けた申請については、本体給付決定日を申請日として扱う。)															
令和7年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。															
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	休業補償特別援護経費については、支給対象者等から申請があつた際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。															
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。															

事業名	長期家族介護者に対する援護経費							事業番号 (令和7年度)	12										
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							事業番号 (令和6年度)	12										
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署							担当係	企画法令係										
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るために、長期家族介護者援護金を支給している。 本事業は、要介護状態の重度被災労働者の遺族の生活を援護するための事業であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致することから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																	
	対象 (誰／何を 対象に)	長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族																	
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から、一時金100万円を支給する。																	
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施																	
令和3年度 予算額 (千円)	38,000	令和4年度 予算額 (千円)	41,000	令和5年度 予算額 (千円)	40,000	令和6年度 予算額 (千円)	46,000	令和7年度 予算額 (千円)	49,000										
令和3年度 決算額 (千円)	44,000	令和4年度 決算額 (千円)	47,000	令和5年度 決算額 (千円)	49,000	令和6年度 決算額 (千円)	29,000	令和7年度 雇用勘定予算額 0(千円)											
令和3年度 予算執行率 (%)	115.8	令和4年度 予算執行率(%)	114.6	令和5年度 予算執行率(%)	122.5	令和6年度 予算執行率(%)	63.0	一般会計予算額 0(千円)	※予算執行率は行政経費を考慮していない。										
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	受給者からアンケートを取り、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価を80%以上得る。			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	受給者からアンケートを取った結果、回答を得たアンケートのうち、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価は95%であった。												
	アウトプット 指標	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。 令和6年度の支給件数を41件以上とする。				アウトプット 指標 【×】	令和6年度の支給件数は31件であった。 うち3件については、申請から支給決定までに要した期間が1ヶ月を超えており、かつ申請者に連絡をしていなかった。												
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	支給件数については、申請に依拠するものであり、未達成となつた。 また、申請から支給決定までに要する期間が1か月を超える場合は、申請者に事前に連絡することとしていたが、連絡を失念していた等理由により連絡をしていなかつたものがあつた。																		
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	例年の執行率は好調であり、また、支給件数の推移は平成30年以降令和5年度まで一貫して増加しており、傾向としては増加基調にある。令和6年度のアウトプット指標の未達成については、目標値を令和元年度から令和5年度までの平均として算出した結果、増加した年度の影響を受け、目標が高い値になつたため未達成となつたもの。支給件数は令和元年度と同一であり利用状況は堅調。 今年度は制度の対象者に制度の説明を行う等の対応を労働局に指示し、引き続き、事業の適正な運営に努める。また、申請から支給決定までに要する期間が1か月を超える場合は、あらかじめ申請者に連絡する対応について労働局に徹底するよう改めて指示を行う。 今後、件数の減について、低調であれば、原因を分析の上、対策の実施を検討する。																		
評価	B	予算額又は手法等を見直し																	
令和7年度 事業概要	令和6年度と同様																		
令和7年度目標 (アウトカム指標)	受給者からアンケートを取り、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価を80%以上得る。																		
令和7年度目標 (アウトプット指標)	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。																		
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	アウトカム指標については、長期家族介護者援護金は、遺族から申請があつた際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないことから、事業のあり方を含めた検討のため受給者に対してアンケートを実施し、当該アンケートにおける役に立った旨の回答を80%以上とするよう目標を設定した。 アウトプット指標についても同様に遺族から申請があつた際に審査し支給する事業であり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。																		
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	本件事業については、要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯は、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図り、重度被災労働者の遺族の生活を援護するために、必要な事業であるため、引き続き厳正かつ迅速な処理を行い実施していかたい。																		

事業名	労災特別介護施設運営費・設置経費 ((1)労災特別介護援護事業経費、(2)労災特別介護施設設置費)						事業番号 (令和7年度)	13			
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係 年金福祉 第一係				
実施主体	(一財)法人労災サポートセンター、厚生労働省、国土交通省、都道府県労働局										
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>(1)労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)はその家族の高齢化や核家族化の進展に伴い、在宅での介護が困難となっている。また、労災重度被災労働者は労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、一般に民間事業者や市町村等により実施されている介護サービスでは、十分な介護は施されていない現状にある。</p> <p>こうした介護を巡る環境等を十分に踏まえ、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供するため、労災特別介護施設の運営を行うことにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。</p> <p>(2)労災特別介護施設は、平成4年より順次開所され、現在全国8カ所に設置されているが、開所以来、新しい施設で21年、古い施設で30年余経過し、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設の不備をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設管理者としての責任を問われかねないことから、入居者の安全な生活環境の整備を図るために、施設の特別修繕を行う。</p> <p>両事業はともに労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。このため、労働災害によって障害を被った労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。</p>									
	対象 (誰／何を対象に)	<p>(1)在宅での介護が困難な全国の労災重度被災労働者及びその家族</p> <p>(2)国が全国8カ所(北海道、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、熊本県)に設置した労災特別介護施設</p>									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>(1)労災重度被災労働者の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービスを提供する介護施設(労災特別介護施設)において、専門的な施設介護サービス及び短期滞在型介護サービスを提供する。</p> <p>(2)施設の特別修繕を行う。</p>									
	実施体制	<p>(1)(一財)労災サポートセンターに事業を委託して実施。</p> <p>(2)原則として国土交通省に支出委任。ただし、直接実施する場合については厚生労働省(都道府県労働局)において実施する。</p>									
	令和3年度予算額 (千円)	2,185,739	令和4年度予算額 (千円)	2,161,540	令和5年度予算額 (千円)	2,231,883	令和6年度予算額 (千円)	2,303,544	令和7年度予算額 (千円)	2,453,011	
	令和3年度決算額 (千円)	1,708,850	令和4年度決算額 (千円)	1,741,034	令和5年度決算額 (千円)	1,875,022	令和6年度決算額 (千円)	2,004,717	令和7年度雇用勘定予算額 0(千円)		
	令和3年度予算執行率 (%)	100.0	令和4年度予算執行率(%)	101.9	令和5年度予算執行率(%)	103.3	令和6年度予算執行率(%)	106.2	一般会計予算額 0(千円)		
	令和5年度評価とそれを踏まえた令和7年度事業の見直し	令和5年度評価	B	予算額又は手法等を見直し							
6年度目標	アウトカム指標	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。			6年度実績	アウトカム指標 【○】	有用であった旨の評価:92.7% ※11,459(有用の評価)/12,364(総回答数)				
	アウトプット指標	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。			アウトプット指標 【×】	年平均入居率:79.8% ※605名(年平均入居者数)/758名(入居者定員)					
6年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	<p>アウトカム指標については、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを適正に提供したため目標を達成することができた。</p> <p>アウトプット指標については、委託先と令和5年度～令和7年度の3箇年契約を結ぶにあたり、入居率が特に低かった愛媛施設(令和4年度68.2%)について、入居定員数を88名→82名に見直しを行ったが、令和6年度の施設全体の年平均入居率は79.8%にとどまり、目標未達成となつた。</p> <p>目標未達成となった原因としては、死亡や長期入院等による退去者数が昨年度に比べ増加し、新規入居者数を上回っていることである(退去者84名、入居者62名)。</p> <p>また、今後、入居率を向上させていく上で、施設によって入居希望者数に差があることが課題になると考えられる。千葉施設については、早期入居を希望する者が毎月平均で11.8名いたが、入居率が最も低かった愛媛施設については、月平均で2名にとどまった。これは、入居対象となる労災重度被災労働者数の偏在によるものと思料され、仮に各施設の所在地周辺の都道府県を北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄の8ブロックに分けると、愛媛施設の所在地である四国ブロックには全労災重度被災労働者(19,959名(令和7年4月支払期時点))の4.8%(959名)が居住している状況となっており、平均値の12.5%(2,494名)を大幅に下回っている。このように労災重度被災労働者数の地域毎の偏在があることから、先述のとおり令和5年度に愛媛施設の定員の見直しを行ったものの、愛媛施設及び北海道施設(入居定員数88名)を除く他施設においては一律の設定であることも目標未達成の一因であると思料される。</p>										

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	<p>アウトプット指標については、受託者からの適時の状況把握を行うとともに以下の取組を行った。</p> <p>全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じて職員に周知し、年金支給決定時に職員から入居対象者に対する説明及び周知を実施すること及び全都道府県障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対する本事業の紹介を依頼するなど、入居率向上のための取組を行った。また、委託先に対しては、入居促進の取組内容について調査を行い、委託先が入居促進を実施していく過程で効果の検証及び改善等を随時行うよう指示を行い、改善を求めた。</p> <p>委託先の取組として、都道府県労働局及び市町村等の行政機関へ協力依頼などのこれまでの取組のほか、労災ケアセンターとの連携や令和6年度に引き続き労災病院や協力医療機関等の医療ソーシャルワーカーが所属している部署(医療相談室、地域医療連携室、地域包括支援センター等)、労災重度被災労働者が施設に入居することのメリットを記載した文書を持参し、入居促進活動を積極的に行つた。また、労災重度被災労働者の退院支援の際に施設の紹介を行つていただくよう依頼した。令和5年度より施設紹介動画を作成してHPに公表もしたり、過去に問い合わせをいただいた者に対して、改めて入居勧奨を行うなどの取組を実施している。また、入居促進の改善のため、これまで施設ごとにしか新規入居者数等の目標を設定していなかったが、令和6年度からは8施設全体で入居率90%達成を目指して取り組むこととした。そのため、入居促進の取組状況について定期的に確認し、効果の検証を行い、見直すべきところは見直しを行いより効果的な入居促進に取り組んだ。</p> <p>なお、前項で記載した、施設毎で入居希望者数に差があるという課題については、令和5年度から3箇年契約を行うにあたり、特に入居率が低かった愛媛施設の入居定員数を88名から82名に見直しを行うことで対応していたが、その後の更なる入居者数と入居定員との乖離を考慮し、令和7年度も速やかに入居定員数の更なる見直し(758名→627名)を行う予定。</p> <p>また、入居率を向上させるための取組として、早期入居希望者のうち希望施設の空き部屋がない方へはほかの施設への入居を進めることや、入居の端緒となりうる短期滞在型介護サービスを有効活用できるよう積極的な周知・利用促進を引き続き行っていく。加えて、適正かつ合理的な事業の運営が実施できるよう不断の見直しを行っていくこととする。</p>	
評価	B	予算額又は手法等を見直し
令和7年度事業概要	令和6年度事業概要と同様	
令和7年度目標 (アウトカム指標)	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を85%以上得る。	
令和7年度目標 (アウトプット指標)	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。	
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	<p>アウトカム指標については、受益者である入居者等からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図している。アンケートの設問について類似の設問をまとめるなどの見直しを行う。さらに、これまで「どちらともいえない」という回答を分母に含めていなかったが、より実態に近い評価を反映するため、「どちらかといえば満足」「どちらかといえば不満足」に分類し、全ての回答を分母に含めるよう見直しを行う。この変更により母数が変わり有用度の数値が上下にぶれやすくなるため、目標を85%以上に変更した。</p> <p>アウトプット指標については、平成22年度の事業目標設定時に、当時の平均入居率が90%以上を維持していたため、目標を90%として設定したこと及び当時に比べて労災重度被災労働者は減少しているものの、入居していない労災重度被災労働者が一定数いること、また、国有財産の有効活用の観点から、令和6年度と同じ、入居率を年平均90%以上と設定した。</p>	
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	令和4年度に一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と令和5年度から令和7年度までの3年契約を締結しており、当該契約の最終年度となるため、次期調達については実績を踏まえ、適切な要求を行う。	

事業名		労災診療被災労働者援護事業補助事業費						事業番号 (令和7年度)	14
事業の別		被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						事業番号 (令和6年度)	14
実施主体		(公財)労災保険情報センター(令和5年度交付先)						担当係	福祉係
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	被災労働者の援護を図るため、被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である労災保険指定医療機関制度の維持、拡充を図ることを目的に、労災認定が行われるまでの間、労災保険指定医療機関に対して診療費相当額を貸し付けることで経済的負担を軽減させ、労災保険指定医療機関制度を維持、拡充するためのもの。社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	(公財)労災保険情報センターが貸付契約を締結している労災保険指定医療機関(労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項に規定する病院又は診療所)							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	労災保険指定医療機関で被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている労災保険指定医療機関への無利子貸付事業に対して、補助を行う。							
	実施 体制	対象となる労災保険指定医療機関に対し、診療費の請求相当額を貸し付ける。							
令和3年度 予算額 (千円)		2,695,553	令和4年度 予算額 (千円)	2,576,084	令和5年度 予算額 (千円)	2,915,432	令和6年度 予算額 (千円)	3,018,558	令和7年度 予算額 (千円)
令和3年度 決算額 (千円)		2,695,553	令和4年度 決算額 (千円)	3,246,084	令和5年度 決算額 (千円)	2,915,432	令和6年度 決算額 (千円)	3,018,558	令和7年度 雇用勘定予算額 ○(千円) 一般会計予算額 ○(千円)
令和3年度 予算執行率 (%)		100.0	令和4年度 予算執行率(%)	126.0	令和5年度 予算執行率(%)	100.0	令和6年度 予算執行率(%)	100.0	※予算執行率は行政経費を考慮していない。
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し		令和5年度評価	D	未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要					
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	労災保険指定医療機関を前年より300件以上増加させる。 (令和6年3月時点44,981件)			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【×】	労災保険指定医療機関は前年より55件減少した。 (令和7年3月時点44,926件)		
	アウトプット 指標	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。				アウトプット 指標 【○】	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払われた。		
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題		<p><b>【アウトカム指標】</b>      令和5年度にアウトカム指標が達成できなかったことを踏まえ、令和6年度は、都道府県労働局における従来からの取組(※)に加えて、労災指定医療機関についてのリーフレットを作成し、加入勧奨の際に活用したほか、厚生労働省のHPにも掲載を行った。      ※ 労災指定を受けていない医療機関の治療費について労災請求がされた場合に、当該医療機関に指定申請をするように働きかけを行っている。      さらに、(公財)労災保険情報センターにおいても、本事業の周知の一環として、毎月新規に開設した医療機関を地方厚生局のHPで把握した上で、指定申請の勧奨を行うこととし、この取組に当たっては、日本医師会に対しても都道府県医師会等への周知を依頼する等して取り組んできたところ。      このような取組を行った結果、新規の指定申請件数は1,160件と前年度から50件近く増加したものの、取消件数が大幅に増加し、令和6年度もアウトカム指標が達成できない結果となった。      取消件数の増加については、国内の医療機関数が令和4年度には令和3年度よりも697施設増えて181,093施設であったのに対し、令和5年度の医療施設数は、179,834施設で令和4年度から1,259施設の減少に転じており、このような医療機関数の減少が大きな要因と考えられる。      また、指定の取消について、都道府県労働局10局へヒアリングを実施したところ、廃業のほか、「労災保険で受診する患者がなく、いざ、労災の患者が来たときに申請手続がわからいため取消を行った」といった理由により取消の申請が行われた例もあった。      なお、現状においても労災保険指定医療機関となっていない医療機関が一定数あるものの、そもそも労災傷病に対する治療を行う機会がない医療機関も相当数存在しており、指定申請の勧奨を行った際のアンケートにおいても、必要性がないということで申請を行わないケースも一定数確認されているところである。</p> <p><b>【アウトプット指標】</b>      適切な事務処理が行われたため、貸付請求相当額が請求月末に100%支払われた。</p>							

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	<p><b>【アウトカム指標】</b>          本事業は、被災労働者が迅速に医療の現物給付を受けられる労災医療実施体制の維持・充実を図ることによって、被災労働者の療養生活の援護及び社会復帰の促進に寄与することを目的としており、これまでの労災指定医療機関を増加させる取組によって労災医療実施体制については一定の充実は図られている。          現状、国内の医療機関数が減少に転じており、これまでのように労災保険指定医療機関の増加は見込めない状況にあるものの、労災医療実施体制の維持や更なる充実という観点からは、引き続き、労災保険指定医療機関を増加させるための取組は実施していく必要があると考えている。</p> <p><b>【アウトプット指標】</b>          引き続き目標に応じた実績を維持できるよう指導する。</p>	
評価	D	未達成要因を分析の上、事業廃止又は厳格な見直しが必要
令和7年度事業概要	令和6年度と同様	
令和7年度目標(アウトカム指標)	労災保険で支給した療養(補償)等給付のうち、労災保険指定医療機関で現物給付として支給された療養(補償)等給付の金額割合を98%以上とする。	
令和7年度目標(アウトプット指標)	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。	
令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p><b>【アウトカム指標】</b>          本事業の目的である、被災労働者の療養生活の援護及び社会復帰の促進への寄与については、具体的には多くの被災労働者が、労災保険指定医療機関において自己負担をすることなく現物給付を受けるための環境整備を行うことである。          令和7年3月時点の労災指定医療機関数は44,926件であり、目標管理を開始した平成23年時点の39,184件から14年間で約5,700増加している状況にある。          このように、労災指定医療機関増加の取組を行ってきた結果、被災労働者が労災保険指定医療機関において現物給付を受けた割合(療養(補償)等給付の総額に占める割合)については、金額ベースで過去5年間は98%程度と高い水準で推移しており、指定医療機関数の増加により、被災労働者が労災保険指定医療機関で現物給付を受けるための環境整備は一定程度進んできているものと考えられる。          そのため、これまで本事業は労災保険指定医療機関の増加数をアウトカム指標として評価を行ってきたところであるが、このように国内の医療機関数が減少している状況及び昨年度の本検討会でのご指摘を踏まえ、次年度以降は、労災指定医療機関の増加ではなく、被災労働者が現物給付を受けた割合について新たな指標で評価することしたい。          具体的には、「労災保険で支給した療養(補償)等給付のうち、労災保険指定医療機関において現物給付として支給された療養(補償)等給付の割合」を本事業の新たなアウトカム指標と設定し、目標値は過去5年間(※)の実績を元に98%以上とし、この指標に照らして本事業の効果を適切に評価してまいりたい。          ※ 直近5年の実績は、98.9%→98.9%→98.9%→98.8%→98.9%          なお、労災保険指定医療機関の増加数については、アウトカム指標とはしないものの、引き続き積極的な勧奨を行っていくとともに、参考指標として本検討会へ報告することとする。</p>	
令和8年度要求に向けた事業の方向性	(公財)労災保険情報センターが実施する貸付事業への補助を行うため、必要な予算の確保に努め、労災保険指定医療機関制度の維持及び充実を図る。	

事業名	過労死等防止対策推進経費							事業番号 (令和7年度)	15					
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和6年度)	15					
実施主体	民間団体							担当係	過労死等防止対策推進室					
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>・「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有するとされている。また、同法第9条に基づき、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるための施策(啓発)等を実施することにより労働者の健康の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> <p>・さらに、同大綱において「過労死で親を亡くした遺族(児)の抱える様々な苦しみを少しでも軽減できるよう、引き続き、過労死遺児交流会を毎年開催する」とされている。同大綱に基づき、イベントを通じて過労死として認定された労働者の遺児等の心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施することにより被災労働者及びその遺族の援護に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>												
	対象 (誰／何を対象に)	事業主、労働者、過労死で親を亡くした遺族(児)、その他国民												
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、      ①大学・高等学校等における労働条件に関する啓発に係る講師派遣      ②過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発      ③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に合わせて開催)      ④イベントを通じて過労死で親を亡くした遺児等の心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施する。</p>												
	実施体制	民間団体に委託して実施												
令和3年度予算額 (千円)	197,042	令和4年度予算額 (千円)	211,094	令和5年度予算額 (千円)	212,496	令和6年度予算額 (千円)	213,883	令和7年度予算額 (千円)	234,225					
令和3年度決算額 (千円)	187,671	令和4年度決算額 (千円)	187,876	令和5年度決算額 (千円)	210,298	令和6年度決算額 (千円)	209,333	令和7年度雇用勘定予算額 ○(千円)		一般会計予算額 ○(千円)				
令和3年度予算執行率 (%)	95.4	令和4年度予算執行率(%)	89.0	令和5年度予算執行率(%)	99.0	令和6年度予算執行率(%)	97.9	※予算執行率は行政経費を考慮していない。						
令和5年度評価とそれを踏まえた令和7年度事業の見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											
6年度目標	アウトカム指標	<p>(1)過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価を85%以上とする。      (2)過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合を85%以上とする。      (3)労働条件に関する啓発に係る講師派遣について、授業の内容に「満足した」旨の評価を85%以上とする。</p>			6年度実績	アウトカム指標 【○】	<p>(1)過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価:92.3%      (2)過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合:91.4%      (3)労働条件に関する啓発に係る講師派遣について、授業の内容に「満足した」旨の評価:99.2%</p>							
	アウトプット指標	<p>(1)過労死遺児交流会の参加型イベントや相談などのイベントを3種類以上実施する。      (2)過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計4,496人以上とする。      (3)労働条件に関する啓発に係る講師派遣授業の実施回数を180回以上とする。</p>				アウトプット指標 【○】	<p>(1)過労死遺児交流会のイベント実施実績:3種類(子ども向け参加型イベント、グループトークなど保護者向けプログラム、個別相談会)      (2)過労死等防止対策推進シンポジウムの開催実績:全国48箇所で開催...参加者4,802人      (3)労働条件に関する啓発に係る講師派遣授業の実施回数:191回</p>							
6年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	<p>(1)過労死遺児交流会については、開催時期も含め過労死遺族が委員を務める検討会での検討を重ね、また、プログラムについても、遺児の参加型イベントのほか、参加者が抱える悩みを分かち合うためパネルディスカッション形式のグループトーク、参加者の個別の悩みに応える個別相談会をそれぞれ企画した結果、目標を達成できた。      (2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、開催に係る周知広報と併せて国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター、パンフレット及び広報用動画の作成、都道府県労働局を通じた事業場に対する直接の開催案内の送付等)を実施し、目標を達成できた。</p>													
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	<p>(1)過労死遺児交流会については、引き続き、事業における前年度までのアンケート結果等を参考に、開催時期やプログラム内容を検討する。      (2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、引き続き、事業におけるアンケート結果等を参考に、企業における労務管理や労働者自身の働き方の参考となるようなプログラムの充実を図るとともに、都道府県労働局も各都道府県におけるプログラムの企画立案段階に関与するほか、積極的に関係団体等に働きかけを行い、より多くの参加者の確保に努める。また、国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター及びパンフレット等の作成等)を効果的に実施する。</p>													
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										

令和7年度 事業概要	令和6年度と同様
令和7年度目標 (アウトカム指標)	(1)過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価を85%以上とする。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合を85%以上とする。 (3)労働条件に関する啓発に係る講師派遣について、授業の内容に「満足した」旨の評価を85%以上とする。
令和7年度目標 (アウトプット指標)	(1)過労死遺児交流会の参加型イベントや相談などのイベントを3種類以上実施する。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計4,646人以上とする。 (3)労働条件に関する啓発に係る講師派遣授業の実施回数を240回以上とする。
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	・アウトカム指標について、(1)過労死遺児交流会については、イベントを通じて過労死として認定された労働者の遺児等の心身のリフレッシュを図る等のための施策として実施する事業であることから、事業の趣旨を成果として適切に評価するため、引き続き、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価を目標に設定した。(2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、過労死等の防止に関する国民の関心と理解を深めるための施策として実施する事業であることから、事業の趣旨を成果として適切に評価するため、引き続き、参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合とし、引き続き、85%以上とした。(3)講師派遣については、若い頃から労働関係法令に関する理解を深めることを目的として実施する事業であることから、対象となる学生・生徒に授業内容が適切に受け止められたことを判断する指標として、「満足した」旨の評価を目標に設定した。 ・アウトプット指標について、(1)過労死遺児交流会については、アウトカム指標を達成するため、引き続き、プログラムやイベントの種類の数を指標に設定した。(2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、会場ごとに都市の規模等から参加者数を見込み、合計したものを指標とし、過去2年度の実績を踏まえ、同2年間の平均値(4,489人(R5)、4,802人(R6))である「4,646人」と設定した。(3)講師派遣授業の実施回数は、委託事業の仕様書に基づき240回と設定した。
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	過労死等の防止に関する大綱に基づく施策の実施に必要な経費を要求

事業名	安全衛生啓発指導等経費							事業番号 (令和7年度)	16	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和6年度)	16	
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局及び労働基準監督署、(1)②のみ富士通(株)							担当係	業務班 管理係 計画班	
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>(1)① 労働災害防止についての啓発指導を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する必要がある。また、産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する必要がある。事業者や労働者に対する安全衛生啓発指導や安全衛生意識の普及高揚を図ることは、労働者の安全衛生確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>(2) 労働災害の防止を図るため、一定の危険又は有害な業務に従事する者や作業主任者の一部には、技能講習の受講が義務付けられている。作業の際には、技能講習修了証の携帯が義務付けられているが、修了証を紛失又は破損した場合で、技能講習を行う機関が廃止されたり、受講した機関名等を失念していたりすると、再交付を受けられず、作業に就けなくなるといった労働者への不利益が生じる。</p> <p>また、修了証は登録教習機関ごとに交付されるが、一人の労働者が複数の技能講習を修了し、異なる機関でそれぞれ修了証の交付を受けている場合もあることから、当該労働者の修了歴を一覧の形にして携帯しやすい大きさの書面にして交付する必要がある。</p> <p>そのため、全国の登録教習機関の修了者のデータを一元的に管理するとともに、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備する。また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)に基づく国家資格等情報連携・活用システムとの連携を行うことで、マイナポータル上でも申請手続きを可能とし、労働者が技能講習証明書の申請を更にしやすい環境の整備を行う。</p> <p>無資格者が業務に従事することによる労働災害の防止を図るために、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>(2)アスペストやじん肺等職業性疾病の問題が社会的にも大きな問題となっていることから、有害物質等有害要因を有する事業場に対する職業性疾病等の予防のため、監督指導等を実施し、労働者の健康を確保する。また、重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害の災害原因を究明し、同種災害の発生を防止する。労働災害のリスクの高い事業場への指導等を実施するための経費であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>(3)安全衛生施設については、各施設において経年劣化が進行している。これをそのまま放置し、事故等が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題となることから、施設利用者等の安全のため、修繕等を行う必要がある。また、当該施設は、労働安全衛生法第63条に基づき、労働災害の防止を目的として、安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うために国が設置したものであることから、これら施設の修繕は労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の規定による社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>								
	対象 (誰／何を 対象に)	民間企業等								
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>(1)①安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間、全国労働衛生週間等を実施する。</p> <p>②登録教習機関から原則3年後に引渡し等される技能講習修了者に係る情報を入力し、そのデータを一元的に管理するとともに、技能講習修了者本人の求めに応じて、技能講習を修了したことを証明する書面を発行する。</p> <p>(2)有害物質等有害要因を有する事業場に監督指導等を実施するとともに、災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告等に基づきその発生原因を多角的体系的に検討・調査する。</p> <p>(3)国土交通省による官庁建物実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、安全衛生教育に従事する指導員の養成等を継続できるように、修繕等をする。</p>								
	実施 体制	<p>(1)①及び(2)厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署による直接実施</p> <p>(1)②富士通(株)</p> <p>(3)支出委任により国土交通省が実施。支出委任できない部分については、厚生労働省本省で直接実施。</p>								
令和3年度 予算額 (千円)	1,013,438	令和4年度 予算額 (千円)	1,231,356	令和5年度 予算額 (千円)	907,346	令和6年度 予算額 (千円)	1,016,296	令和7年度 予算額 (千円)	1,171,576	
令和3年度 決算額 (千円)	406,683	令和4年度 決算額 (千円)	541,622	令和5年度 決算額 (千円)	183,702	令和6年度 決算額 (千円)	401,248	令和7年度 雇用勘定予算額 0 (千円)		
令和3年度 予算執行率 (%)	92.9	令和4年度 予算執行率(%)	91.7	令和5年度 予算執行率(%)	93.6	令和6年度 予算執行率(%)	100.0	一般会計予算額 0 (千円)		
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

6 年 度 目 標	アウトカム 指標	①全国安全週間について、外部メディアにおいて47回以上取り上げられる。 ②技能講習の帳票データの受付件数を171万件以上とする。	6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【①○②×】	①全国安全週間について、外部メディアに118回取り上げられた。 ②技能講習の帳票データを156万件受付した。			
	アウトプット 指標	①全国安全週間に係るリーフレットを各都道府県労働局が周知に使用する部数を把握し、印刷及び配布する(令和6年度必要部数:108,110部)。 ②引き続き帳票データを引き受けけることを周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。		アウトプット 指標 【①○②○】	①全国安全週間に係るリーフレットを各都道府県労働局が周知に使用する部数を把握し、印刷及び配布した。 ②帳票引受けからデータ入力に至る一連の流れがマニュアル化されており、その徹底がなされることで適切な管理がなされている。			
6年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題		<p>全国安全週間の外部メディアへの取り上げ数は、適切な進捗管理を行ったことで目標を達成した。</p> <p>技能講習の帳簿データの受付数については目標未達成となったが(達成率91%)、厚生労働省では、これまでも修了者の利便性の向上を図るために、登録教習機関に対して、各年度に実施した直近の技能講習の帳票データに加え、過去に実施した技能講習の帳票データについてもデータ提供を行うよう協力依頼を行っており(平成25年度及び令和元年度に登録教習機関に対して通知を発出)、特に令和元年度以降の5年間で、過去実施分の帳票データを相当数受け付けている(当該5年間においては、各年度の受付件数の6割程度を占めていると考えられる)。現在、本事業で一元管理している修了者情報は5,000万件を超えており、登録教習機関から都道府県労働局に対する報告によれば、技能講習の修了者数(延べ修了件数)は年間およそ100万件(帳票受付機関へのデータ提供を行っていない登録教習機関も含めたもの)であることや、修了者情報を分析したことによると、登録教習機関が保有する過年度実施の帳票データの多くは既に受付済となったと考えられる。</p> <p>このため、今後は各年度に実施した直近の技能講習の帳票データ(上記報告によれば年間総数約100万件)の受付が中心となることが予想されるが、令和6年度はこのような状況の中で、令和5年度と比較して過去実施分のデータの受付が大幅に減少したことが、帳票受付数全体が減少した要因と考えられる。</p>						
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		上記のとおり、登録教習機関が保有する過年度実施の技能講習の帳票データの多くが既に受付済であると考えられることから、今後は、複数の技能講習の修了資格を適時に修了証明書一枚に統合するために、登録教習機関より送付された帳票データをデータベースで一元管理した上で、申請者からの求めに応じ、修了証明書を交付することが課題。						
評価	D		未達成要因を分析の上、事業廃止又は厳格な見直しが必要					
令和7年度 事業概要	令和6年度と同様。							
令和7年度目標 (アウトカム指標)	<p>①全国安全週間について、外部メディアにおいて47回以上取り上げられる。</p> <p>②不備のない申請について申請受付から修了証明書発行までに要する期間を1ヶ月以内とし、その期間内に発行した割合を90%以上とする。</p>							
令和7年度目標 (アウトプット指標)	<p>①全国安全週間に係るリーフレットを各都道府県労働局が周知に使用する部数を把握し、印刷及び配布する(令和7年度必要部数:82,050部)。</p> <p>②引き続き帳票データを引き受けけることを周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。</p>							
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	<p>全国安全週間に係るリーフレットの配布により、また全国安全週間準備期間及び本週間に47労働局で実施したパトロールや集団指導が外部メディアに広報されることにより、事業者及び関係団体等の安全衛生意識の高揚につながると考えられるため、アウトプット指標①及びアウトカム指標①とした。なお、アウトカム指標①については、労働局において昨年度の配布予定団体への配布予定が無くなつたことや、昨年度の配布実績において、先に転送されたリーフレットデータを投影あるいは印刷し配布することが多くあつた経緯を踏まえ、令和6年度より必要部数が減少している。</p> <p>技能講習の帳票データについて、登録教習機関が保有する過年度実施の技能講習の帳票データの多くが既に受付済であると考えられることから、新たに申請者の立場に沿ったアウトカム指標を立てることとし、令和7年度は、「不備のない申請について申請受付から修了証明書発行までに要する期間を1ヶ月以内とし、その期間内に発行した割合を90%以上とする」ことをアウトカム指標②とする。また、安定した帳簿の引き渡しを維持するため、引き続き、令和6年度と同じ目標としてアウトプット指標②を設定した。</p>							
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	<p>技能講習修了証の発行業務については、①技能講習の修了者データを指定機関が集中的に管理することにより、修了資格の証明を永続的に可能とし、②複数の技能講習の修了資格を修了証明書一枚に統合することにより、就業制限業務従事者に課せられた資格証の携行の義務等を遵守しやすくなることを目的とする公益性の高い事業である。</p> <p>加えて、これらのデータベースの整備は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムとの連携を行い、マイナポータル上でも申請手続きや修了状況の閲覧を可能とするためにも必須であることから、予算額を減額した上で継続して事業を実施することとした。</p> <p>さらに、新規修了者分を早期にデータベースに集約するために、登録教習機関が技能講習修了者の電子データを簡便にデータ報告できる機能を追加するシステム改修を行うとともに、アンケートにより把握した、帳票データの送付を行っていない登録教習機関に対して帳票データの引き渡しの協力要請を行うこととする。</p>							

事業名		職業病予防対策の推進						事業番号 (令和7年度)	17		
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係 電離放射線労働者健康対策室、労働衛生課 有害対策環境指導係	17		
実施主体		厚生労働省本省、日本電気(株)、(一財)日本原子力文化財団、(公財)原子力安全技術センター、(株)中外等									
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>(1)東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)において、緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理や廃炉等作業員の健康支援を行うため。</p> <p>(2)東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連の情報について、我が国における被ばく管理規制に対する国際的な信頼に資するため。</p> <p>(3)東電福島第一原発については、今後、核燃料デブリの取り出しに向けて建屋内部での作業など高線量の場所での作業が増加する見込みであるため、より効果的な被ばく低減対策が求められているため。</p> <p>(4)眼の水晶体への被ばく線量が比較的高い医療分野における被ばく低減・放射線管理を支援するため。</p> <p>以上の目的のとおり、緊急作業に従事した労働者や廃炉等作業従事者、医療従事者等に係る安全と健康の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。</p> <p>(5)また、熱中症等職場環境に起因する職業性疾病の減少を図り、労働者の健康を確保することは、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。</p>									
	対象 (誰／何を 対象に)	東電福島第一原発で緊急作業に従事した者、東電福島第一原発の廃炉等作業員、事業者及び事業場の衛生管理担当者 等									
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	<p>(1)東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。)」を運用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急作業従事者等に対する健康相談、保健指導の実施。</li> <li>・廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的に開設、健康相談を実施。</li> </ul> <p>(2)東電福島第一原発・除染作業者の放射線被ばくの状況やその対策に関する情報(報道発表、ガイドライン、行政通達等)について、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するなど海外に向けて発信する事業を行なう。</p> <p>(3)東電福島第一原発における施工計画作成者等に対して被ばく低減措置に係る教育を行うなど、廃炉等作業における被ばく低減対策を支援する。</p> <p>(4)眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム(以下「MS」という。)の導入を支援する。</p> <p>(5)職場の熱中症予防に特化したポータルサイトを整備し、暑さ指数の正確な把握と対応方法を周知。ポータルサイトには主要産業別の対策好例も紹介する。</p>									
実施体制		民間事業者等に委託して実施。									
令和3年度 予算額 (千円)		539,268	令和4年度 予算額 (千円)	472,426	令和5年度 予算額 (千円)	428,125	令和6年度 予算額 (千円)	422,443	令和7年度 予算額 (千円)		
令和3年度 決算額 (千円)		382,594	令和4年度 決算額 (千円)	114,134	令和5年度 決算額 (千円)	100,180	令和6年度 決算額 (千円)	79,904	令和7年度 雇用勘定予算額 0 (千円)		
令和3年度 予算執行率 (%)		67.2	令和4年度 予算執行率 (%)	69.1	令和5年度 予算執行率 (%)	84.7	令和6年度 予算執行率 (%)	71.0	一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。		
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し		令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
6 年	アウトカム 指標	①東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)』報告のうち、『第2四半期(7~9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『要精密検査』判定者への対応状況において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。 ②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。 ③MS導入支援を受けた事業場の中から、10事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。 ④熱中症のポータルサイト利用者に対して、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。	6 年	アウトカム 指標 【①○、②○、 ③○、④○】	<p>①『指導後も未受診』の割合は5.8%(21人／362人)であった。</p> <p>②アンケートを実施した結果、参加者の94%から、「有意義であった」旨の回答が得られた。</p> <p>③12事業場の事例を好事例として選定し、本事業の報告会に参加した約100の医療機関に共有するとともに、事業ホームページにも掲載して幅広に共有した。</p> <p>④熱中症予防対策動画の閲覧者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上でとても有用または有益であった旨の評価を98.5%得られた。</p>						

度目標	度実績	
アウトプット指標	<p>①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。</p> <p>②廃炉等作業員の健康支援相談窓口等で年間54回、産業保健支援に係る研修会等を年間10回、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。</p> <p>③令和6年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン、配布用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。</p> <p>④施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を60人以上とする。</p> <p>⑤MS導入支援研修会に参加した事業場数を100事業場以上とする。</p> <p>⑥熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件数10万件以上とする。</p>	<p>①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して、調査票を送付した。</p> <p>②廃炉等作業員の健康支援相談窓口を年間71回、産業保健支援に係る研修会を13回行い、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間29回行った。</p> <p>③令和6年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、行政通達等を英訳し、厚生労働省の英語版HPへ掲載した。</p> <p>④有識者による委員会での審議に基づきテキストを作成し、計141人に教育を実施した。</p> <p>⑤MS導入支援研修会に277事業場が参加した。</p> <p>⑥熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件数は約74万件であった。</p>
6年度目標達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	各事業について適切な進捗管理を行った結果、目標達成できた。今年度も引き続き施策を継続する。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和7年度事業概要	令和6年度と同様	
令和7年度目標(アウトカム指標)	<p>①東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)』報告のうち、『第2四半期(7~9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『「要精密検査」判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。</p> <p>②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。</p> <p>③MS導入支援を受けた事業場の中から、10事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。</p> <p>④熱中症のポータルサイト利用者に対して、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を90%以上得る。</p>	
令和7年度目標(アウトプット指標)	<p>①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。</p> <p>②健康支援相談窓口等での廃炉等作業員の健康支援相談人數(年間200名)、産業保健支援に係る研修会等の参加人数(年間400名)、相談員協議会の開催(年間2回)、ホームページにおける健康管理情報の更新(年間22回)を行う。</p> <p>③令和6年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン、配布用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。</p> <p>④施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を80人以上とする。</p> <p>⑤MS導入支援研修会に参加した事業場数を100事業場以上とする。</p> <p>⑥熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件数540万件以上とする。</p>	
令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>&lt;アウトカム指標&gt;</p> <p>①~③について、以下のとおり前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和6年度と同様の目標を設定した。④については、令和6年度事業の実績を踏まえ目標値を修正した。</p> <p>①: 廃炉等作業従事者に対する健康診断結果において、必要とされた精密検査を受けてもらうことを目的に受診していただくことで、健康障害の悪化を防ぐことができると言えられるため。</p> <p>②: 受講者にとって有意義な教育を実施することで、受講者が効果的な被ばく低減措置に係る知識を持つことができると言えられるため。</p> <p>③: MS導入の好事例を共有することで、MS導入後のPDCAサイクルの改善のみならず、MS未導入の事業場に対するMS導入の普及啓発につながると考えられるため、研修会への参加事業場数を鑑みて目標値を設定した。</p> <p>④: 熱中症のポータルサイトは実際の閲覧者から熱中症災害防止につながる有用な評価を得ることが重要であるため、当該目標を設定した。</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt;</p> <p>①、③、⑤について、以下のとおり前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和6年度と同様の目標を設定した。②については、健康支援相談窓口等の回数年間54回を年間の参加人數に相当する200人、産業保健支援に係る研修会等の回数年間10回を年間の参加人數に相当する400人として目標値として設定した。④、⑥については、令和6年度事業の実績を踏まえ目標値を修正した。</p> <p>①: 緊急作業従事者の現況を把握し、離職後を含め検査等適切な長期的健康管理を実施する必要があるため。</p> <p>②: 廃炉作業については高線量の場所での作業も見込まれることから、作業従事者からの相談対応等に確実に対応する必要があるため。</p> <p>③: 東電福島第一原発作業者等の放射線被ばくの状況や放射線防護等に係る最近の情報を英訳し、ホームページ上に随時掲載を行うこと等により、我が国に対する国際社会の正確な理解と信頼を得ることにつながるため。</p> <p>④: 効果的な被ばく低減措置に係る知識を持ち、実施する作業員を増加させることができると考えられるため。</p> <p>⑤: 研修会への参加が医療機関におけるMS導入につながるため。</p> <p>⑥: 熱中症のポータルサイトは多くの者が閲覧することで、ポータルサイトに掲載された動画等の教育ツールを選択し、活用することができることが重要と考え、当該目標を設定した。</p>	
令和8年度要求に向けた事業の方向性	引き続き事業運営の効率化に努めつつ、令和8年度も継続して要求する。	

事業名	じん肺等対策事業							事業番号 (令和7年度)	18							
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和6年度)	18							
実施主体	厚生労働本省、医療機関、(公社)産業安全技術協会、(公社)日本作業環境測定協会、日本溶接協会、民間団体							担当係	産業保健支援室産業保健係、環境改善・ばく露対策室							
事業／制度概要	目的及び必要性(何のため)	<p>①石綿取り扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施する。          ②石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。</p> <p>本事業は法に基づく健康診断や、石綿除去作業等における労働者の石綿ばく露防止対策の履行確保等を実施しており、労働者の安全衛生を確保するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を図るために必要な事業に該当する。</p>														
	対象(誰／何を対象に)	<p>①健康管理手帳持者          ②労働者を使用して建築物等の解体等を行う事業者等</p>														
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	<p>①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。          ②石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施。</p>														
	実施体制	<p>①都道府県労働局から医療機関に委託して実施。          ②都道府県労働局に、石綿障害防止総合相談員、監督署に石綿届出等点検指導員を置き、実施する。          これらの他、厚生労働省本省においてそれぞれの内容について行政上の検討等を実施。</p>														
令和3年度予算額(千円)	2,894,454	令和4年度予算額(千円)	2,525,723	令和5年度予算額(千円)	2,269,262	令和6年度予算額(千円)	2,423,397	令和7年度予算額(千円)	2,277,287							
令和3年度決算額(千円)	2,564,260	令和4年度決算額(千円)	2,202,757	令和5年度決算額(千円)	2,079,854	令和6年度決算額(千円)	2,118,196	令和7年度雇用勘定予算額〇(千円)	一般会計予算額〇(千円)							
令和3年度予算執行率(%)	84.0	令和4年度予算執行率(%)	89.1	令和5年度予算執行率(%)	91.7	令和6年度予算執行率(%)	87.1	※予算執行率は行政経費を考慮していない。								
令和5年度評価とそれを踏まえた令和7年度事業の見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													
6年度目標	アウトカム指標	健康管理手帳については、手帳持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 買取試験を行った製品その他のもののうち、石綿がその重量の0.1%を超えて含まれていたものについて、製造者等に対して全件是正指導等を行っていく。			6年度実績	アウトカム指標【○】	47都道府県において、手帳持者に対して各労働局等から受診可能日時等の案内通知を送付し、その後、本人への受診勧奨を行なうなど、適切に受診勧奨、周知広報を行った。 買取試験を行った製品その他のもののうち、石綿がその重量の0.1%を超えて含まれていたものについて、製造者等に対して全件是正指導等を行った。									
	アウトプット指標	市場に流通する製品その他のものに石綿がその重量の0.1%を超えて含まれていないことを確かめるための買取り試験を令和6年度中に5件以上実施する。				アウトプット指標【○】	市場に流通する製品その他のものに石綿がその重量の0.1%を超えて含まれていないことを確かめるための買取り試験を令和6年度中に29件実施した。									
6年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	健康管理手帳については、手帳持者が健康診断受診の機会を逸すことのないよう、各労働局等において計画的に業務を遂行した。石綿製品買取り試験については、買取り試験の対象となる製品を適切に把握するとともに、当該製品中に石綿がその重量の0.1%を超えて含まれているかについて、機器を使って適切に分析を行なったことが、目標達成の要因と考えられる。															
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	健康管理手帳については、手帳持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 石綿製品買取り試験については、石綿がその重量の0.1%を超えて含まれている製品が市場に流通しないよう、引き続き、買取り試験を適切に実施する。															

評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和7年度事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿取扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施する。</li> <li>・石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。</li> </ul>	
令和7年度目標 (アウトカム指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸する事がないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。</li> <li>・貢取試験を行った製品その他のもののうち、石綿がその重量の0.1%を超えて含まれていたものについて、製造者等に対して全件は正指導等を行う。</li> </ul>	
令和7年度目標 (アウトプット指標)	市場に流通する製品その他のものに石綿がその重量の0.1%を超えて含まれていないことを確かめるための貢取り試験を令和7年度中に5件以上実施する。	
令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>石綿取扱い業務等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を適切に実施するためには、定期に健康診断を受診することが重要であるため。</p> <p>市場に流通する製品から石綿が検出された事案が発生したことから、市場に流通する製品の石綿含有の有無の確認のための貢取試験を行うことで、労働安全衛生法第55条の製造等の禁止の実効性を担保する必要があるため。</p>	
令和8年度要求に向けた事業の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿取扱い業務等の有害業務に従事した離職労働者に対し、国が費用を負担して健康診断を受診させが必要であり、離職労働者の健康確保のために必要な事業であることから、継続して事業を行う。</li> <li>・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年7月1日公布等)に基づく改正後の石綿障害予防規則の適切な周知及び履行確保等に向け、指導等の充実を図る。</li> </ul>	

事業名	職場における受動喫煙対策事業							事業番号 (令和7年度)	19							
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和6年度)	19							
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、民間団体							担当係	有害作業環境指導係							
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れている状況を改善するため、全国の事業場における取組を促進して労働者の健康を確保する必要がある。 本事業は事業者への相談対応や助成等の支援により、職場における受動喫煙防止対策を促進するものであり、労働者の健康確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を進めるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。														
	対象 (誰／何を 対象に)	事業場														
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	(1)行政経費 受動喫煙対策の必要性・重要性について、リーフレット等を用いた周知啓発、事業場に対する意識調査等を行う。 (2)委託費 全国の事業場からの受動喫煙対策に関する相談について、コンサルタント等の専門家による相談窓口(電話・実地)を開設する。また、周知啓発のための説明会を全国で開催する。 (3)補助金 中小企業事業者(既存特定飲食提供施設を営む者に限る。)であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。														
	実施 体制	(1)及び(3)は、国が実施する。(2)は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント協会に委託して実施した。														
	令和3年度 予算額 (千円)	438,400	令和4年度 予算額 (千円)	433,982	令和5年度 予算額 (千円)	258,354	令和6年度 予算額 (千円)	212,620	令和7年度 予算額 (千円)	193,792						
令和3年度 決算額 (千円)	72,095	令和4年度 決算額 (千円)	64,896	令和5年度 決算額 (千円)	55,246	令和6年度 決算額 (千円)	74,164	令和7年度 雇用勘定予算額 〇(千円) 一般会計予算額 〇(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。								
令和3年度 予算執行率 (%)	34.6	令和4年度 予算執行率(%)	21.4	令和5年度 予算執行率(%)	41.9	令和6年度 予算執行率(%)	87.1									
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	B	予算額又は手法等を見直し													
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	(1)①相談支援において実地指導を実施した事業者、②相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。 (2)受動喫煙防止対策助成金を受けて対策を講じた事業場から、8割以上「労働者が職場において受動喫煙を受ける機会がなくなった」旨の回答を受ける。			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	(1)①実地指導において「役に立った」(満足した)と回答したのは100%、②説明会に参加して「役に立った」(満足した)と回答したのは89%だった。 (2)受動喫煙防止対策助成金を受けて対策を講じた事業場から「労働者が職場において受動喫煙を受ける機会がなくなった」旨回答したのは100%だった。									
	アウトプット 指標	(1)専門家による電話相談件数の1か月当たりの平均実績件数について、30件/月以上とする。 (2)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、1.6回/月以上とする。				アウトプット 指標 【○】	(1)専門家による電話相談件数の1か月当たりの平均実績件数について、46.4件/月となった。 (2)補助金の1か月当たりの平均利用件数は3.5回/月だった。									
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	アウトカム指標:相談支援において実地指導や説明会においては、希望する事業所に対して行っているためニーズに合致し、非常に満足度の高い結果が得られていると考えられる。また、助成金により喫煙専用室等を設置することで労働者が受動喫煙を受ける機会がなくなった。 アウトプット指標:助成金の助成対象は健康増進法附則第2条第2項で定める既存特定飲食提供施設の事業主のみであるが、大阪府受動喫煙防止対策補助制度で本事業の利用が受給条件の1つとなっていたための申請が大幅に増加し、想定よりも利用回数が伸びた(同補助金は令和6年度で終了)。															
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	令和7年度についても、原則屋内禁煙の義務化を踏まえ、助成対象範囲を健康増進法の経過措置対象に限ることとし、必要性の高い事業者への補助を行う。また、事業者に対して電話相談を中心に、必要に応じて実地指導を行い、受動喫煙対策の必要性について一層の周知啓発を行うとともに、助成金等の活用を促す。さらに、助成金については助成金の対象業種が健康増進法附則第2条第2項で定める既存特定飲食提供施設の事業主のみであり、猶予措置の対象である既存特定飲食提供施設においては労働者への受動喫煙のリスクが引き続き存在するため、実績を勘案して支援を続ける必要がある。															
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												
令和7年度 事業概要	職場の受動喫煙対策について実情に応じた措置を講じることを事業者の努力義務とすること及び国が必要な援助を行うことが労働安全衛生法に規定されている。令和7年度の受動喫煙防止対策に係る助成については、令和6年度に引き続き、健康増進法の既存飲食提供施設を営んでいる中小企業事業者における、喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室の設置を助成対象とした。また、規制の内容や助成金等の支援制度についてリーフレットの配付や相談支援事業による説明会などを通じて、事業者に対して周知啓発を行っていく。															

令和7年度目標 (アウトカム指標)	(1)①相談支援において実地指導を実施した事業者、②相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。 (2)受動喫煙防止対策助成金を受けて対策を講じた事業場から、8割以上「労働者が職場において受動喫煙を受ける機会がなくなった」旨の回答を受ける。
令和7年度目標 (アウトプット指標)	(1)専門家による電話相談件数の1か月当たりの平均実績件数について、30件/月以上とする。 (2)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、1.3回/月以上とする。
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	アウトカム指標については、相談支援を受けた事業者には支援内容が受動喫煙防止対策に役立っている旨の評価を一定程度得ることとし、そうすることで受動喫煙対策の重要性の周知を図ることができる。また、助成金を受けた事業者からは、労働者の受動喫煙を受ける機会を減った旨の回答が得られれば、その事業場内の労働者に受動喫煙の機会がなくなるため、継続して令和6年度と同様の目標を設定した。また、アウトプット指標については、電話相談件数は相談者からの電話相談のニーズに対応できていたので、同様の目標設定とした。また、助成金は前年度の実績を勘案して、予算の縮小に合わせて、それに見合う目標を設定することとした。
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	令和3年度においては、健康増進法の経過措置対象である既存特定飲食提供施設における屋内喫煙室設置に助成対象範囲の見直しを行った。改正健康増進法の経過措置が継続していることを踏まえ、前年度の助成実績を踏まえた予算要求を行い、令和8年度においても、引き続き適正に実施する。

事業名		職場における化学物質管理促進のための総合対策						事業番号 (令和7年度)	20				
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係 環境改善・ばく 露対策室	化学物質評価 室				
実施主体		厚生労働省本省、委託先(民間企業等)											
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>新規化学物質が年々増加し、危険性・有害性が確認される化学物質が今後も増えることが見込まれる中で、新たな化学物質規制に対応するため、化学物質の危険性・有害性の情報伝達に必要なラベル表示・SDSなど化学物質管理に関する相談窓口の開設、職場における化学物質管理に関する講習会等を実施する。</p> <p>また、有害性情報が存在しない新規化学物質については、それを製造・輸入する事業者自ら有害性調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出こととされているところ、これら新規化学物質に係る届出の内容の審査を適正に実施するとともに、有害性調査機関に対する安衛法GLPへの適合に関する査察等を実施することにより、有害性調査の品質を担保する。</p> <p>さらに、保護具の適切な選定、着用等の促進のため、市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の買取試験の実施等を行う。</p>											
	対象 (誰／何を 対象に)	<p>①②化学物質の製造・取扱い事業場 ③新規化学物質を製造、輸入しようとする事業者及び当該事業場に雇用される労働者 ④有害性調査機関 ⑤市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具</p>											
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>①職場における化学物質管理に関する相談窓口を設置する。 ②職場における化学物質管理に関する講習会等を実施する。 ③新規化学物質に係る届出を審査し、必要に応じて指導等を行うとともに、審査を終了した新規化学物質の名称を公表する。 ④有害性調査機関に対し、優良試験所基準(安衛法GLP基準)に基づき適正に有害性調査を行っているかの査察を実施する。 ⑤市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具について買取試験の実施等を行い、規格を満たしていない場合等には、厚生労働省で必要な措置を講ずる。</p>											
	実施 体制	<p>①②⑤委託先(民間企業等)が実施 ③④厚生労働省本省による直接実施</p>											
令和3年度 予算額 (千円)		613,365	令和4年度 予算額 (千円)	312,568	令和5年度 予算額 (千円)	388,778	令和6年度 予算額 (千円)	409,174	令和7年度 予算額 (千円)	502,404			
令和3年度 決算額 (千円)		293,564	令和4年度 決算額 (千円)	148,078	令和5年度 決算額 (千円)	212,276	令和6年度 決算額 (千円)	178,815	令和7年度 雇用勘定予算額 ○(千円)	一般会計予算額 ○(千円)			
令和3年度 予算執行率 (%)		64.7	令和4年度 予算執行率(%)	58.0	令和5年度 予算執行率(%)	147.4	令和6年度 予算執行率(%)	118.0	※予算執行率は行政経費を考慮していない。				
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し		令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	<p>①職場における化学物質管理に関して周知啓発を図る講習会の受講者のうち、受講して「役に立った」とする者の割合を85%以上にする。 ②新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。 ③買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して全件改善指導を行う。</p>			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	<p>①受講して「役に立った」とする者の割合は88.7%であった。 ②令和6年12月12日付け局長通達を発出し、新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有する17物質について、指針に基づく措置内容を示した。 ③買取試験を行った結果、不適合形式は認められなかったため、改善指導は行わなかった。</p>						
	アウトプット 指標	<p>①職場における化学物質管理に関して周知啓発を2回開催する。 ②安衛法GLP適合確認の申請があつた有害性調査機関全数について査察を実施する(令和6年度は既存の機関からの申請は見込まれない)。 ③現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和6年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。</p>						<p>①周知啓発を図る講習会を2回開催した。 ②令和6年度中に、有害性調査機関からの安衛法GLP適合確認の申請はなかった。 ③現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和6年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合は100%だった。</p>					

6年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	アウトカム指標①及びアウトプット指標①については、これまで化学物質管理になじみのなかった事業者も対象となることから、第三次産業業種の事業者向けに自立的な化学物質管理の必要性を認識してもらえるようなセミナー・ワークショップ(講習会)を、業界団体や災防団体等とも連携し、計画的に実施した結果、目標を達成した。 アウトプット指標③については、買取試験の対象となる製品を適切に把握し、また、当該試験事業が一般に認知されたことがメーカーの品質管理に対する動機づけとして有効に機能していることが目標達成の要因と考えられる。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き、目標を達成できるよう事業の適正な運営に努める。 また、③呼吸用保護具については、規格を満たさない製品が市場に流通しないよう、引き続き、買取試験を実施する。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和7年度事業概要	新規化学物質が年々増加し、危険有害性が確認される化学物質が今後も増えることが見込まれる中で、新たな化学物質規制に対応するため、化学物質の危険性・有害性の情報伝達に必要なラベル表示・SDSなど化学物質管理に関する相談窓口の開設、職場における化学物質管理に関する講習会等を実施する。 また、有害性情報が存在しない新規化学物質については、それを製造・輸入する事業者自ら有害性調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出こととされているところ、これら新規化学物質に係る届出の内容の審査を適正に実施するとともに、有害性調査機関に対する安衛法GLPへの適合に関する査察等を実施することにより、有害性調査の品質を担保する。 さらに、保護具の適切な選定、着用等の促進のため、市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の買取試験の実施等を行う。	
令和7年度目標 (アウトカム指標)	①職場における化学物質管理に関して周知啓発を図る講習会の受講者のうち、受講して「役に立った」とする者の割合を85%以上にする。 ②新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。 ③買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して全件改善指導を行う。	
令和7年度目標 (アウトプット指標)	①職場における化学物質管理に関して周知啓発を図る講習会を2回開催する。 ②安衛法GLP適合確認の申請があつた有害性調査機関全数について査察を実施する(令和7年度は既存5機関からの申請が見込まれる)。 ③現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和7年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。	
令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	アウトカム指標①については、令和6年度の実績を踏まえ設定した。 アウトプット指標①については、職場における化学物質管理に関する取組をさらに促進・普及させるため、講習会の開催回数を目標に設定した。 アウトカム指標③については、買取試験において行政機関は試験結果の報告までを求めているが、流通している防じんマスク等は全て規格を満たす必要があるため、規格等を満たさないものについては行政機関から適切に改善指導を行うことが重要であるため。 アウトプット指標③については、型式検定の有効期限内に市場に流通する呼吸用保護具の性能を確認する必要があるため、有効期限内に最低1回は買取り試験の対象となるように型式を選定する。	
令和8年度要求に向けた事業の方向性	化学物質の譲渡・提供時における危険性・有害性情報の通知制度の改善や個人ばく露測定の精度の担保等の内容を含む労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が令和7年5月14日に公布され、新たな化学物質規制の周知及び中小規模事業場等に対する支援の必要性が増していることを踏まえ、事業内容を検討し実施する。	

事業名	産業保健活動総合支援事業						事業番号 (令和7年度)	21					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						事業番号 (令和6年度)	21					
実施主体	(独)労働者健康安全機構等						担当係	産業保健支援室、メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室					
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>労働者の健康確保を図るため、産業保健総合支援センター等を設置し、事業場の産業保健活動を支援すること等を目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脳・心臓疾患による労災認定件数は高い水準で推移し、精神障害による労災認定件数は増加傾向にある中、平成26年改正労働安全衛生法によりストレスチェック制度が創設された他、過労死等防止対策推進法も施行されるなど、取り組みの強化が図られている。</li> <li>・平成28年2月に策定された「事業場における治療と職業生活の両立支援ガイドライン」も活用し、治療と職業生活の両立について研修等の支援を行っている。</li> <li>・平成26年改正労働安全衛生法では、ストレスチェックを実施する医師等に対する研修の実施が国の責務として規定され、附帯決議では、小規模事業場のメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備等必要な支援を行うこととされている。過労死等防止対策推進法において、国は産業医その他の過労死等に関する相談に応じる者に対する研修の機会の確保を図ることとされており、産業保健活動に対する国の支援強化の必要性が増している。</li> <li>・平成28年によりまとめられた産業医制度の在り方にに関する検討会報告書において、特に小規模事業場における産業保健サービスの充実について、産業保健総合支援センターの活用・充実を図ることが必要とされている。</li> <li>・平成31年4月から改正労働安全衛生法が施行され、産業医・産業保健機能の強化が図られ、附帯決議では、小規模事業場の産業保健機能の強化のために、産業保健活動総合支援事業による産業保健活動の専門職の育成等必要な支援を行うこととされている。</li> </ul> <p>本事業は、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援を含め、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保を図ることを目的としており、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>											
	対象 (誰／何を対象に)	事業者、労働者、産業保健スタッフ等											
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>メンタルヘルスや治療と職業生活の両立支援を含む労働者の健康確保のため、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行う。</p> <p>また、労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定実施の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。</p>											
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県単位で産業保健総合支援センターを設置。</li> <li>・概ね労働基準監督署管轄区域ごとに地域窓口を設置。</li> <li>・全国で計53名の労働衛生指導医を設置。</li> </ul>											
令和3年度予算額 (千円)	4,865,824	令和4年度予算額 (千円)	4,573,072	令和5年度予算額 (千円)	4,302,127	令和6年度予算額 (千円)	4,876,631	令和7年度予算額 (千円)	4,858,502				
令和3年度決算額 (千円)	4,855,987	令和4年度決算額 (千円)	5,865,611	令和5年度決算額 (千円)	4,262,916	令和6年度決算額 (千円)	4,868,206	令和7年度雇用勘定予算額 0(千円)	一般会計予算額 0(千円)				
令和3年度予算執行率 (%)	99.8	令和4年度予算執行率(%)	128.3	令和5年度予算執行率(%)	99.1	令和6年度予算執行率(%)	99.8	※予算執行率は行政経費を考慮していない。					
令和5年度評価とそれを踏まえた令和7年度事業の見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										
6年度目標	アウトカム指標	本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から90%以上確保する。			6年度実績	アウトカム指標 【○】	本事業の研修が有益であった旨と評価した利用者の割合は、93.8%であった。						
	アウトプット指標	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を13万件以上とする。				アウトプット指標 【○】	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数は、140,164件(暫定値)であった。						
6年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等や相談窓口での対応を適正に行なったため。												
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き適正な事業の運営に努める。												
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										
令和7年度事業概要	令和6年度と同様。												
令和7年度目標 (アウトカム指標)	本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から90%以上確保する。												
令和7年度目標 (アウトプット指標)	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を13万件以上とする。												
令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	労働者の健康確保のため、事業場における産業保健活動を支援するには、産業保健スタッフ等への研修等の実施や相談窓口の設置等が効果的であることから、令和7年に大臣名で定めた機構の中期目標において、年間の相談対応件数を計13万件以上としていることや、研修の利用者から有益であった旨の評価を90%以上確保するとしていることを踏まえ、令和7年度目標を設定したもの。												
令和8年度要求に向けた事業の方向性	<p>労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの義務付け等を内容とする労働安全衛生法の改正法(施行日は公布後3年内に政令で定める日)が令和7年5月14日に公布され、医師による高ストレス者の面接指導を今後、地域産業保健センターにおいて対応するため、順次体制充を図っていく必要がある。</p> <p>また、改正労働施策推進法により、事業主に対し、治療と仕事の両立を支援のため必要な措置を講じることが努力義務とされた(令和8年4月施行)ことを踏まえ、事業主の取組促進に向けた支援の充実を図るために、事業内容を見直していく必要がある。</p> <p>これらの点を踏まえ、ストレスチェックや治療と仕事の両立支援に関する支援の拡充について検討する。</p>												

事業名		働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組						事業番号 (令和7年度) 22				
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						事業番号 (令和6年度) 22				
実施主体		労働基準監督署、民間団体等										
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	時間外労働の上限規制等を定めた改正労働基準法が平成31年4月より施行されており、その定着を図る必要がある。労働時間が週60時間以上の労働者は、横ばいと推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められることから、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより労働者の健康障害防止を図る必要がある。 本事業は、長時間労働の抑制、過重労働の解消対策を推進するものであり、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災の発生防止を図るものであることから社会復帰促進等事業で行う必要がある。										
	対象 (誰／何を 対象に)	事業主、労働者等										
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的な事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する(①)。その他、労働条件に関する相談ができる「労働条件相談ほっとライン」の設置(②)、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施(③)、労働法教育に関する指導者用資料の作成・配布(④)、問題事業場の把握につなげるインターネット監視(⑤)による労働条件に係る情報収集事業を行なう。										
	実施体制	①については(株)タスクールPlus、②については(株)東京リーガルマインド、③については(株)東京リーガルマインド、④については(株)タスクールPlus、⑤については(株)広済堂ネクストにて実施。										
令和3年度 予算額 (千円)		3,037,955	令和4年度 予算額 (千円)	2,882,103	令和5年度 予算額 (千円)	2,424,829	令和6年度 予算額 (千円)	2,410,237	令和7年度 予算額 (千円)	2,316,976		
令和3年度 決算額 (千円)		2,926,518	令和4年度 決算額 (千円)	2,695,974	令和5年度 決算額 (千円)	2,287,093	令和6年度 決算額 (千円)	2,167,610	令和7年度 雇用勘定予算額 ○(千円)	一般会計予算額 ○(千円)		
令和3年度 予算執行率 (%)		96.3	令和4年度 予算執行率(%)	93.5	令和5年度 予算執行率(%)	94.3	令和6年度 予算執行率 (%)	89.9				
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し		令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	<p>①基礎セミナーに参加した事業場へのアンケートにおいて、現状労務管理に問題があった事業場が1年以内に改善を実施すると回答した割合を70%以上とするとともに、過重労働セミナーにおいて実施したアンケートの内、80%以上から講義内容全体について「まあ良かった」以上の回答を得る。</p> <p>②「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。</p> <p>③大学等において実施するセミナーの受講者にセミナー全体の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。</p> <p>④指導者を対象にして実施するセミナーの受講者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。</p>	6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【①○、②○、③○、④○】	<p>①基礎セミナーについては、70.4%であった。 過重労働セミナーについては、87.7%であった。</p> <p>②94.9%</p> <p>③97.04%</p> <p>④97.6%</p> <p>(ただし、指導者向けのセミナーが令和5年度で終了したことから、医学等を対象にして実施する講義の受講者アンケートを元に実績を算出。)</p>							
	アウトプット 指標	<p>①基礎セミナー・過重セミナーの周知に関し、基礎セミナー407,170部、過重セミナー320,000部のリーフレットの作成・配布を行う。</p> <p>②1月平均5,000件以上の相談を受け付ける。</p> <p>③大学等でのセミナー周知に関し、100,000部のリーフレットの作成・配布を行う。</p> <p>④高校・大学等の指導者向け解説動画のオンラインセミナーの周知に関し、20,000部のリーフレットの作成・配布を行う。</p> <p>⑤インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均80件以上とする</p>										
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題		アウトプット指標①については、広報にかかる委託業者との各種調整が当初よりも遅れたことで、リーフレットの送付に関しても予定した送付先に送付しきれなかったことが未達成の理由だと考えられる。それ以外については、各事業について適切な進捗管理を行った結果、目標達成できだ。今年度も引き続き施策を継続する。										
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		令和7年度の基礎セミナーにかかる事業については、4月の段階でリーフレットのデザイン及び記載内容の詳細を検討していく等、より長期的な広報が行えるように各種調整を早期の段階で進めている。それ以外については、引き続き事業の適正な運営に努める。										
評価		B	予算額又は手法等を見直し									

令和7年度 事業概要	36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的な事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する(①)。その他、労働条件に関する相談ができる「労働条件相談ほっとライン」の設置(②)、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施(③)、労働法教育に関する指導者用資料の作成・配布(④)、問題事業場の把握につなげるインターネット監視(⑤)による労働条件に係る情報収集事業を行う。
令和7年度目標 (アウトカム指標)	①基礎セミナーに参加した事業場へのアンケートにおいて、現状労務管理に問題があった事業場が1年以内に改善を実施すると回答した割合を70%以上とするとともに、過重労働セミナーにおいて実施したアンケートの内、80%以上から講義で扱った内容について理解できた旨の回答を得る。 ②「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 ③大学等において実施するセミナーの受講者にセミナー全体で扱った内容の理解度についてアンケートを実施し、80%以上から理解できた旨の回答を得る。 ④医学生等を対象にして実施する講義の受講者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。
令和7年度目標 (アウトプット指標)	①基礎セミナー・過重セミナーの周知に關し、基礎セミナー490,377部、過重セミナー248,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ②1月平均5,000件以上の相談を受け付ける。 ③大学等でのセミナー周知に關し、9,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ④高校・大学等の指導者向け解説動画の周知に關し、20,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ⑤インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均80件以上とする
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	①セミナーの効果に關しては、参加者の遵法意識の改善をもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、改善実施・取り組み実施のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。また事業の運営においては、広報活動を最大限を行う事が重要であることから、リーフレットの作成配布数をアウトプット指標とした。 ②アウトカム指標とアウトプット指標については、前年度以前の相談件数の実績を考慮のうえ目標を設定した。 ③については、事業の運営において広報活動を最大限を行う事が重要であることから、リーフレットの作成配布数をアウトプット指標とした。 ④平成28年度以降、高校・大学等、若者向けの労働法教育に関する指導者用資料を作成してきたが、各資料が受講者にどれだけ寄与しているかを図る指標としてアンケート結果をアウトカム指標として設定していたが、令和6年度より解説用動画のみの実施としたためアウトプット指標については、広報活動を最大限行う事が重要であることから、リーフレットの作成配布数目標とした。 ⑤インターネット監視については、都道府県労働局等において対応すべき問題事業場を把握する等のものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するアウトカム指標を設定することは困難である。
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	長時間労働の抑制・過重労働の解消を図るため、継続して要求する。

事業名		メンタルヘルス対策等事業							事業番号 (令和7年度)	23											
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室メンタルヘルス対策係											
実施主体		民間業者																			
事業／制度概要	目的及び必要性(何のため)	<目的> 職場のメンタルヘルス対策の促進、過重労働による健康障害の防止を図る。 <必要性> 職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約8割に達し、精神障害等による労災認定件数は増加傾向にある。一方、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は63.8%にとどまっており、職場のメンタルヘルス対策の促進が急務となっている。 メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「専門スタッフがない」、「取り組み方が分からない」が多くなっており、職場のメンタルヘルス対策の促進を図るためにには、こうした事業者のニーズ等を踏まえた産業保健スタッフへの支援や情報提供等が必要である。 本事業は、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施することで労働者の心の健康の確保を図るものであり、社会復帰促進等事業として行う必要がある。																			
	対象(誰／何を対象に)	事業者、管理監督者、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者等																			
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する																			
	実施体制	民間業者に委託して実施																			
令和3年度予算額(千円)		253,438	令和4年度予算額(千円)	232,261	令和5年度予算額(千円)	301,059	令和6年度予算額(千円)	319,960	令和7年度予算額(千円)	299,513											
令和3年度決算額(千円)		238,844	令和4年度決算額(千円)	187,041	令和5年度決算額(千円)	197,932	令和6年度決算額(千円)	244,112	令和7年度雇用勘定予算額0(千円) 一般会計予算額0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。												
令和3年度予算執行率(%)		94.5	令和4年度予算執行率(%)	80.8	令和5年度予算執行率(%)	65.9	令和6年度予算執行率(%)	76.5													
令和5年度評価とそれを踏まえた令和7年度事業の見直し		令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																	
6年度目標	アウトカム指標	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。			6年度実績	アウトカム指標【○】	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合は、93.0%であった。														
	アウトプット指標	新たなコンテンツの作成及び拡充、メール相談・電話相談・SNS相談への対応検討・評価等を行うため、精神科医、産業医の要件を満たす医師、保健師、社会保険労務士、カウンセラー等の職場のメンタルヘルス対策の専門家10名以上からなる委員会を年に3回以上開催する。				アウトプット指標【○】	新たなコンテンツの作成及び拡充、メール相談・電話相談・SNS相談への対応検討・評価等を行うため、精神科医、産業医の要件を満たす医師、保健師、社会保険労務士、カウンセラー等の職場のメンタルヘルス対策の専門家10名以上からなる委員会を、3回開催した。														
6年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		メンタル・ヘルスポータルサイトに寄せられた「評価アンケート」などから利用者ごとのニーズを把握し、委員会で検討の上、既存コンテンツの内容の充実及び新規コンテンツを作成を行った等のため。																			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		今後も職場のメンタルヘルス対策を推進していくため、事業者や労働者等のニーズ等を踏まえたコンテンツの充実や周知広報等が必要。																			
評価		A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																		
令和7年度事業概要		令和6年度と同様。																			
令和7年度目標(アウトカム指標)		メンタル・ヘルスポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。																			
令和7年度目標(アウトプット指標)		新たなコンテンツの作成及び拡充、メール相談・電話相談・SNS相談への対応検討・評価等を行うため、精神科医、産業医の要件を満たす医師、保健師、社会保険労務士、カウンセラー等の職場のメンタルヘルス対策の専門家10名以上からなる委員会を年に3回以上開催する。																			
令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)		<アウトカム指標> メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてコンテンツの質を確保する観点から、利用者にとって、有用なポータルサイトとすることを目標とした。 <アウトプット指標> 当該事業の趣旨は、サイトでの情報提供であり、より広く利用いただくにはサイトの充実を図ることが必要である。サイトでの充実を図ることを示す指標の一つとして、サイトの充実に係る検討を行う委員会の開催回数が適当であるため、アウトプット指標は委員会の開催回数とした。																			
令和8年度要求に向けた事業の方向性		第14次労働災害防止計画(2023~2027年度)において、小規模事業場におけるストレスチェック実施割合の向上を目標に位置付け、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組について重点的に周知啓発・指導を行っていくこととしており、当該サイトにおけるコンテンツの充実や、周知広報等に引き続き取り組んでいく。特に、労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの義務付け等を内容とする労働安全衛生法の改正法(施行日は公布後3年以内に政令で定める日)が、令和7年5月14日に公布されたことを踏まえ、50人未満の事業場のストレスチェック実施に関するコンテンツの充実や、高ストレス者等の相談窓口の体制拡充等に取り組む。																			

事業名	治療と仕事の両立支援事業							事業番号 (令和7年度)	24								
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和6年度)	24								
実施主体	民間業者							担当係	メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	労働者の健康確保のため、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるよう、労働者の治療と仕事の両立の支援を行うものである。両立支援の方法や産業保健スタッフ・医療機関との連携について悩む企業が多く、これらの企業の支援を強化することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進事業で行う必要性がある。															
	対象 (誰／何を対象に)	事業者等															
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労働者の治療と仕事の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続のためのガイドライン等、事例の収集及び就労継続のあり方にに関する検討を行い、「ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」において、企業等の両立支援の実践をサポートする。また、両立支援の一層の取組の促進を図るために、広報用ポータルサイトの充実、シンポジウムの開催等を行う。															
	実施体制	民間業者に委託して実施。															
令和3年度予算額 (千円)	120,309	令和4年度予算額 (千円)	120,523	令和5年度予算額 (千円)	115,082	令和6年度予算額 (千円)	109,575	令和7年度予算額 (千円)	103,659								
令和3年度決算額 (千円)	107,231	令和4年度決算額 (千円)	104,804	令和5年度決算額 (千円)	87,450	令和6年度決算額 (千円)	82,478	令和7年度雇用勘定予算額 O(千円)		一般会計予算額 O(千円)							
令和3年度予算執行率 (%)	92.8	令和4年度予算執行率(%)	94.7	令和5年度予算執行率(%)	79.4	令和6年度予算執行率(%)	78.8	※予算執行率は行政経費を考慮していない。									
令和5年度評価とそれを踏まえた令和7年度事業の見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続														
6年度目標	アウトカム指標	シンポジウム等に参加した結果、労働者の治療と仕事の両立支援を行うために有益だった旨の回答の割合を80%以上とする。			6年度実績	アウトカム指標 【○】	ハイブリッド形式にてシンポジウムを実施、オンラインにて業種別セミナー(事業者視点、労働者視点)を実施し、以下の割合のとおり、有益だった旨の回答を得た。 ・シンポジウム 100% ・セミナー: 100%										
	アウトプット指標	治療と仕事の両立支援対策において取組をさらに促進・普及させるために、シンポジウムを1回、セミナーを2回実施する。				アウトプット指標 【○】	治療と仕事の両立支援対策において取組をさらに促進・普及させるために、シンポジウムを1回、セミナーを2回実施した。										
6年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	事業計画のとおりに実行できたため、目標を達成することができた。																
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する。今後も、労働者の治療と仕事の両立を支援するために、引き続き、企業や医療機関、労働者に積極的に周知を行う必要がある。																
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													
令和7年度事業概要	・ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」において、企業等の両立支援の実践をサポートする(実践支援ツール、取組例集等のコンテンツを充実、オンラインセミナーの開催)。 ・ガイドライン等の内容拡充等の検討、検討結果を踏まえた改訂版ガイドラインの作成・提供。																
令和7年度目標 (アウトカム指標)	オンラインセミナー等に参加した結果、労働者の治療と仕事の両立支援の取組にあたり参考になった旨の回答の割合を80%以上とする。																
令和7年度目標 (アウトプット指標)	治療と仕事の両立支援対策において取組をさらに促進・普及させるために、ガイドラインの作成・提供、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」において、企業等の両立支援の実践をサポートする。																
令和7年度目標の設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	厚生労働省では、平成28年2月に治療と仕事の両立支援ガイドラインを策定し、周知啓発を図ってきたが、事業主の取組については、特に中小企業において、未だ十分に進んでいるとは言いがたい状況。 令和7年度では、治療と仕事の両立支援対策に関するガイドラインに基づいた取組を更に促進・普及させるため、ガイドラインの作成・提供、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」の充実を目指(アウトプット指標)に設定し、オンラインセミナー等に参加した結果、両立支援の取組にあたり参考になった旨の回答の割合を80%以上とする目標(アウトカム指標)を設定した。																
令和8年度要求に向けた事業の方向性	改正労働施策推進法により、事業主に対し、治療と仕事の両立を支援のため必要な措置を講じることが努力義務とされた(令和8年4月施行)ことを踏まえ、事業主の取組促進に向けた支援の充実を図るため、増額が必要。																

事業名	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費							事業番号 (令和7年度)	25
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和6年度)	25
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体							担当係	指導係、有期・短時間労働係
目的及び必要性 (何のため)	<p>職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント等の予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援に加え、各種ハラスメント被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。</p> <p>職場におけるハラスメントは、労働者の心身の健康に影響を及ぼすおそれがあり、それらを起因とした精神障害による労災申請件数は増加傾向にある。企業がこれらハラスメントの防止・解決に向けた取組を実施することにより、心身の健康被害を受ける労働者が減少するとともに、被害を受けた労働者に対しても適切な援助を行うことができるようになる。このことは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理改善の一環として、事業主によるパートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等の取組を促進する。</p> <p>パートタイム労働者や有期雇用労働者の数が年々増加する中、パートタイム労働者や有期雇用労働者の健康管理については、正社員に対する取組と比べて十分に行われているとは言えない状況であり、健康管理等の取組を促進することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>								
対象 (誰／何を対象に)	職場のハラスメント被害にあっている労働者、ハラスメント防止対策に取り組む事業主、パートタイム労働者・有期雇用労働者及びパートタイム労働者・有期雇用労働者を雇用する事業主								
事業／制度概要	<p>令和2年6月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)において、職場におけるパワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置義務化やハラスメント対策を強化したことを踏まえ、改正内容の周知やハラスメント対策に係る取組を推進するため、下記の事業を実施する。</p> <p>①国民及び労使に向けた周知・広報 ポータルサイトを継続的に運営し、ポスター・リーフレット等を作成・配布する。また、Webに広告を掲載し、シンポジウムを開催する。</p> <p>②業種別カスタマーハラスメント対策の取組支援 カスタマーハラスメント(以下「カスハラ」という。)対策に関心を持つ業界内のカスハラの実態を踏まえ、業界共通の対応方針等の策定を行う。また、マニュアル作成及び研修の実施を通して、一連の取組ノウハウを広く普及させる。</p> <p>③ハラスメント事案解決のための支援及び解決事例の周知事業 事業主や人事労務担当者等からの相談に応じ、ハラスメント事案を解決するための対応策を助言するとともに支援した対応事例をまとめた事例集を作成する。 さらに、雇用均等指導員を設置し、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の被害を受けたことにより通院する、若しくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対応するとともに、事業主に対する指導や事業主と労働者間の紛争解決援助等の解決に向けた支援を行つ。</p> <p>加えて、事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。</p>								
実施体制	<p>委託事業については、一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、下記の落札者が実施する。</p> <p>①国民及び労使に向けた周知・広報: 株式会社クオラス ②業種別カスタマーハラスメントの取組支援: 株式会社クオラス ③事業主や人事労務担当者等に向けたハラスメント事案解決のための専門家による相談対応事業: 株式会社タスクールPlus 全ての都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に雇用均等指導員を配置しており、相談対応等業務を実施、さらに厚生労働省本省において啓発用資料を作成し、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にて周知・啓発等を実施。</p>								
令和3年度 予算額 (千円)	305,179	令和4年度 予算額 (千円)	190,604	令和5年度 予算額 (千円)	171,723	令和6年度 予算額 (千円)	187,819	令和7年度 予算額 (千円)	240,103
令和3年度 決算額 (千円)	156,955	令和4年度 決算額 (千円)	78,266	令和5年度 決算額 (千円)	62,281	令和6年度 決算額 (千円)	66,051	令和7年度 雇用勘定予算額 552,375 (千円)	一般会計予算額 0 (千円)
令和3年度 予算執行率 (%)	73.0	令和4年度 予算執行率(%)	77.4	令和5年度 予算執行率(%)	89.3	令和6年度 予算執行率(%)	93.1	※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

6 年 度 目 標	アウトカム 指標	①委託事業において研修を実施した企業等のうち、カスハラ対策の取組の参考となった旨の回答の割合を80%以上とする。 ②ハラスメント防止対策を措置するよう助言・指導された事業所のうち、措置を講じた事業所割合95%以上。	6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【①○、②ー】	①97% ②97.9%					
	アウトプット 指標	①職場におけるハラスメント、カスタマーハラスマント、就活ハラスメントをテーマとしたリーフレットを各50,000部作成・配布する。 ②ハラスメント対策の周知・啓発のためのポスターを20,000部作成・配布する。		アウトプット 指標 【①○、②○】	①各50,000部作成・配布 ②23,700部作成・配布					
6年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	事業計画のとおりに実行できたため、目標を達成することができた。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き適正に事業を実施する。									
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
令和7年度 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に引き続き、職場のハラスメントの予防・解決に向けた社会的機運の醸成及び労使の取組支援を行う。また、ハラスメントの被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。</li> <li>・前年度に引き続き、カスハラ対策に関心を持つ業界内のカスハラの実態を踏まえ、業界共通の対応方針等の策定・発信するまでの支援をモデル事業として行う。また、一連の取組・ノウハウを広く普及させる。</li> <li>・事業主や人事労務担当者等からの相談に応じ、ハラスメント事案を解決するための対応策を助言するとともに支援した対応事例をまとめた事例集を作成する。</li> <li>・事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。</li> </ul>									
令和7年度目標 (アウトカム指標)	①委託事業において研修を実施した企業等のうち、カスハラ対策の取組の参考となった旨の回答の割合を80%以上とする。 ②ハラスメント防止対策を措置するよう助言・指導された事業所のうち、措置を講じた事業所割合95%以上。									
令和7年度目標 (アウトプット指標)	①ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数180,000件以上 ②職場のハラスメント撲滅のためのシンポジウムの参加者数1,000名以上									
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	中小企業におけるパワーハラスメント防止措置が義務化されたこと、加えてカスタマーハラスメント等望ましい取組として規定されているハラスメント対策についても引き続き実施する必要があることから、ハラスメント対策の推進に寄与する取組となるよう指標を設定。									
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	労働施策総合推進法の施行等の状況を踏まえつつ、現下の情勢に鑑み効果的に事業が実施できるよう見直すとともに、新たな行政課題に対応するところを中心に内容を見直すこととする。									

事業名		建設業等における労働災害防止対策費						事業番号 (令和7年度)	26				
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係 建設安全対策室	26				
実施主体		民間団体等											
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>(1)建設業における死亡災害の約4割を占める墜落、転落災害の防止のため、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を促進し、建設業における墜落・転落災害防止対策の推進を図る。</p> <p>(2)一人親方の業務の特性や作業実態を踏まえた安全衛生に関するテキストを作成し、また、このテキストを使用した研修会を実施する。</p> <p>(3)荷役作業と他の作業が混在して行われる物流施設等の場所における労働災害発生状況及び労働災害防止対策の実施状況の調査を実施し、当該場所を管理する者等が実施すべき対策を整理する。</p> <p>本事業は、建設現場等における労働災害防止を図るための事業であり、労働災害の減少に寄与することは、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものとして、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>											
	対象 (誰／何を 対象に)	<p>(1)中小規模ビル建築工事、低層住宅建築工事を施工する工事業者</p> <p>(2)一人親方等</p> <p>(3)物流施設等を管理する事業者</p>											
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>(1)足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施する。</p> <p>(2)一人親方等を対象とした研修会、一人親方等が入場している現場の巡回指導の実施</p> <p>(3)労働災害の集計・分析、物流施設等における労働災害防止対策の実施状況のヒアリング調査</p>											
	実施 体制	<p>(1)全国仮設安全事業協同組合に委託して実施</p> <p>(2)(公社)全国労働基準関係団体連合会に委託して実施</p> <p>(3)株式会社NX総合研究所に委託して実施</p>											
令和3年度 予算額 (千円)		395,837	令和4年度 予算額 (千円)	209,577	令和5年度 予算額 (千円)	209,666.0	令和6年度 予算額 (千円)	209,578	令和7年度 予算額 (千円)	209,583			
令和3年度 決算額 (千円)		300,782	令和4年度 決算額 (千円)	120,812	令和5年度 決算額 (千円)	169,835.0	令和6年度 決算額 (千円)	179,669	令和7年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。				
令和3年度 予算執行率 (%)		79.1	令和4年度 予算執行率(%)	62.2	令和5年度 予算執行率(%)	81.0	令和6年度 予算執行率(%)	92.6					
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し		令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	<p>(1)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。</p> <p>(2)一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。</p>		6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【(1)○(2)○】		<p>(1)採用する旨(条件付き採用を含む)の回答 97.7%</p> <p>(2)役に立ったとの回答 98.3%</p>						
	アウトプット 指標	<p>(1)事業期間約8ヶ月間のうちに建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(300現場以上)</p> <p>(2)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(630人以上)</p>			アウトプット 指標 【(1)○(2)○】		<p>(1)指導・支援実施327現場</p> <p>(2)研修会参加人数1,240人</p>						
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題		(1)、(2)前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。											
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		(1)、(2)引き続き適正に事業を実施する。											
評価		A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										

令和7年度事業概要	(1)、(2)ともに、事業継続。
令和7年度目標 (アウトカム指標)	(1)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 (2)一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。
令和7年度目標 (アウトプット指標)	(1)建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(200現場以上) (2)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(700人以上)
令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	(1)(2)建設業での手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及が進んできていることから、(1)の回数を減少させる一方、今般成立した改正労働安全衛生法により、労働者と同じ場所で働く一人親方等が実施すべき措置義務が設けられることから、一人親方等に対する安全衛生教育研修の目標件数を増加させた。
令和8年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和8年度も継続して要求する。

事業名		第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進)						事業番号 (令和7年度)	27		
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	サービス産業・マネジメント班		
実施主体		(1)及び(2)は民間企業、(3)については(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会									
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>(1)第三次産業を中心に転倒や腰痛等の労働者の作業行動から生ずる労働災害が増加傾向にある。この要因として、これらの災害は日常生活でも発生しうることや、比較的軽微な災害であるという誤ったイメージの広がりにより、安全衛生活動に対する重要性の認知や対策の促進に繋がっていないことが挙げられる。このため、第三次産業を中心に事業場内の安全衛生活動の取組に対する機運醸成や意識改革を図っていく必要がある。</p> <p>(2)近年の外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあることから、労働災害防止のため、外国人労働者を雇用する事業場に対して安全衛生上留意すべきポイントについて理解を促進する必要がある。</p> <p>(3)増加傾向にある高年齢労働者による労働災害を防止するため、高年齢労働者の労働災害のリスクとなる環境要因の解消や転倒災害等防止のための運動指導等に取り組む事業者、専門家を活用しリスクアセスメントを踏まえ効果的な対策を講じる事業者を支援する必要がある。</p> <p>本事業は、第三次産業等における労働災害防止を図るために事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>									
	対象 (誰／何を対象に)	事業者、事業場の安全衛生担当者等									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>(1)労働災害防止に向けた機運醸成を図るために、安全衛生確保のため取り組む企業が評価される仕組みとして「SAFEコンソーシアム」を設立し、加盟者による安全衛生活動の優良な取組事例を周知することにより、第三次産業を中心とした事業者の自主的な安全衛生活動を促進する。</p> <p>(2)外国人労働者を雇用する事業場に対して、安全衛生の専門家によるセミナーを実施する。</p> <p>(3)「エイジフレンドリー補助金」により、高年齢労働者の労働災害のリスクとなる環境要因の解消や転倒災害等防止のための運動指導等に取り組む事業者を支援する。</p>									
	実施体制	(1)及び(2)は民間企業が実施。(3)は(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業者として実施。									
令和3年度予算額 (千円)		1,527,033	令和4年度予算額 (千円)	1,026,171	令和5年度予算額 (千円)	893,231	令和6年度予算額 (千円)	943,179	令和7年度予算額 (千円)	986,233	
令和3年度決算額 (千円)		1,237,892	令和4年度決算額 (千円)	1,029,843	令和5年度決算額 (千円)	845,589	令和6年度決算額 (千円)	923,964	令和7年度雇用勘定予算額 O(千円) 一般会計予算額 O(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。		
令和3年度予算執行率 (%)		81.1	令和4年度予算執行率(%)	101.4	令和5年度予算執行率(%)	94.7	令和6年度予算執行率(%)	99.1			
令和5年度評価とそれを踏まえた令和7年度事業の見直し		令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
6年度目標	アウトカム指標	(1)WEBサイトに掲載した取組事例が合計10,000回以上アクセスされる。 (2)外国人労働者を雇用する事業者に対する安全衛生の専門家によるセミナーの参加者から有益であった旨の評価を80%以上得る。 (3)エイジフレンドリー補助金の補助件数を1,000件以上にする。			6年度実績	アウトカム指標【O】	(1)WEBサイトに掲載した取組事例が合計41,445回アクセスされた。 (2)セミナー参加者のアンケート結果から、有益であった旨の評価を90.2%の事業者から得られた。 (3)エイジフレンドリー補助金の補助件数が1,243件であった。				
	アウトプット指標	(1)事業者による好取組事例を30事例以上WEBサイトに掲載する。 (2)外国人労働者を雇用する事業者に対する安全衛生の専門家によるセミナーを対面で12回以上、オンラインで2回以上実施する。 (3)エイジフレンドリー補助金のリーフレットを80,000部配布する。				アウトプット指標【O】	(1)取組事例について、134事例、WEBサイトに掲載した。 (2)セミナーを対面14回、オンラインで2回実施した。 (3)エイジフレンドリー補助金のリーフレットを134,796部配布した(紙媒体:78,176部、HPに掲載した電子媒体:56,620部(HP上でリーフレットのPDFファイルを開いた数))。				
6年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		(1)(3)については、前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。 (2)については、収集型セミナーに参加できない事業者を対象とした、オンラインセミナーを新たに開催し、前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		引き続き適正に事業を実施する。									
評価		A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								

令和7年度事業概要	(1)令和6年度事業を引き継ぎつつ、コンソーシアムの運営、労働災害防止に係る安全衛生活動の優良な取組事例を表彰し、WEBサイト等を通じて周知することによって、自主的な安全衛生活動の普及啓発を図る。 (2)外国人労働者を雇用する事業場に対する安全衛生の専門家によるセミナーを実施するとともに、日本語に不慣れな外国人労働者でも危険箇所や危険行為を容易に理解できるよう、これらを見える化するイラスト等を開発・周知する。 (3)令和6年度事業を引き継ぎ、「エイジフレンドリー補助金」により、高年齢労働者の労働災害のリスクとなる環境要因の解消や若年期からの健康づくり等の支援を含む転倒災害等防止のための運動指導等に取り組む事業者を支援する。
令和7年度目標 (アウトカム指標)	(1)WEBサイトに掲載した取組事例が合計10,000回以上アクセスされる。 (2)労働者を雇用する事業者に対する安全衛生の専門家によるセミナーの参加者から有益であった旨の評価を80%以上得る。 (3)エイジフレンドリー補助金の補助件数を1,000件以上にする。
令和7年度目標 (アウトプット指標)	(1)事業者による好取組事例を30事例以上WEBサイトに掲載する。 (2)外国人労働者を雇用する事業者に対する安全衛生の専門家によるセミナーを対面で12回以上、オンラインで2回以上実施する。 (3)エイジフレンドリー補助金のリーフレットを80,000部配布する。
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合はその理由)	(1)好取組事例(自社でも取り組めそうなもの)がより多くの事業者に普及することで、自主的な安全衛生活動が促進されるため、事業者による対策実施の動機付けや手法の指針となる優良な取組事例をより多くの事業者に知らしめることを目標とした。 (2)外国人労働者は言語や文化的バックグラウンドの違いから労働災害防止のために特別な配慮が必要であるため、事業者によるその理解を促進すること目標とした。 (3)高年齢労働者の労働災害防止対策を促進するため、エイジフレンドリー補助金の支給決定事業者数等を目標とした。
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	国会で成立した改正労働安全衛生法において、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善や、適切な作業管理等を事業者の努力義務とする(令和8年4月1日施行)。中小企業事業者による取組が進むよう、支援の充実を図るための増額が必要。

事業名		林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業						事業番号 (令和7年度)	28									
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係 建設安全対策室 有害作業環境指導係	28									
実施主体		都道府県労働局、民間団体等																
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	林業における労働災害の多くを占める伐木等作業については、チェーンソー取扱作業指導員による振動障害防止対策に取り組むとともに、伐木等作業に係る安全作業マニュアルの必要な見直し及び災害事例の追加を行い、同マニュアルに基づく、伐木等作業を行う事業場の安全担当者を対象とする安全対策講習会を実施すること等により、伐木等作業における安全対策を推進する。また、林業における外国人労働者に対する安全衛生教育の適正な実施を行うため、林業に係る外国語の安全衛生教材を作成する。 本事業は、伐木作業における労働災害の防止を図る事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要がある。																
	対象 (誰／何を対象に)	林業事業者、伐木等作業を行う事業場の安全担当者等																
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)伐木等作業における安全作業のためのマニュアルの見直し等を行い、同マニュアルに基づく、安全対策講習会を実施する。 (2)チェーンソーの正しい取扱いの普及を図る。																
	実施体制	(1)民間団体等に委託して実施。 (2)厚生労働省本省、都道府県労働局において実施。																
令和3年度予算額 (千円)		23,809	令和4年度予算額 (千円)	23,809	令和5年度予算額 (千円)	23,809	令和6年度予算額 (千円)	53,087	令和7年度予算額 (千円)	29,686								
令和3年度決算額 (千円)		20,606	令和4年度決算額 (千円)	17,380	令和5年度決算額 (千円)	17,380	令和6年度決算額 (千円)	44,000	令和7年度雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。									
令和3年度予算執行率 (%)		97.6	令和4年度予算執行率(%)	96.3	令和5年度予算執行率(%)	96.3	令和6年度予算執行率(%)	93.0										
令和5年度評価とそれを踏まえた令和7年度事業の見直し		令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続														
6年度目標	アウトカム指標	伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。			6年度実績	アウトカム指標 【○】	「とても有益」・「有益」との回答 96.61%											
	アウトプット指標	安全対策講習会の受講者数を420人以上とする。				アウトプット指標 【○】	受講者数 595人											
6年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。																
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		引き続き適正に事業を実施する。																
評価		A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続															
令和7年度事業概要		令和6年度と同様																
令和7年度目標(アウトカム指標)		伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。																
令和7年度目標(アウトプット指標)		安全対策講習会の受講者数を420人以上とする。																
令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)		事業において実施する伐木等作業における安全作業についての講習会が、事業目的の達成に寄与する内容となつたかを測る観点から、令和6年度と同様の目標設定とした。																
令和8年度要求に向けた事業の方向性		引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和8年度も継続して要求する。																

事業名	機械等に起因する災害防止対策費							事業番号 (令和7年度)	29								
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和6年度)	29								
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署、(公社)産業安全技術協会、(一社)日本ボイラ協会							担当係	機械班								
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>①、②危険性・有害性のある機械等について、危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、機械等設置届の受理及び実施調査を行うとともに、機械等の検査検定等を行う登録機関の監査指導を行う。</p> <p>③市場に流通している構造規格が定められている機械等に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。</p> <p>④新たな技術等を活用した保安力の維持・向上を図るため、ボイラ等に義務付けられている性能検査への新技術の導入に向けた検討を行う。</p> <p>本事業は、機械等による労働災害防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>															
	対象 (誰／何を 対象に)	事業者															
	事業・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	<p>①機械設置届等に係る審査及び実地調査</p> <p>②登録検査業者等に対する指導</p> <p>③型式検定対象機器等の買取試験事業</p> <p>④供用適正評価(FFS)に基づくボイラ等の維持基準等検討事業</p>															
	実施 体制	<p>①②厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署</p> <p>③(公社)産業安全技術協会に委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。</p> <p>④(一社)日本ボイラ協会に委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。</p>															
令和3年度 予算額 (千円)	1,017,309	令和4年度 予算額 (千円)	669,854	令和5年度 予算額 (千円)	646,647	令和6年度 予算額 (千円)	650,026	令和7年度 予算額 (千円)	649,088								
令和3年度 決算額 (千円)	477,763	令和4年度 決算額 (千円)	78,127	令和5年度 決算額 (千円)	51,239	令和6年度 決算額 (千円)	45,100	令和7年度 雇用勘定予算額 O (千円)		一般会計予算額 O (千円)							
令和3年度 予算執行率 (%)	95.9	令和4年度 予算執行率 (%)	113.5	令和5年度 予算執行率 (%)	92.2	令和6年度 予算執行率 (%)	81.2	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。									
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続														
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	買取試験を実施した墜落制止用器具のうち規格を満たさない型式の割合を把握する。また、規格を満たさない型式があれば、行政が当該墜落制止用器具の名称等を公表し、労働者及び事業者等に対して注意喚起を行う。			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	買取試験を実施した墜落制止用器具のうち、構造規格に適合しなかった35型式の名称等を公表し、労働者及び事業者等に対して注意喚起を行った。										
	アウトプット 指標	墜落制止用器具の安全性担保のため、選定基準に該当する型式のうち25型式以上を対象として、買取試験を実施する。				アウトプット 指標 【○】	墜落制止用器具のうち65型式を対象として、買取試験を実施した。										
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	前年度までの実績を踏まえ、流通量の多いものに加え、欠陥品等の情報があるもの等に絞り込むことによって適切な進捗管理を行い、事業を効率的、効果的に実施し目標を達成した。																
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き適正に事業を実施する。																
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													
令和7年度 事業概要	<p>①、②は令和6年度と同様。</p> <p>③については、過去4年間に渡る実績を踏まえ、一旦、買取試験は見送ることとし、安衛法改正に関する構造規格の検定方法等を見直す事業に移行することとした。</p> <p>④については、当該事業における成果物が得られた(認定にかかる基準が設けられた)ことから、今後は14次防目標達成を踏まえた機械災害防止にかかるリスクアセスメントツール開発の事業に移行することとした。</p>																
令和7年度目標 (アウトカム指標)	登録機関による特定機械等の設計審査、製造時等検査の統一化のため、審査、検査手法に関する基準を示す。																
令和7年度目標 (アウトプット指標)	審査、検査手法に関する基準を周知とともに、要件を欠く場合等には厳正に処分すること等により、登録機関の適正な業務遂行を担保していく。																
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	現在、民間機関において検定している型式検定、個別検定に加え、安衛法改正により特定機械等の設計製造時検査が民間機関で実施されるため、上記アウトカム目標を設定し、それら検定検査が適切に実施されるように審査検査手法にかかる基準を確立し、各登録機関の適正な業務遂行を担保していく。																
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	令和8年度においては、機械等による災害防止のため、継続して要求を行う。																

事業名		自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等						事業番号 (令和7年度)	30		
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	労働時間特別対策室特別対策係		
実施主体		民間団体									
事業／制度概要	目的及び必要性(何のため)	自動車運転者は他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているが、これらの背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など取引上の慣行があり、対策が必要である。また、令和6年4月から、自動車運転の業務について時間外労働の上限規制や改正後の改善基準告示が適用されている。本事業において、自動車運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について運送事業者及び荷主等への周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善等を促進し、自動車運転者の長時間労働が改善されることによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから、「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。									
	対象(誰／何を対象に)	自動車運転者を使用する事業場およびその荷主となる事業場									
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	下記により、自動車運転者の安全衛生および労働条件の確保を推進する。 ・令和元年度に開設した自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの継続運用・充実、令和6年4月から適用されている改正後の上限規制および改善基準告示についての周知・広報。									
	実施体制	民間団体に委託して実施									
令和3年度予算額(千円)		160,739	令和4年度予算額(千円)	213,708	令和5年度予算額(千円)	267,012	令和6年度予算額(千円)	174,410	令和7年度予算額(千円)	189,552	
令和3年度決算額(千円)		137,961	令和4年度決算額(千円)	99,898	令和5年度決算額(千円)	326,473	令和6年度決算額(千円)	154,621	令和7年度雇用勘定予算額	0(千円)	
令和3年度予算執行率(%)		88.5	令和4年度予算執行率(%)	47.5	令和5年度予算執行率(%)	125.0	令和6年度予算執行率(%)	90.6	一般会計予算額	0(千円)	
令和5年度評価とそれを踏まえた令和7年度事業の見直し		令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであります、引き続き施策を継続							
6年度目標	アウトカム指標	トラックドライバー・建設業の時間外労働の制度に関する10問程度のインターネットアンケートを令和6年5月及び令和7年2月に実施し、それぞれ500程度のサンプルをそれぞれ回収し、認知度の向上を測る。			6年度実績	アウトカム指標【×】	令和6年5月にはトラックドライバー・建設業に関して各600サンプル、令和7年2月にはトラックドライバーに関して601サンプル、建設業に関して600サンプルをそれぞれ回収し比較した結果、「トラックドライバーに時間外労働の上限規制及び改善基準告示が適用されること」について「知っている」との回答は、60.2%から51.9%と8.3ポイント減少。また、「建設業に時間外労働の上限規制が適用されること」について「知っている」との回答は、55.7%から50.3%と5.4ポイント減少。				
	アウトプット指標	既存の上限規制周知用ポスターを全国約1,400箇所に配布する。また、広く国民一般に対して問題意識を醸成するため新規動画を1本作成する。新規リーフレットも併せて作成し、65,000部程度配布する。				アウトプット指標【○】	既存の上限規制周知用ポスターを全国1,625箇所に配布した。また、広く国民一般に対して問題意識を醸成するため新規動画を6本作成し、併せて新規リーフレットを作成の上、65,000部配布した。				
6年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題		令和6年4月からのトラックドライバー・建設業の上限規制適用に合わせて、4月15日～4月30日にかけてスポットCMの放映を行ったほか、ポスターの駆除貼り、車内ビジョン等の複数の媒体についても4月の短期間に集中して広告を行っていた影響等により、1回目の調査(5月)において、2回目の調査(2月)時点と比較して高い認知度が確認されたことから、令和6年度中ににおいて認知度の向上には至らない結果となった。トラックドライバー・建設業における長時間労働の改善に向けた取引慣行を見直すためには、荷主や工事発注者等の理解・協力を欠かすことはできない。そのため、これら取引関係者の具体的な行動に繋げるためには、年間を通じて社会的関心を引き寄せ続ける必要があることから、国民の目にとまる機会が増えるよう広告の打ち出し回数や時期の工夫を行い、並行して必要な情報を発信できるようポータルサイトの充実を図り、継続的に周知広報を実施する必要がある。 なお、令和5年度に行なった時間外労働の上限規制に関する認知度調査(令和5年6月時点)において、トラックドライバーについては「知っている」との回答は47.7%、建設業については同43.0%となっており、前年度と比較すると増加傾向にある。 ※アンケートの回答は、「知っている」、「なんどなく知っている」、「全く知らない」の3択であり、「全く知らない」を除いた「知っている」及び「なんどなく知っている」の合計では、それぞれ「トラックドライバーに時間外労働の上限規制及び改善基準告示が適用されること」については、94.0%、90.2%であり、「建設業に時間外労働の上限規制が適用されること」については、93.0%、87.0%となっている。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		引き続き、自動車運転者および建設労働者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの運営・充実を通じて、自動車運転者および建設労働者の長時間労働の改善に資する情報発信を行うとともに、特設サイト「はたらきかたスメ」等により、時間外労働の上限規制・見直し後の改善基準告示について広く周知・広報を行う。さらに、自動車運転者、建設業の長時間労働の改善については、取引慣行の見直しが必要であることから、荷主および発注者に対して、取引慣行の改善を促すために取組事例集を作成し、周知広報を行う。									
評価	D	未達成要因を分析の上、事業廃止又は厳格な見直しが必要									

令和7年度事業概要	自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの継続運用・充実および建設労働者の労働環境改善に向けた特設サイトの開設・運営。令和6年4月から適用されている改正後の上限規制、改善基準告示および荷主等による取組事例についての大規模広報。
令和7年度目標 (アウトカム指標)	トラックドライバー・建設業の時間外労働の制度に関する10問程度のインターネットアンケートを令和7年5月及び令和8年2月に実施し、それぞれ500程度のサンプルをそれぞれ回収し、その平均値を前年度と比較し、荷主または発注者として長時間労働の改善や働き方の改善のために「気をつけていることがある」および「今はないが、今後気をつけたいことがある(検討している)」と回答した者の合計の割合の向上を測る。
令和7年度目標 (アウトプット指標)	取引関係者からの取組事例を収集し、建設業の労働者、トラックドライバーの長時間労働の削減に資する取引慣行の改善に向けた取組事例集を作成し、50,000部程度配布する。
令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	アウトカム指標については、具体的な課題解決につながる必要があることから、トラックドライバー・建設業の時間外労働の制度に関する理解を把握するため、昨年度に引き続きインターネットアンケートを実施することとした。 アウトプット指標については、昨年度の実績を踏まえ、トラックドライバー・建設業の時間外労働の制度に関する広報活動の更なる実施とした。
令和8年度要求に向けた事業の方向性	引き続きポータルサイトによる荷主等への周知及び特設サイトによる国民全体に向けた周知広報を継続するとともに、荷主、発注者に向けて、更なる取引慣行の改善に向けた周知広報に必要な内容を踏まえ、事業内容を検討し実施する。

事業名		家内労働安全衛生管理費						事業番号 (令和7年度)	31			
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	家内労働・最 低工賃係			
実施主体		都道府県労働局、民間団体										
事業 ／ 制 度 概 要	目的及び 必要性 (何のため)	家内労働者の安全の確保及び健康の保持並びに危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び職業性疾病の予防のため。本事業は、作業工程が極めて多様である家内労働者の特性に則して家内労働者及び委託者への指導等を実施することにより、家内労働法に基づく安全衛生措置が講じられ、もって危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び職業性疾病の予防を図るものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。										
	対象 (誰／何を 対象に)	家内労働者及び委託者										
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 ・事業主団体や委託者に対する訪問調査及び家内労働者からのヒアリングにより、家内労働者の危険有害業務に関する実態を把握し、安全衛生の取組のモデル事例を取りまとめ、セミナーの開催等により周知・啓発を行う。										
	実施 体制	都道府県労働局、委託先民間事業者										
令和3年度 予算額 (千円)		14,873	令和4年度 予算額 (千円)	14,729	令和5年度 予算額 (千円)	14,594	令和6年度 予算額 (千円)	13,611	令和7年度 予算額 (千円)	10,927		
令和3年度 決算額 (千円)		14,729	令和4年度 決算額 (千円)	14,718	令和5年度 決算額 (千円)	14,582	令和6年度 決算額 (千円)	7,836	令和7年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。			
令和3年度 予算執行率 (%)		99.0	令和4年度 予算執行率(%)	99.9	令和5年度 予算執行率(%)	99.9	令和6年度 予算執行率(%)	57.6				
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し		令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を90%以上とする。			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【①○、②○】	① 家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合:98.2% ② 危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合:94.7%					
	アウトプット 指標	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行った家内労働者数及び委託者数を700人以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問を18件以上とする。				アウトプット 指標 【①○、②○】	① 家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行った家内労働者数及び委託者数:726人 ② 危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問件数:19件					
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題		(アウトカム指標) 【目標達成の理由】 ①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項の改善の必要性が理解されたため、目標を達成した。 ②危険有害業務に従事する家内労働者、委託者の割合が高い業種・地域を選定するなど訪問必要性の高い対象を選定し、また、訪問にあたっては好事例の提供も含めた具体的なアドバイスを行うなど、適切な内容・手法で事業を実施したため、目標を達成した。  (アウトプット指標) 【目標達成の理由】 ①都道府県労働局において、家内労働安全衛生指導員による個別指導を適切に実施したため、目標を達成した。 ②訪問指導については、訪問により委託者に応じた安全衛生対策等に関する周知啓発を行うとともに、好事例の収集や安全衛生対策に関する事例集を配付することで有意義な訪問指導となるよう取組むことにより目標を達成した。										
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き目標を達成できるように、家内労働安全衛生指導員による個別指導及び危険有害業務に従事する家内労働者・委託者への訪問調査を適切に実施し、安全衛生対策の推進を図るとともに、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)が改善に向けた取組を行うよう、事例に基づく情報提供等を行い、家内労働安全衛生対策を推進し、目標の達成を維持する。										
評価		A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									

令和7年度事業概要	令和6年度と同様。
令和7年度目標 (アウトカム指標)	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を 90 %以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を90%以上とする。
令和7年度目標 (アウトプット指標)	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を700人以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問を18件以上とする。
令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<アウトカム指標> ①家内労働安全衛生指導員による個別指導について一定以上の効果を有することが確認できる目標として、指導に対する改善の意向を確認することとし、その割合を目標とした。水準については、前年度の実績も踏まえ、引き続き高水準であるよう90%以上とした。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者が、安全衛生に関する理解を深めることが重要であることから、訪問を受けた者の満足度を目標とした。水準については、前年度の実績も踏まえ、引き続き高水準であるよう90%以上とした。  <アウトプット指標> ①家内労働安全衛生指導員が家内労働者又は委託者に対して家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行っていることから、訪問指導を行った家内労働者及び委託者数を目標とした。水準については、家内労働者数及び委託者数の推移、都道府県労働局における指導員配置数や活動実績を鑑み、引き続き700人以上とした。 ②「家内労働安全衛生確保事業」では危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者を訪問することにより家内労働者及び委託者の安全衛生に関する意識向上等を図っているところ、事業の実施状況をより適切に評価するため、危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問件数を目標とした。回数については、委託事業の仕様書に基づき18回と設定した。
令和8年度要求に向けた事業の方向性	本事業の着実な実施により、家内労働者の安全衛生の確保を促進するため、引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和8年度も継続して要求する。

事業名	働く女性の健康支援事業							事業番号 (令和7年度)	32				
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和6年度)	32				
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、委託先							担当係	雇用環境・均等局雇用機会均等課政策係、雇用機会均等課母性健康管理係、総務課雇用環境・均等システム係				
事業／制度概要	目的及び必要性(何のため)	<p>1 女性労働者健康管理等対策費 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害等の防止を図る。女性労働者及び事業主等に対し情報提供・周知啓発を実施する本事業は、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に妊娠婦の健康管理指導等を実施することにより、法に基づく事業主の義務である母性健康管理措置が事業所内で適切に行われ、もって労働災害防止等を図るものであるから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進事業で行う必要がある。</p> <p>2 雇用均等行政情報化推進経費 雇用環境・均等部(室)や総合労働相談コーナーにおける、母性健康管理措置を含む年間120万件を超える労使からの労働相談、労使への紛争解決援助等の記録の情報化を推進することにより、類似の相談事案の経験等の把握や、紛争解決援助の手続きの効率化を図り、迅速かつ適切な相談対応、紛争解決援助等を行うことを目的とするものであり、職場環境改善等、労働者の安全衛生向上に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>											
	対象(誰／何を対象に)	<p>1 女性労働者及び事業主等</p> <p>2 雇用環境・均等部(室)及び労働基準監督署等に設置された総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員も含む)</p>											
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	<p>1 委託事業については、受託者を公募し、一般競争入札(総合評価落札方式)により決定し、母性健康管理等専用サイトの運営、広報などにより、母性健康管理等に関する周知啓発を実施。</p> <p>2 労使からの母性健康管理措置を含む労働相談、労使への紛争解決援助等の記録や事業場の基本情報等を入力し、管理するための雇用環境・均等システムの運用及び法律・制度の改正等に係わる改修等の実施</p>											
	実施体制	<p>1 委託事業については、民間団体に委託して実施。</p> <p>2 厚生労働省本省による直接実施。</p>											
	令和3年度予算額(千円)	965,222	令和4年度予算額(千円)	415,649	令和5年度予算額(千円)	230,664	令和6年度予算額(千円)	106,282	令和7年度予算額(千円)	99,207			
令和3年度決算額(千円)	222,904	令和4年度決算額(千円)	197,899	令和5年度決算額(千円)	68,219	令和6年度決算額(千円)	41,031	令和7年度雇用勘定予算額 407,049(千円)					
令和3年度予算執行率(%)	55.3	令和4年度予算執行率(%)	63.9	令和5年度予算執行率(%)	34.9	令和6年度予算執行率(%)	64.4	一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。					
令和5年度評価とそれを踏まえた令和7年度事業の見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										
6年度目標	アウトカム指標	1 メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合95%以上 2 母性健康管理措置を含む男女雇用機会均等法に基づく調停開始から終了までの期間が3か月以内の件数割合を80%以上	6年度実績	アウトカム指標【1O、2O】	<p>1 96.4%(令和6年度におけるメールによる相談者でアンケートに回答があった55件のうち、役に立ったとした件数53件)</p> <p>2 91.8%</p>								
	アウトプット指標	1 母性健康管理専用サイトのアクセス数を500万件とする。 2 システムへの男女雇用機会均等法等調停の新規受理件数に対する登録件数の割合70%以上		アウトプット指標【1O、2O】	<p>1 6,586,428件</p> <p>2 99%</p>								
6年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		<p><b>【アウトカム指標】</b></p> <p>1 アウトカム指標の目標達成については、事業を適切に実施し、事業主・企業の人事・労務担当及び女性労働者等サイト訪問者からの母性健康管理に関する問い合わせ等に対し、医師・社労士等の専門家により必要な情報を提供することができたため。</p> <p>2 システムを活用することで調停事案の関係者との調整が速やかに行われ調停手続きや事案の進行管理が迅速かつ適切に行えたため。</p> <p><b>【アウトプット指標】</b></p> <p>1 母性健康管理指導事項連絡カードの活用や妊娠婦のための情報を掲載するなど母性健康管理専用サイトの充実及び働く女性の健康について情報を発信するとともに、様々な広報手法を用いて「働く女性の心からだの応援サイト」の一層の周知を図り、認知度を高めたため。</p> <p>2 相談から調停までの情報連携や、進行管理機能の向上を図ったことで、調停に移行した事案の登録が増えたため。</p>											
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		<p>1 妊娠・出産等を経て働き続ける女性の増加に伴い、その労働環境の改善に資する情報を事業主・労働者双方に提供するために、引き続き適正に事業を実施する。</p> <p>2 引き続き目標を達成できるよう、事業の適正な運営に努める。</p>											

評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和7年度事業概要	令和6年度の事業を拡充し、母性健康管理措置を含めた女性労働者の健康課題等について、研修会の実施、事業主、労働者向けの資料の作成、「働く女性の心とからだの応援サイト」を運用するとともに、以下の点を見直して実施。 ①研修テーマに女性の健康課題(月経や更年期等)に関する内容を追加。 ②ヘルスリテラシー向上に関する周知啓発の実施。	
令和7年度目標 (アウトカム指標)	1 メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合95%以上 2 母性健康管理措置を含む男女雇用機会均等法に基づく調停開始から終了までの期間が3か月以内の件数割合を80%以上	
令和7年度目標 (アウトプット指標)	1 「働く女性の心と体の応援サイト」のアクセス数を500万件とする。 2 システムへの男女雇用機会均等法等調停の新規受理件数に対する登録件数の割合 70%以上	
令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>【アウトカム指標】</p> <p>1 適切な母性健康管理対策の実施という目的から、利用者のニーズ等に応じた情報提供等が必要であり、メールによる相談についての満足度とした。</p> <p>2 迅速かつ適切な相談対応、紛争解決援助等を行うことを目的としていることから、男女雇用機会均等法に基づく調停の開始から終了までの期間が3か月以内の件数の割合とした。</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>1 女性労働者の健康管理対策の実施という目的から、女性労働者や事業主等に対し、適切な情報提供、特に妊娠中の母性健康管理措置の利用について周知啓発をより一層行うことが必要であること及び事業実績(アクセス数)を踏まえた件数とした。</p> <p>2 迅速かつ適切な相談対応、紛争解決援助等を行うためには、類似事案の経緯など利活用できる情報の蓄積が必要であるため、男女雇用機会均等法等調停の新規受理件数に対する登録件数の割合とした。</p>	
令和8年度要求に向けた事業の方向性	1 適切な母性健康管理対策の実施に必要な周知啓発事業を引き続き実施する。 2 総合労働相談コーナーの職員が業務に使用するシステムの運用に必要な改修に一定の目途がついたため、減額要求を行う。今後も引き続き迅速かつ的確な相談対応、紛争解決の援助が適切に行えるよう、安定的にシステムを運用する。	

事業名	外国人技能実習機構交付金							事業番号 (令和7年度)	33										
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和6年度)	33										
実施主体	外国人技能実習機構							担当係	指導係										
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	技能実習生は技能の修得を目的としていることから本邦の作業方法等に不慣れであることに加え、言語や習慣が異なること等により、その安全衛生の確保には日本人と異なる観点からの助言・指導等が必要である。 そのため、技能実習の計画認定等を実施している外国人技能実習機構により、技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。 なお、本事業は、技能実習生の労働災害防止の推進に資することから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																	
	対象 (誰／何を 対象に)	技能実習生(約40万人)及び技能実習生受入企業・団体(約67,000企業、約3,700団体)																	
	事業・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	①監理団体及び実習実施者に対し、安全衛生環境の整備等について外国人技能実習機構職員が実地検査を行う。 ②安全衛生マニュアルの活用等による啓発等を行う。 ③実習実施者に対し安全衛生対策を効果的に周知啓発するため安全衛生セミナーを開催する。																	
	実施 体制	認可法人外国人技能実習機構において事業を実施																	
令和3年度 予算額 (千円)	1,302,412	令和4年度 予算額 (千円)	1,256,560	令和5年度 予算額 (千円)	1,243,817	令和6年度 予算額 (千円)	1,241,293	令和7年度 予算額 (千円)	1,371,712										
令和3年度 決算額 (千円)	1,302,412	令和4年度 決算額 (千円)	1,256,560	令和5年度 決算額 (千円)	1,243,817	令和6年度 決算額 (千円)	1,241,293	令和7年度 雇用勘定予算額 4,623,408(千円)		一般会計予算額 1,653,891(千円)									
令和3年度 予算執行率 (%)	100.0	令和4年度 予算執行率(%)	100.0	令和5年度 予算執行率(%)	100.0	令和6年度 予算執行率(%)	100.0	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。											
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合(95%以上)			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合:96.73%												
	アウトプット 指標	①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合(100%) ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(4,500件以上)				アウトプット 指標 【○】	①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合:100% ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数:4,992件(速報値)												
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	アウトカム指標:実習実施者への指導にあたり、関係法令遵守の必要性について丁寧に説明することで目標を達成した。 アウトプット指標:指標①の対象事業について優先的に実地検査を実施するとともに、指標②についても積極的に実地検査を実施した結果、ともに目標を達成した。																		
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き、目標を達成できるよう実地検査等を実施する。																		
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																	
令和7年度 事業概要	令和6年度と同様																		
令和7年度目標 (アウトカム指標)	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合(95%以上)																		
令和7年度目標 (アウトプット指標)	①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合(100%) ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(4,500件以上)																		
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	【アウトカム指標】改善の徹底を図ることにより技能実習生の安全衛生の確保に資するため目標に設定した。 【アウトプット指標①】原則として、技能実習困難時届出に基づき安全衛生・健康確保の必要性が認められる実習実施者の全てに実地検査を行うため100%を目標とした。 【アウトプット指標②】労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待できるため目標に設定した。																		
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。																		

事業名	労働災害防止対策費補助金経費							事業番号 (令和7年度)	34	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和6年度)	34	
実施主体	労働災害防止団体(5団体)及び船員災害防止協会							担当係	機構・団体管理室 団体監理係	
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。本事業は、事業主の自主的な取り組み支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることにより労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を 対象に)	事業主、事業主の団体、労働者								
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害の防止に繋げるため、労働災害防止団体が行う次の事業に対し、補助を行う。 ①技術的な事項に関する指導及び援助事業 ②情報の収集及び提供事業 ③調査及び研究事業								
	実施 体制	中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、船員災害防止協会								
令和3年度 予算額 (千円)	1,805,372	令和4年度 予算額 (千円)	2,510,782	令和5年度 予算額 (千円)	2,549,416	令和6年度 予算額 (千円)	2,373,652	令和7年度 予算額 (千円)	2,759,912	
令和3年度 決算額 (千円)	1,805,372	令和4年度 決算額 (千円)	2,510,782	令和5年度 決算額 (千円)	2,549,416	令和6年度 決算額 (千円)	2,373,652	令和7年度 雇用勘定予算額 ○(千円)		
令和3年度 予算執行率 (%)	100.0	令和4年度 予算執行率(%)	100.0	令和5年度 予算執行率(%)	100.0	令和6年度 予算執行率(%)	100.0	一般会計予算額 ○(千円)		
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。  【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③安全衛生専門家による新規参入者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。  【高度安全機械等導入支援補助金】 ④高度安全機械等導入支援補助金について、補助対象者から安全性向上に有用である旨の評価を80%以上確保する。			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】 ①安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合は、99.4%であった。 ※効果があるとした事業場等1,198／1,205 ②安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合は、97.4%であった。 ※効果があるとした事業場等33,487／34,381  【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③安全衛生専門家による新規参入者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合は95.9%であった。 ※役に立ったと回答した受講者3,195／3,333  【高度安全機械等導入支援補助金】 ④安全性向上に有用である旨の評価をした補助対象者の割合は98.4%であった。 ※有用である旨の評価をした回答253／257			
		【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,450件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を540件以上とする。  【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③安全衛生指導の経験者による復興工事現場等に対する安全衛生巡回指導を、のべ720現場以上実施する。  【高度安全機械等導入支援補助金】 ④申請から交付の可否を決定するまでの期間を平均60日以内とする。				アウトプット 指標 【○】	【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導の件数は、1,908件であった。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導の件数は、1,384件であった。  【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③安全衛生指導の経験者による復興工事現場等に対する安全衛生巡回指導の件数は、のべ1,859現場であった。  【高度安全機械等導入支援補助金】 ④適正な申請の処理を完結するまでの期間は平均22日であった。			

<p>6年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題</p>	<p><b>【アウトカム指標】</b>          ①、②中小規模事業場等を中心に、実情に即した指導や研修を行うことができたため、目標を達成した。          ③自然災害に係る復旧・復興などの工事に携わる労働者、管理監督者等に対して行われる安全衛生教育の支援を適切に実施することができたため。          ④高評価としては「社員に対して会社の安全に関する関心度をアピールでき、安全に対する注意喚起につながった」、「(より安全性の高い機械の)導入に積極的になれた」などの意見があり、高度安全機械等の導入の呼び水になれたと考える。</p> <p><b>【アウトプット指標】</b>          ①、②安全管理士、衛生管理士等が事業の趣旨に沿って適切に活動したことにより、事業場からも指導内容について一定の評価を頂いているところであり、引き続き、事業場のニーズに応じた個別指導及び集団指導を実施する。</p> <p>③安全衛生専門家が事業の趣旨に沿って適切に活動したことにより、新規参入者等からは安全衛生教育支援の内容について一定の評価を受けているところ。また、現場巡回指導においても円滑に実施することで、目標を達成するに至った。引き続き、安全衛生教育の支援や現場巡回指導を通じて安全衛生対策の向上に努めていく。</p> <p>④補助金申請の審査において、適正かつ迅速な対応ができたため、目標を達成するに至った。引き続き、補助金の広報や相談業務を実施し、対象事業場への補助金交付を通じて現場の安全衛生対策の向上に努めていく。</p>	
<p>理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題</p>	<p>①、②安全管理士、衛生管理士等が事業の趣旨に沿って適切に活動したことにより、事業場からも指導内容について一定の評価を頂いているところであり、引き続き、事業場のニーズに応じた個別指導及び集団指導を実施する。</p> <p>③安全衛生専門家が事業の趣旨に沿って適切に活動したことにより、新規参入者等からは安全衛生教育支援の内容について一定の評価を受けているところ。また、現場巡回指導においても円滑に実施することで、目標を達成するに至った。引き続き、安全衛生教育の支援や現場巡回指導を通じて安全衛生対策の向上に努めていく。</p> <p>④補助金申請の審査において、適正かつ迅速な対応ができたため、目標を達成するに至った。引き続き、補助金の広報や相談業務を実施し、対象事業場への補助金交付を通じて現場の安全衛生対策の向上に努めていく。</p>	
<p>評価</p>	<p>A</p>	<p>成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続</p>
<p>令和7年度 事業概要</p>	<p><b>【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】</b>          労働災害防止のため、中小規模事業場に対し、作業現場等の実態に基づいた安全衛生管理活動に係る個別指導及び集団指導を行う。</p> <p><b>【地震・豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】</b>          自然災害の発生に備えるため、安全衛生専門家による復旧・復興工事に従事する労働者、管理監督者等に対する安全衛生教育の教材を作成、配付し、事業者の行う安全衛生教育の支援を行う。安全衛生専門家が、復旧・復興工事の工事現場を巡回し、危険な方法で作業が行われている場合に助言指導を行う。</p> <p><b>【高度安全機械等導入支援補助金】</b>          中小企業が高度な安全機能を有する機械等(高度安全機械等)を導入するために要する費用の一部を補助する。</p> <p><b>【労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等事業】</b>          労働災害が増加傾向にある第三次産業における労働安全衛生マネジメントシステム(安全衛生管理体制)の構築の促進のため、事業者・労働者向け教育ツールの作成やセミナー等を行う。</p> <p><b>【中小事業場における化学物質のばく露防止手法の検討】</b>          令和6年度より全面的に施行された新たな化学物質の自律的管理規制に必要となる、中小事業者が実施可能な安価な測定方法の開発を検討する。</p> <p><b>【建設業における化学物質のばく露防止手法のガイドラインの作成等】</b>          化学物質の自律的管理に建設業の下請け等の中小事業者が適切対応していくためには具体的な化学物質のばく露防止対策をまとめたマニュアル等の作成を行う。併せて、これらのマニュアル等の周知に向けた講習会等を実施する。</p> <p><b>【トンネル建設労働者健康管理一元管理システム】</b>          令和5年度末にシステム更改を実施し、サーバーのクラウド移行がされた。更改前と同等以上の水準で現行システムの安定的な運用・保守を実施する。</p>	
<p>令和7年度目標 (アウトカム指標)</p>	<p><b>【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】</b>          ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。          ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。</p> <p><b>【地震・豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】</b>          ③安全衛生専門家による新規参入者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。</p> <p><b>【高度安全機械等導入支援補助金】</b>          ④高度安全機械等導入支援補助金について、補助対象者から安全性向上に有用である旨の評価を80%以上確保する。</p>	
<p>令和7年度目標 (アウトプット指標)</p>	<p><b>【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】</b>          ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,330件以上とする。          ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を630件以上とする。</p> <p><b>【地震・豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】</b>          ③安全衛生指導の経験者による復興工事現場等に対する安全衛生巡回指導を、のべ720現場以上実施する。</p> <p><b>【高度安全機械等導入支援補助金】</b>          ④申請から交付の可否を決定するまでの期間を平均60日以内とする。</p>	

令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<p><b>1. アウトカム指標</b>  <b>【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】</b>            ①、②労働災害防止協会及び船員災害防止協会が実施する個別指導・集団指導に関し、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認できるものとして設定。また、安全衛生関係の法令改正等により集団指導の需要が高まっているため、令和6年度実績も考慮し、目標件数を再設定した。</p> <p><b>【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】</b>            ③被災地等において建設業における新規参入者等への安全衛生教育を継続的に行うことが重要であるため、上記のとおり目標を設定。</p> <p><b>【高度安全機械等導入支援補助金】</b>            ④第14次労働災害防止計画における「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」に資するよう、事業目的の達成に寄与する内容となつたかを測るため、上記のとおり目標を設定。</p> <p><b>2. アウトプット指標</b>  <b>【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】</b>            ①、②労働災害防止協会及び船員災害防止協会が実施する個別指導・集団指導に関し、経営基盤が脆弱な中小事業者に対して労働災害防止に資する指導を実施する指標として回数を設定。</p> <p><b>【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】</b>            ③被災地等において建設業における新規参入者等への安全衛生教育及び安全衛生巡回指導を継続的に行うことが重要であるため、上記のとおり目標を設定。</p> <p><b>【高度安全機械等導入支援補助金】</b>            ④補助金を効率的に配賦し機械の更新を促すため、上記のとおり目標を設定。</p>
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	本事業の着実な実施を通じて、労働災害防止活動を促進し、労働災害の減少に貢献していくため、令和8年度も継続して要求する。

事業名	産業医学振興経費	事業番号 (令和7年度)	35						
		事業番号 (令和6年度)	35						
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係 機構・団体管理室 団体監理係						
実施主体	(公財)産業医学振興財団、学校法人産業医科大学								
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実を図ることは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の趣旨に適する事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	産業医科大学及び同大学在学生、産業医、産業保健スタッフ、事業者等							
	事務・事業の スキーム (決定スキーム を含む)	①産業医科大学の運営等に対する助成 ②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営 ③産業医の資質の向上を図る研修等の実施 ④産業医学に関する研究の促進 ⑤産業医学情報の提供							
	実施 体制	(公財)産業医学振興財団、学校法人産業医科大学							
令和3年度 予算額 (千円)	7,282,494 (うち、令和2年度か らの繰越額 531,189 千円)	令和4年度 予算額 (千円)	6,686,106	令和5年度 予算額 (千円)	6,787,735	令和6年度 予算額 (千円)	5,208,852	令和7年度 予算額 (千円)	5,433,565
令和3年度 決算額 (千円)	7,282,494	令和4年度 決算額 (千円)	6,686,106	令和5年度 決算額 (千円)	6,787,735	令和6年度 決算額 (千円)	5,208,852	令和7年度 雇用勘定予算額 ○(千円)	一般会計予算額 ○(千円)
令和3年度 予算執行率 (%)	100.0	令和4年度 予算執行率(%)	100.0	令和5年度 予算執行率(%)	100.0	令和6年度 予算執行率 (%)	100.0	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	<(公財)産業医学振興財団> ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。  <学校法人産業医科大学> ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で常勤の産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。	6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	<(公財)産業医学振興財団> ①研修が有用であった旨の回答の割合は96.7%であった。 ※有用と回答した者22,668名／回答者23,443名  <学校法人産業医科大学> ①産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者は80名であった。 ②講座が有用であった旨の回答の割合は約93.3%であった。 ※有用と回答した者706名／回答者757名				
	アウトプット 指標	<(公財)産業医学振興財団> ①産業医研修事業の受講者を20,000人以上とし、これに加え産業医学分野の最新情報をメールマガジンにより提供することを周知・広報し、メールマガジン登録者数を12,000人以上とする。  <学校法人産業医科大学> ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上又は全国順位上位の4分の1以内とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を850名以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加人数を20,000人以上とする。		アウトプット 指標 【○】	<(公財)産業医学振興財団> ①産業医研修事業の受講者35,231名、メールマガジン登録者数15,943人であった。 ※メールマガジン登録者数は令和7年3月末時点の人数  <学校法人産業医科大学> ①医師国家試験の合格率は95%で全国順位は(31位/82校)であった。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者は1,141名であった。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加者数は39,028名であった。				

<p>6年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題</p>	<p>&lt;(公財)産業医学振興財団&gt; 【アウトカム指標】 ①最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とするよう努めた。 【アウトプット指標】 ①効果的かつ効率的な研修を実施するため、医師会と密接な連携を図り、また、最新の産業医学情報の提供を行う等、産業医として必要な知識等のアップデートに資するとともに、受講者の関心に応え、その参加意欲が高まるような研修内容とした。 &lt;学校法人産業医科大学&gt; 【アウトカム指標】 ①: 産業医数増加のためのきめ細やかな支援や対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請したこと等により、目標を達成。 ②: 研修受講者のニーズを踏まえたカリキュラムを編成したことにより目標を達成。 【アウトプット指標】 ①: 昨年度までの対策をさらに強化し、6年次成績下位学生及び留年学生への対応、教員間の情報共有、医師国家試験における高水準の合格率を維持するための対策を行い、令和6年度は全国順位上位4分の1以内とはならなかったものの、合格率は95%となった。 ②: 広く研修受講者の受け入れを行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成したことにより目標達成。 ③: 企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座、産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行った。また、YouTubeの大学オフィシャルチャンネルにより、積極的に動画配信による情報提供を実施したことにより目標達成。</p>	
<p>理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題</p>	<p>&lt;(公財)産業医学振興財団&gt; 各事項の目標の達成のため、引き続き、以下の対応を実施予定。 【アウトカム指標】 ①引き続き最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とする。 【アウトプット指標】 ①医師会と密接な連携を図り、最新の産業医学情報の提供を行う等、産業医として必要な知識等のアップデートに資するとともに、受講者の関心に答え、その参加意欲が高まるような研修内容とする。 &lt;学校法人産業医科大学&gt; 各事項の目標の達成のため、引き続き、以下の対応を実施予定。 【アウトカム指標】 ①: 産業医数増加のための対策を推進し、産業医への就職を強く意識した指導を行っていく。令和4年度からは、卒後の離脱対策として「キャリア形成プログラム(卒業直前から修学資金義務年限終了までを網羅して、産業医としてのライフプラン実現をより目に見える形で支援するもの)」を導入しており、引き続き新入学生及び在校生に対し、卒後のキャリア形成を見据えた進路指導を行う。 ②: 引き続き広く研修受講者の受け入れを行うとともに、アンケートを実施しニーズを踏まえたカリキュラムに編成していく。 【アウトプット指標】 ①: 5年次の早い段階から、昨年度まで実施した対策に加え、医師国家試験に向けての準備や意識付けを徹底する。また、成績下位者に特化した対策(特別学習指導等)については、対象者を從前の20名から30名に拡大し、面談回数を増やすことで目標設定や学習進捗に関する相談・指導をより一層適切に行い、効果的な学習を促進する。なお、既卒者については、教務部長等から定期的に連絡をとり、学習環境を十分に整え、医師国家試験対策に専念するよう指導を行う。 ②: 広く研修受講者の受け入れを行い、ニーズを踏まえたカリキュラムに編成していく。 ③: 支援講座、公開講座、オープンキャンパスやWeb動画配信において、産業医学や産業医に関する情報提供を引き続き積極的に実施していく。</p>	
<p>評価</p>	<p>A</p>	<p>成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続</p>
<p>令和7年度事業概要</p>	<p>令和6年度と同様</p>	
<p>令和7年度目標 (アウトカム指標)</p>	<p>&lt;(公財)産業医学振興財団&gt; ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。 &lt;学校法人産業医科大学&gt; ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で常勤の産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。</p>	
<p>令和7年度目標 (アウトプット指標)</p>	<p>&lt;(公財)産業医学振興財団&gt; ①産業医研修事業の受講者を20,000人以上とし、これに加え産業医学分野の最新情報をメールマガジンにより提供することを周知・広報し、メールマガジン登録者数を12,000人以上とする。 &lt;学校法人産業医科大学&gt; ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上又は全国順位上位の4分の1以内とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を850名以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加人数を20,000人以上とする。</p>	

令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	<p>&lt;(公財)産業医学振興財団&gt;</p> <p>【アウトカム指標】</p> <p>①優秀な産業医の養成及び確保は、職場の労働衛生水準向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であり、産業医養成に係る研修等の結果が、一定程度以上の効果を有することが確認できるものとして設定。</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>①優秀な産業医の養成及び確保を継続的に行っていくほか、産業医学に関する情報発信を適切に行っていくものとして設定。</p> <p>&lt;学校法人産業医科大学&gt;</p> <p>【アウトカム指標】</p> <p>①については、専属産業医のほか開業産業医を含む数値であり、常勤の産業医として新たに就業する者を輩出したことが確認できるものとして設定。</p> <p>②については産業医養成に係る研修等の結果が、一定程度以上の効果を有することが確認できるものとして設定。</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>①国試合格率は、教育の質(医学教育への投資効果)を評価する指標の1つと考えられるが、当該指標は各年度の試験難易度によって大きく変動が生じるほか、他大学の結果が考慮されていないなど、達成難度がやや不明瞭であり、評価に際して恒常的な指標とし難い部分が存在する。よって、絶対的な指標である「合格率」と、相対的な指標である「全国順位(上位の4分の1)」の両方の観点を用いて設定。</p> <p>②産業医学教育の実施による実践能力の高い産業医の養成及び確保は、職場の労働衛生水準の向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であり、産業医養成に係る研修等の実施により、産業医数の確保に資することができるものとして設定。</p> <p>③優秀な産業医の養成、確保、輩出等を継続的に行っていくために、産業医学及び産業医科大学に関する情報発信を適切に行っていくものとして設定。</p>
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	本事業の着実な実施を通じて、産業医の養成及び資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に貢献していくため、令和7年度も継続して要求する。

事業名	未払賃金立替払事務実施費							事業番号 (令和7年度)	36	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和6年度)	36	
実施主体	(独)労働者健康安全機構							担当係	労働条件確保対策事業係	
事業／制度概要	目的及び必要性(何のため)	<p>未払賃金の立替払制度は、企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対し、未払賃金額の一定範囲について国が事業主に代わって立て替える制度である。</p> <p>賃金の支払は本来、事業主の基本的な責務であることから、未払賃金の立替払事業の費用の負担を一般国民(一般会計)に求めることは適当ではなく、事業主の連帯による公的な保険方式によることがふさわしいことから、未払賃金の立替払事業は、社会復帰促進等事業として行われる必要がある。</p>								
	対象(誰／何を対象に)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者								
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	(独)労働者健康安全機構が、立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務を行う。								
	実施体制	独立行政法人労働者健康安全機構が実施。								
令和3年度予算額(千円)	20,900,623	令和4年度予算額(千円)	20,809,331	令和5年度予算額(千円)	10,172,089	令和6年度予算額(千円)	9,882,571 (補正予算を含めた額: 12,096,181)	令和7年度予算額(千円)	15,060,093	
令和3年度決算額(千円)	1,900,623	令和4年度決算額(千円)	4,418,693	令和5年度決算額(千円)	9,154,880	令和6年度決算額(千円)	12,062,312	令和7年度雇用勘定予算額 O(千円)		一般会計予算額 O(千円)
令和3年度予算執行率(%)	9.0	令和4年度予算執行率(%)	21.2	令和5年度予算執行率(%)	90.0	令和6年度予算執行率(%)	99.7	※予算執行率は行政経費を考慮していない。		
令和5年度評価とそれを踏まえた令和7年度事業の見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであります、引き続き施策を継続							
6年度目標	アウトカム指標	<p>立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康安全機構の中長期目標(対象期間: 令和6年4月～令和11年3月)による、令和6年度における目標は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内とすること。</li> </ul>			アウトカム指標 【○】	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間については、「平均19.3日」となった。				
	アウトプット指標	<p>①請求書(不備事案を除く)の迅速な支払確保のため、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようになるための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。また、請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図る。</p> <p>②賃金債権の回収を図るために、未払賃金立替払システムを活用し、常に弁済履行状況等の把握・確認を行うとともに、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督励等を行う。</p>			6年度実績	アウトプット指標 【○】	<p>①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則週1回(年間計50回)の立替払金の支払を確保した。</li> <li>・日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行った。</li> <li>・破産管財人等の説明が適正に行われるために都道府県弁護士会等の主催による未払賃金立替払制度に関する研修会を4回実施し、出席者計159名に対し、機構から説明に当たっての留意事項を説明するとともに具体的事例の紹介を行った。</li> <li>・地方裁判所4か所に赴き、裁判官2名、書記官計13名に対し、同制度の運営状況について説明を行うとともに、同制度の円滑な運営への協力依頼を行った。</li> <li>・不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会を開催し、破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に当たるに際し留意すべき事項や研修の内容について広く助言を得た。</li> <li>・大型請求事案については、事前調整を行うよう研修会等で周知し、未払賃金立替払請求手続に関する適正な処理を図るために事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図られた。</li> <li>・裁判所・関係機関向けに未払賃金の立替払制度の概要や請求書の提出先、相談コーナーの案内等をまとめたリーフレットを裁判所・関係機関に配付することで制度の周知、積極的な情報提供を図った。</li> <li>・定期的な業務打合会(年間11回)により、職員の情報共有と審査能力の向上を図っている。</li> <li>②立替払において代位取得した賃金債権について、時効停止等により最大限確実な回収を図るために、未払賃金立替払システムで管理表を作成・活用し履行状況の把握・確認を行い、以下の措置を講じた。</li> <li>・清算型については、債権届出を要する全277事業所について、裁判所に対し迅速かつ確実に届出を行った。</li> <li>・再建型については、弁済計画を確認し、確実な債権回収に努めるとともに、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない事業所へ35回の弁済督促等を行った。</li> <li>・事実上の倒産事案については、全事業所へ2,139回の求償通知を送付するとともに、債権が残っていることが判明した当該事業場及び第三債務者に照会し、回収可能な売掛債権等の差押命令申立の準備を行った。</li> </ul>			

6年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	支払までの目標「平均20日以内」を達成した。 目標達成の理由は、原則週1回の立替払を確保、大型請求事案に対する破産管財人等との事前調整や電話相談、審査担当者間の情報共有と審査能力の向上のための定期的な業務打合会等計画していたことを適切に実施したこと、破産管財人等を対象とした研修会を実施することができたこと、裁判所・関係期間向けに未払い賃金の立替払制度に概要や請求書の提出先、相談コーナーの案内等をまとめたリーフレットを裁判所・関係機関に配付することで制度の周知、積極的な情報提供を図った。また、当機構ホームページに設定(令和4年7月)した、チャット方式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボット」によって、請求者等からの質問に24時間対応した。さらに、事実上の倒産事案では事業主への求償通知や債権等の差押命令申立準備を行い、清算型事案では確実な債権届出を行い、再建型では弁済督促等を行った。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和7年度事業概要	令和6年度と同様	
令和7年度目標 (アウトカム指標)	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標(対象期間:令和6年4月～令和11年3月)による、令和7年度における目標は以下のとおり。 ・請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内とすること。	
令和7年度目標 (アウトプット指標)	<p>①請求書(不備事案を除く)の迅速な支払確保のため、原則週1回の立替払の堅持、請求者向けに加えて、裁判所・関係機関向けリーフレットの作成等情報提供の強化を図るとともに、破産管財人等による証明が的確に行われるようになるための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。</p> <p>②賃金債権の回収を図るため、未払賃金立替払システムを活用し、常に弁済履行状況等の把握・確認を行うとともに、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督促等を行う。</p>	
令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>内閣府によれば、令和7年3月の景気ウォッチャー調査において、「景気は、緩やかな回復基調が続いているものの、このところ弱さがみられる。先行きについては、賃上げへの期待がある一方、従前からみられる価格上昇の影響に加え、米国の通商政策への懸念もみられる。」とされている。</p> <p>また、東京商エリサーチによると令和6年度の全国の企業倒産件数は11年ぶりに1万件を超えており、加えて、令和6年度の立替払額は前年度より増加しており、今後も企業倒産の増加の懸念があることから、これに伴い未払賃金立替払請求件数の増加が考えられる。しかしながら、労働者救済のため迅速な審査対応が必要であることから、これまでの実績を考慮し「平均20日以内」とする。また、立替払の迅速化・債権管理の適正化のため、週1回の支払、破産管財人等への研修会等による支援その他前年度の取り組みを継続する。</p>	
令和8年度要求に向けた事業の方向性	未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取組む。	

事業名	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し							事業番号 (令和7年度)	37		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和6年度)	37		
実施主体	都道府県労働局及び委託先								担当係 新たな働き方推進係、働き方・休み方改善係、母性健康管理係		
事業／制度概要	目的及び必要性(何のため)	<p>経済界・労働界・地方公共団体の代表者からなる「官民トップ会議」にて策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、労働時間等の設定改善を進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことを目的としている。</p> <p>本事業により労働時間等の設定の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。</p> <p>また、不妊治療に対する理解と柔軟な働き方を可能とする制度に取り組む企業を支援し、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備が行われることで、仕事と生活の調和のとれた働き方の普及にもつながり、労働者の健康保持にも寄与するものであることから、当該事業で行う必要がある。</p>									
事業／制度概要	対象(誰／何を対象に)	下記①、②は中小企業事業主、下記③、④は事業主および労働者									
事業／制度概要	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	<p>① 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談支援や電話相談等を実施する。</p> <p>② 働き方改革推進支援助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。</p> <p>③ 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行なうほか、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、特別休暇等の普及促進、勤務間インターバル制度導入促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。</p> <p>④ 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 不妊治療と仕事との両立の重要性について社会全体の理解を深めるため、不妊治療と仕事との両立を支援するための休暇制度等の環境整備に向けた事業主向け研修会の実施・女性向け雑誌広告、マニュアル、不妊治療(予定)者向け資料の作成・配付等により周知啓発等を行う。</p>									
事業／制度概要	実施体制	都道府県労働局及び委託先において実施する。									
令和3年度予算額(千円)	11,087,618	令和4年度予算額(千円)	11,389,941	令和5年度予算額(千円)	8,604,989	令和6年度予算額(千円)	8,661,980	令和7年度予算額(千円)	10,633,099		
令和3年度決算額(千円)	9,925,470	令和4年度決算額(千円)	7,380,415	令和5年度決算額(千円)	6,608,740	令和6年度決算額(千円)	8,159,220	令和7年度雇用勘定予算額 1,425,085(千円)	一般会計予算額 0(千円)		
令和3年度予算執行率(%)	89.5	令和4年度予算執行率(%)	64.8	令和5年度予算執行率(%)	76.8	令和6年度予算執行率(%)	94.5%	※予算執行率は行政経費を考慮していない。			
令和5年度評価とそれを踏まえた令和7年度事業の見直し	令和5年度評価	B	予算額又は手法等を見直し								
アウトカム指標	<p>1 働き方改革推進支援助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも90%以上の事業主又は事業団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようとする。</p> <p>2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、働き方改革を実施するに当たっての相談対応について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を95%以上とする。</p> <p>3 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。</p> <p>4 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会の参加企業アンケートにおいて、不妊治療と仕事との両立支援について「非常に参考になつた」又は「参考になつた」と回答した企業の割合を80%以上とする。</p>			アウトカム指標 【1、2、3、4:○】	<p>1 労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合 ①業種別課題対応コース:99.5% ②労働時間短縮・年休促進支援コース:99.7% ③勤務間インターバル導入コース:100% ④団体推進コース:100%</p> <p>2 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、99%</p> <p>3 「使いやすい(普通を含む)」と回答した者の割合は、93.1%</p> <p>4 「非常に参考になつた」「参考になつた」と回答した企業の割合は 97.8%</p>						

6 年 度 目 標	アウトプット 指標	<p>1 働き方改革推進支援助成金(業種別課題対応コース)の支給決定件数について、令和6年度予算における想定件数の7割(2,754件)以上とする。      2 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給決定件数について、令和6年度予算における想定件数の7割(522件)以上とする。      3 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和6年度予算における想定件数の7割(923件)以上とする。      4 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和6年度予算における想定件数の7割(141件)以上とする。      5 働き方改革推進支援センターにおけるコンサルティングによる相談件数を、30,000件以上とする。      6 働き方改革関連法の法改正内容や働き方改革推進支援センターを始めとした各種支援策を掲載している新設後の「働き方改革特設サイト」のPV数 298万PV以上(令和6年4月～令和7年3月)      7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を155万件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を6,000件以上とする。      8 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会を2回以上アーカイブにより開催する。</p>	6 年 度 実 績	<p>アウトプット 指標 【2、4、5、6、7、8、 9:○ 1、3:×】</p> <p>1 業種別課題対応コース支給決定件数:718件      2 労働時間短縮・年休促進支援コース支給決定件数:3,027件      3 勤務間インターバル導入コース支給決定件数:171件      4 団体推進コース支給決定件数:367件      5 コンサルティングによる相談件数:32,928件      6 働き方改革特設サイトのPV数:3,452,021件      7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数:2,926,972件、企業診断及び社員診断の診断結果件数:9,849件      8 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会の実施回数:2回</p>
6年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		<p><b>【アウトカム指標】</b></p> <p>1 中小企業事業主に労働時間等の設定の改善に向けた支援となるよう成果目標の見直し等を行ったことが要因と考えられる。      2 働き方改革推進支援センターの専門家が、企業の問題意識を踏まえて適切に助言支援を行ったことが要因と考えられる。      3 働き方・休み方改善ポータルサイトについて、常に使いやすいように見直しを行うとともに、掲載情報の拡充等を行っていることから目標を達成できた。      4 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する企業や両立支援担当者等の理解・満足度が十分得られたため、目標を達成できた。</p> <p><b>【アウトプット指標】</b></p> <p>1～3 労働時間短縮・年休促進支援コースについては、本助成金が同一年度に1コースしか申請できない取扱いの中、他のコースと比較して利用しやすい要件となっているため申請が集中し、当初見込みを上回ったものと考えられる。また、業種別課題対応コースにおいては、前年度に比べ支給決定件数は増加しているものの、その対象となる事業主が容易に労働時間を短縮し難い状況に置かれていることにより、一般業種と同一の成果目標であっても、現時点では達成が容易でない成果目標となっていること、勤務間インターバル導入コースについては、労働時間が長い事業主に対象を限定していることに加え、業種別課題対応コースでもインターバルの取組が可能となっていることが影響し、当初見込みを下回ったものと考えられる。      4 団体推進コースについては毎年度取組が可能であるところ、事業主団体に対する継続的な利用勧奨の取組により、対象となる団体の申請に繋がったと考えられる。      5 人手不足に関する相談や労務管理改善にかかる相談が増えたこと等により、働き方改革推進支援センターへの相談支援の需要が高かったことが要因と考えられる。      6 引き続き、中小企業事業主が取り組める働き方改革の参考事例をHPIに掲載し、各業種団体等を通じて周知を行ったこと等がアウトプット目標の達成につながったと考えられる。      7 アクセス件数については、利用者のニーズ等を踏まえたポータルサイトのコンテンツの拡充やWeb広告を行う等の周知により、目標を達成できた。      診断結果件数については、令和5年度に働き方・休み方改善ポータルサイトの診断指標の改訂を行い、令和6年度より診断機能に反映したことで閑心が高まることから、目標を達成できたと考えられる。      8 不妊治療と仕事の両立の取組について、企業が抱える多様な課題に沿うべく、2回実施した。今後は、令和6年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえた研修会の内容の見直し等を行い、企業の取組を一層支援する。</p>		
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		1～4 実績が低調となっているコースの実績が改善されるよう、働き方改革推進支援助成金における成果目標やアウトプット目標の設定等もついて見直しを行うことを検討する。 併せて、働き方改革推進支援センターの活用等により、引き続き、各種支援策の周知徹底を図っていくこととする。  上記のとおり、事業運営の適正化を図り、既存の事業の効率化を進める。		
評価		B		予算額又は手法等を見直し

令和7年度事業概要	令和6年度の事業を一部見直した上で引き続き実施する。
令和7年度目標 (アウトカム指標)	<p>1 働き方改革推進支援助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも90%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようとする。</p> <p>2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、働き方改革を実施するに当たっての相談対応について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を95%以上とする。</p> <p>3 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。</p> <p>4 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会の参加企業アンケートにおいて、不妊治療と仕事との両立支援について「非常に参考になった」又は「参考になった」と回答した企業の割合を80%以上とする。</p>
令和7年度目標 (アウトプット指標)	<p>1 働き方改革推進支援助成金(業種別課題対応コース)の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の7割(754件)以上とする。</p> <p>2 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の7割(2,077件)以上とする。</p> <p>3 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の7割(210件)以上とする。</p> <p>4 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の7割(178件)以上とする。</p> <p>5 働き方改革推進支援センターにおけるコンサルティングによる相談件数を、30,000件以上とする。</p> <p>6 働き方改革関連法の改正内容や働き方改革推進支援センターを始めとした各種支援策を掲載している新設後の「働き方改革特設サイト」のPV数 364万PV以上(令和7年4月～令和8年3月)</p> <p>7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を155万件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を6,000件以上とする。</p> <p>8 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会を2回以上開催する。</p>
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	<p><b>【アウトカム指標】</b></p> <p>1 働き方改革推進支援助成金について、当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため設定した。</p> <p>2 働き方改革推進支援センターについて、相談内容に対する専門家の支援が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。</p> <p>3 働き方・休み方改善に向けた事業については、企業及び社員の働き方の気づき・理解が重要であることから、ポータルサイトの使いやすさについて引き続き高水準を維持する目標とした。</p> <p>4 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する企業や両立支援担当者等の理解・満足が重要であることから設定した。</p> <p><b>【アウトプット指標】</b></p> <p>1～4 働き方改革推進支援助成金について、予算上の想定件数7割の合計件数を目標件数として設定した。</p> <p>5 働き方改革推進支援センターについて、本事業は企業に対する個別相談支援を重視していることから目標として設定し、目標数値については、令和7年度の予算は令和6年度よりも減少しているものの、事業の効率的な運営を図ることで支援件数は同水準を維持することを目指し、昨年度と同様の件数を設定した。</p> <p>6 アクセス件数は過去の実績(過去3年平均)を踏まえた目標とする。</p> <p>7 アクセス件数と診断結果件数は、令和6年度の実績が診断指標の見直しに伴うものであると考えられ、また、本年度は当該見直しを予定していないことから、令和6年度を除いた過去の実績(過去3年平均)を踏まえた目標とした。</p> <p>8 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する企業や両立支援担当者等の理解が重要であり、情報提供等のための研修が必要であることから設定した。</p>
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	本事業が、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の普及促進、働き方改革に対する中小企業事業主の取組支援という重要施策を担っているものであることから、令和6年度の実績や働き方改革関連法が完全施行された現段階の状況を踏まえつつ、事業内容の効率化を検討しながら、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の違法水準等を高めるため、また、不妊治療に対する社会の理解を深め、事業主の取り組みを一層促進するため引き続き、必要な要求を行うこととした。

事業名	テレワーク普及促進等対策						事業番号 (令和7年度)	38		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	テレワーク係		
実施主体	①、②共に民間団体									
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	本事業は適切な労務管理下において多様で柔軟な働き方の一つであるテレワークを普及することにより、子育てや介護等と仕事の両立が促されるなどワーク・ライフ・バランスの向上に資するとともに、長時間労働の抑制やテレワークガイドラインの周知により健康障害の防止を図るなど、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。								
	対象 (誰／何を 対象に)	労働者、事業主								
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	<p>I テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント、テレワーク・セミナー及びテレワーク表彰・シンポジウム</p> <p>テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じるテレワーク相談センターを東京に設置し、企業等からの相談対応を通じて、適切な労務管理下におけるテレワークの普及促進を図る。</p> <p>また、テレワークの導入を検討する企業に対して、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施するとともに、テレワークに関する施策を情報発信するためにテレワーク総合ポータルサイト等の管理・運営を行う。</p> <p>さらに、テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労務管理下におけるテレワークの普及促進を図る。また、テレワークを先進的に進める企業等に対して表彰を行い、その取組を表彰式を兼ねたシンポジウムを通じて幅広く周知。</p> <p>II 国家戦略特区のテレワークに関する援助</p> <p>国家戦略特別区域内に、事業主に加えて、広く労働者を対象とする相談窓口を設け、テレワークに係る相談対応や助言等の援助を行うことで、適正な労務管理下におけるテレワークの積極的な導入を促す。</p>								
	実施体制	I テレワーク相談センター等、II 国家戦略特区のテレワークに関する援助:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、共に(一社)日本テレワーク協会が実施。								
	令和3年度 予算額 (千円)	112,919	令和4年度 予算額 (千円)	70,081	令和5年度 予算額 (千円)	67,782	令和6年度 予算額 (千円)	69,792	令和7年度 予算額 (千円)	
令和3年度 決算額 (千円)	59,577	令和4年度 決算額 (千円)	63,987	令和5年度 決算額 (千円)	61,019	令和6年度 決算額 (千円)	54,075	令和7年度 雇用勘定予算額 62,940(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。		
令和3年度 予算執行率 (%)	52.8	令和4年度 予算執行率(%)	90.4	令和5年度 予算執行率(%)	90.0	令和6年度 予算執行率 (%)	77.5			
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	①テレワーク・セミナーのアンケート調査で、「大変参考になった」及び「参考になった」の旨の評価を受ける割合を80%以上とする。 ②国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合を80%以上とする。		6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	①テレワーク・セミナーのアンケート調査で、「大変参考になった」及び「参考になった」旨の評価を受ける割合は、93.9%(310件中291件)であった。 ②国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合は、100%(9件中9件)であった。				
	アウトプット 指標	①テレワーク相談センターへの相談、テレワーク総合ポータルサイトからの資料(ガイドライン等)のダウンロード数を10,000以上とする。 ②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。			アウトプット 指標 【○】	①テレワーク相談センターの相談件数:690件、テレワーク総合ポータルサイトからのダウンロード数:9,811件、計10,501件 ②セミナー参加者数:合計786名				
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題		<p>(アウトカム指標) 【目標達成の理由】</p> <p>①テレワーク導入事例の紹介やテレワーク実践企業の体験をセミナー中に講演するなどテレワークの導入を考えている企業等に対し実践的なセミナーを行ったため。 ②テレワークに精通した専門家が丁寧な対応を行うとともに、テレワークの導入に関する的確なアドバイスを行ったため。</p> <p>(アウトプット指標) 【目標達成の理由】</p> <p>①WEBやテレワーク・セミナー、11月のテレワーク月間キャンペーンなどにおいてテレワーク総合ポータルサイト等の周知広報を行ったため。 ②リーフレット等に加え、メールマガジンやWEBサイト等を活用し、セミナー開催の周知広報を行ったため。</p>								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		いずれの指標においても目標を達成したところであり、令和6・7年度においても引き続き適正な事業実施に努める。								
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								

令和7年度事業概要	Iは事業継続。IIについては令和6年度末で終了。 ※IIの事業については、令和6年12月24日開催の第65回国家戦略特別区域諮問会議において、設置当初の目的を達成したこと等を踏まえ令和7年3月31日をもって「東京テレワーク推進センター」の廃止が認められたことから事業終了としたもの。
令和7年度目標 (アウトカム指標)	テレワーク・セミナーのアンケート調査で、「大変参考になった」と「参考になった」の旨の評価を受ける割合を80%以上とする。
令和7年度目標 (アウトプット指標)	①テレワーク相談センターへの相談、テレワーク総合ポータルサイトからの資料(ガイドライン等)のダウンロード数を10,000件以上とする。 ②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。
令和7年度目標の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	(アウトカム指標) テレワーク・セミナーは、良質なテレワークを幅広く普及させることができることから、引き続き、参加者の多数が参考になったとされる水準を目指して設定する。 (アウトプット指標) ①テレワーク総合ポータルサイトにおいてテレワークの導入等に役立つ情報・資料(ガイドライン等)を発信しており、当該資料のダウンロード数やテレワークを導入しようとする企業等からの相談に対応することにより、適切な労務管理下におけるテレワークを幅広く普及させることができることから、テレワーク総合ポータルサイトからの資料のダウンロード数・相談件数を今年度のアウトプット目標として設定する。 なお、目標数については、昨年度の実績を踏まえ、昨年度と同水準の目標を設定する。 ②昨年度の実績を踏まえ、昨年度と同水準の目標を設定する。
令和8年度要求に向けた事業の方向性	テレワークは「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和5年12月26日閣議決定)、女性活躍・男女共同参画の重点方針2025(令和7年6月10日すべての女性が輝く社会づくり本部、男女共同参画推進本部)等において、その推進が求められており、引き続き、テレワークの導入時等に役立つ情報提供や企業からの相談体制を整備することにより、適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図る。

事業名	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組							事業番号 (令和7年度) 39								
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係 医療労働対策係								
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体															
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師等の医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているため、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図る必要がある。 本事業により医療従事者の勤務環境の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。														
	対象 (誰／何を 対象に)	医療機関に勤務する医療従事者等														
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「勤改センター」という。)に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。 ②勤改センター支援力強化のためのアドバイザーに対する研修等の実施及び見識の深い専門家(スーパーバイザー)による支援。 ③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイト(いきいき働く医療機関サポートWeb(略称いきサポ))の運営。														
	実施 体制	民間団体に委託して実施														
令和3年度 予算額 (千円)	755,053	令和4年度 予算額 (千円)	887,412	令和5年度 予算額 (千円)	926,574	令和6年度 予算額 (千円)	905,679	令和7年度 予算額 (千円)	908,951							
令和3年度 決算額 (千円)	510,205	令和4年度 決算額 (千円)	676,738	令和5年度 決算額 (千円)	701,477	令和6年度 決算額 (千円)	673,962	令和7年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。								
令和3年度 予算執行率 (%)	67.6	令和4年度 予算執行率(%)	76.3	令和5年度 予算執行率(%)	75.7%	令和6年度 予算執行率(%)	74.4%									
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	①勤務環境に対する満足度調査において、満足の割合を30%以上にする。 ②医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入している医療機関の割合を80%以上にする。 ③満足度調査における医療労務管理アドバイザーの説明について「とても参考になった」「まあまあ参考になった」の回答割合を90%以上とする。			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】  ①44.5% ②86.3% ③99.1%										
	アウトプット 指標	①勤改センターにおける個別訪問支援件数を2,200件以上とする。 ②医療労務管理アドバイザー向けの研修を年に4回以上実施し、実施結果を取りまとめる。 ③ウェブサイトのアクセス件数を200,000件以上とする。					アウトプット 指標 【○】  ①4,831件 ②アドバイザー向け研修を年6回(5月、6月、9月、10月、12月、2月)実施した(アドバイザー向けの研修を兼ねた座談会の回数含む。) ③年間アクセス件数354,882件									
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	医療機関のニーズに応じた医療機関に対するブッシュ型の訪問支援を実施した上、医政局とも連携してウェブサイト(いきサポ)での積極的な情報発信等を行ったため。															
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	今後も関係局と連携しながら、勤改センターにおいて、地域の課題や医療機関のニーズを踏まえた勤務環境改善に向けた取組を支援、アドバイザーの能力向上に資する研修等を実施するとともに、ウェブサイトの内容の充実及び勤改センター支援力向上を図っていく。															
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続														

令和7年度事業概要	医療機関への積極的な訪問による個別支援業務、医療機関からの相談対応業務を充実させつつ、アドバイザーに対する研修の実施、アドバイザーの支援にも資するウェブサイトの運営等を通じて勤改センターの支援力を強化する。
令和7年度目標 (アウトカム指標)	①勤務環境に対する満足度調査において、満足の割合を30%以上にする。 ②医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入している医療機関の割合を80%以上にする。 ③満足度調査における医療労務管理アドバイザーの説明について「とても参考になった」「まあまあ参考になった」の回答割合を90%以上とする。
令和7年度目標 (アウトプット指標)	①勤改センターにおける個別訪問支援件数を2,200件以上とする。 ②医療労務管理アドバイザー向けの研修を年に3回以上実施し、医療労務管理アドバイザーの資質向上等のためにスーパーバイザーによる各都道府県勤改センターへの訪問支援等を年100回以上実施し、実施結果を取りまとめる。 ③ウェブサイトのアクセス件数を200,000件以上とする。
令和7年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>【アウトカム指標】</p> <p>①医療従事者の勤務環境に対する満足度を把握することによって本事業の達成度合いを確認することができるものと考えられるため。      ②医療機関が、医療勤務環境改善マネジメントシステムにより自主的に勤務環境の改善に取り組むことが重要であり、その導入数を把握することが事業の効果を把握する指標になるため。      ③研修等の支援力強化の効果として、勤改センターにおけるアドバイザーの支援が効果的かどうかを客観的に把握することが重要であるため。</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>①勤改センターは、個別訪問支援を実施することにより、医療機関の勤務環境改善の取組を支援することが事業の主要目的であることから、個別訪問支援件数を活動実績を測る指標として設定した。      ②医療労務管理アドバイザーが医療機関の勤務環境改善の取組に対して、より良い支援を行えるよう、アドバイザーの支援力強化に資する研修を実施すること及び各勤改センターの実情に応じたスーパーバイザーによる支援を実施することが重要であるため。      ③ウェブサイトに医療機関の勤務環境改善に資する情報として医療機関の勤務環境改善に関する好事例等の情報を掲載しているため、情報の周知状況を把握する客観的な指標として、ウェブサイトのアクセス件数を継続的に見ていくことは重要であるため。</p>
令和8年度要求に向けた事業の方向性	引き続き勤改センターによる医療機関等に対する相談支援等の実施及び支援力の強化を図るとともに、医療機関の勤務環境改善に関する好事例等医療機関の働き方にに関する情報を一元的に記載したポータルサイトの運営を行うため、所要の予算要求を行う。

事業名	中小企業退職金共済事業経費							事業番号 (令和7年度)	40									
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	機構調整係									
実施主体	(独)勤労者退職金共済機構																	
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立し、もって中小企業勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。 退職金制度を確立することは、労働意欲の向上等による労働能率の増進や労働者の定着の促進に繋がり、これらにより労働者の知識の蓄積、技能の習熟が図られ、よって労働災害の防止に資するものであるほか、社外積立型である中小企業退職金共済制度により退職金の支払が確保されることは、労働者が労働条件の不安を持つことなく業務に集中できることにも繋がり、労働災害の防止に資するものであることから、労災保険法第29条第1項第3号の「業務災害の防止に関する活動に対する援助」として実施しているものである。																
	対象 (誰／何を 対象に)	中小企業事業主・従業員																
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	事業主の相互共済の仕組みと国の援助により中小企業の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済制度への加入時に掛金の負担軽減措置を行う。																
	実施 体制	(独)勤労者退職金共済機構が事業を運営する。																
令和3年度 予算額 (千円)	1,641,698	令和4年度 予算額 (千円)	1,559,613	令和5年度 予算額 (千円)	1,480,385	令和6年度 予算額 (千円)	1,443,457	令和7年度 予算額 (千円)	1,383,181									
令和3年度 決算額 (千円)	1,641,698	令和4年度 決算額 (千円)	1,559,613	令和5年度 決算額 (千円)	1,404,490	令和6年度 決算額 (千円)	1,189,431	令和7年度 雇用勘定予算額 6,175,446 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。										
令和3年度 予算執行率 (%)	100.0	令和4年度 予算執行率(%)	100.0	令和5年度 予算執行率(%)	94.9	令和6年度 予算執行率(%)	82.4											
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続															
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	令和6年度における新たに加入する被共済者数を345,000人以上とする。			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	新規加入被共済者数が、目標を上回った。 (令和6年度:354,647人)											
	アウトプット 指標	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する加入勧奨(訪問・電話等)件数を平均月17件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する加入勧奨件数は平均18.7件(令和6年度)であった。											
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	都道府県労働局、都道府県及び中小企業事業主団体等の関係機関との連携、普及推進員等を活用した企業訪問、他の退職金共済事業との連携による周知広報や、マスメディアの積極的な活用などの効果的・効率的な加入促進活動を実施したため。																	
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	いずれの指標においても目標を達成したところであり、令和7年度においても引き続き適正な事業実施に努める必要がある。																	
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続														
令和7年度 事業概要	令和6年度と同様																	
令和7年度目標 (アウトカム指標)	令和7年度における新たに加入する被共済者数を330,000人以上とする。																	
令和7年度目標 (アウトプット指標)	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する加入勧奨件数を平均月17件以上とする。																	
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	本事業は、掛金減額によって事業主の負担を軽減することにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、退職金制度を確立し、労働条件を改善することにより、従業員の定着の促進、労働意欲の向上等による労働能率の向上を図るものであることから、より多くの中小企業で働く従業員が本事業の対象となることが重要である。 よって、第5期中期目標及び中期計画を達成させるために、令和7事業年度計画により設定された新たに加入する被共済者数をアウトカム指標、普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する加入勧奨件数をアウトプット指標に設定している。																	
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、効果的・効率的な加入促進活動を行い、退職金制度の普及を図る。																	

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費							事業番号 (令和7年度)	41	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和6年度)	41	
実施主体	(独)労働政策研究・研修機構							担当係	調整第一係	
事業／制度概要	目的及び必要性(何のため)	<p>以降は(1)運営費、(2)施設整備費、について記載を行う。</p> <p>(1) 労働政策研究では、テレワークや兼業・副業が拡大する中での健康の確保や仕事と生活の両立について実態を調査し明らかにすることを目的としたプロジェクト研究サブテーマを設定しており、長時間労働の削減、過重労働による健康障害防止、ワークライフバランスの実現など、労働者の健康確保・労働災害防止に十分貢献する研究成果が期待できることから、当該サブテーマは社会復帰促進等事業で行うことが必要である。また、労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ効率的に行うことが必要である。</p> <p>(2) 労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者的安全衛生の確保等を図るという趣旨から、社会復帰促進等事業で行うことが必要である。</p>								
	対象(誰／何を対象に)	<p>(1)労働行政職員、事業者・労働者 (2)(独)労働政策研究・研修機構の施設・設備</p>								
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	<p>(1) 成果目標を含む事業の大枠については、国が決定する中期目標を受け機構において策定する中期計画・年度計画で定めている。 プロジェクト研究の具体的な実施内容は、中期目標・中期計画で定めた研究テーマに基づき、年度計画で定めている。 労働行政職員研修の具体的な研修内容等は、厚生労働省のニーズを把握した上で、機構において毎年度、研修実施計画を策定している。</p> <p>(2) 中期計画等で施設・設備の具体的な改修・更新計画を定めており、これに基づき、(独)労働政策研究・研修機構から国に対して施設整備費補助金の交付申請があった際は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助金の交付が適正であるかの確認を行っているほか、工事終了後は補助事業等実績報告書や工事現場写真等の施工状況の分かる資料の速やかな提出を求め、また、聞き取り調査による確認も行い、十分に精査したうえで交付を決定する。なお、令和4年度以降の施設整備費については、中期計画等に基づき、要求していない。</p>								
	実施体制	(独)労働政策研究・研修機構により実施								
令和3年度予算額(千円)		199,331 (1)106,238 (2)93,093	令和4年度予算額(千円)	126,102	令和5年度予算額(千円)	126,050	令和6年度予算額(千円)	144,582	令和7年度予算額(千円)	279,031
令和3年度決算額(千円)		171,653 (1)106,238 (2)65,415	令和4年度決算額(千円)	126,102	令和5年度決算額(千円)	126,050	令和6年度決算額(千円)	144,582	令和7年度雇用勘定予算額 1,857,268(千円)	一般会計予算額 314,442(千円)
令和3年度予算執行率(%)		86.1% (1)100.0 (2)70.3	令和4年度予算執行率(%)	100.0	令和5年度予算執行率(%)	100.0	令和6年度予算執行率(%)	100.0	※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
令和5年度評価とそれを踏まえた令和7年度事業の見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
6年度	アウトカム指標	<p>(1)            ①労働関係法令・指針・ガイドラインの制定・改正・予算・事業の創設・見直し、政策評価・審議会・検討会、政党・労使団体への説明での活用、政府の法案提出に繋がった研究成果を、成果総数(※)の85%以上得ること。(第4期実績平均:92.9%)            ※プロジェクト研究のテーマのうち、「労使関係」に該当する分野の研究成果を除く。            ②労働政策研究の成果についての有識者を対象としたアンケート調査を実施し、下記基準により2.2以上の評価を得ること。【大変有益:3、有益:2、あまり有益でない:1、有益でない:0】(第4期実績平均:2.4)            ③研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、平均で90%以上の者から、「業務に生かされている」との評価を得ること。            ④当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、平均で90%以上の者から、「役に立っている」との評価を得ること。</p>			アウトカム指標 【○】	<p>(1)            ①達成(実績:100%)            ②達成(実績:2.61)            ③達成(実績:96.5%)※4~8月実施分            ④達成(実績:97.7%)※4~8月実施分</p>				

目標	アウトプット指標	実績	アウトプット指標【○】	(1)達成(実績:90コース)
6年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	(1)研修実施コース(80コース以上) 研修コースについては、オンライン研修と集合研修の双方のメリットを最大限活用した研修方式とする。令和6年度からはオンラインと集合の判断基準を定め、これらを踏まえ、オンラインで可能なものは極力オンラインで実施しつつ、その性質から集合でなければ十分な効果をあげることが困難なものについては集合で実施することにより、引き続きオンラインと集合双方のメリットを最大限活用し、一層効果的な研修を実施していく。また、引き続き新たな厚生労働省の行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目的設定やその円滑な運営を図るとともに、事例研究や演習、経験交流等、現場力の強化に資する真に必要な研修を効果的に実施することにより、研修を受講する職員等が、現場においてそれらの知識や技能を最大限活用して業務を遂行し、円滑な労働行政が推進されることに貢献する。			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	アウトカム指標については、 ①厚生労働省等の審議会・検討会等における労働政策の企画立案・検討等に対応した資料、データ等を必要に応じて迅速に提供できるよう、時宜を得た研究に取り組んだ結果、それらの成果が多数活用され、目標を達成することができた。 ②学識経験者、行政関係者、労使関係者等から意見・要望を把握の上、研究成果を迅速に提供した結果、目標を達成することができた。 ③④厚生労働省の要望及び研修生の評価等を踏まえ、研修内容の充実を図るとともに、オンライン研修と集合研修の双方のメリットを活用した効果的な研修を実施したことで高い評価を受けることができた。  アウトプット指標については、厚生労働省の行政ニーズに対応した研修コース等の設定を行うとともに、オンライン研修と集合研修の双方のメリットを活用した研修を効果的に実施したことで、目標を達成することができた。			
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和7年度事業概要	令和6年度と同様。			
令和7年度目標 (アウトカム指標)	(1) ①労働関係法令・指針・ガイドラインの制定・改正、予算・事業の創設・見直し、政策評価、審議会・検討会、政党・労使団体への説明での活用、政府の法案提出に繋がった研究成果を、成果総数(※)の85%以上得ること。(第4期実績平均:92.9%) (※)プロジェクト研究のテーマのうち、「労使関係」に該当する分野の研究成果を除く。 ②労働政策研究の成果についての有識者を対象としたアンケート調査を実施し、下記基準により2.2以上の評価を得ること。【大変有益:3、有益:2、あまり有益でない:1、有益でない:0】(第4期実績平均:2.4) ③研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、平均で90%以上の者から、業務に生かせているとの評価を得ること。 ④当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、平均で90%以上の者から役に立っているとの評価を得ること。			
令和7年度目標 (アウトプット指標)	(1) ①研修実施コース(80コース以上) 研修コースについては、オンライン研修と集合研修の双方のメリットを最大限活用した研修方式とする。令和6年度に定めたオンラインと集合の判断基準を踏まえ、オンラインで可能なものは極力オンラインで実施しつつ、その性質から集合でなければ十分な効果をあげることが困難なものについては集合で実施することにより、引き続きオンラインと集合双方のメリットを最大限活用し、一層効果的な研修を実施していく。また、引き続き新たな厚生労働省の行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目的設定やその円滑な運営を図るとともに、事例研究や演習、経験交流等、現場力の強化に資する真に必要な研修を効果的に実施することにより、研修を受講する職員等が、現場においてそれらの知識や技能を最大限活用して業務を遂行し、円滑な労働行政が推進されることに貢献する。			
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	独立行政法人労働政策研究・研修機構の第5期中期目標・中期計画に定めた数値目標を設定。 なお、労働行政職員のアウトプット指標については、毎年度策定する研修実施計画において定めた数値目標を踏まえ設定している。 【目標設定の理由及び水準の考え方】 ・研究成果に関する指標については、客観性をもった厳格な評価で実施する観点から、厚生労働省及び外部の有識者による評価を重点的に評価することとする。 ・研修ニーズへの的確な対応、研修生のその後の実務における研修効果の発現の程度を測るアウトカム指標として、研修を受けた当事者及びその上司の有意義度評価を採用した。 ・目標水準については、第4期中期目標期間(平成29年度～令和3年度)の実績を踏まえ、その目標水準以上の水準を設定することとした。			
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き実施			

事業名	個別労働紛争対策費・多言語相談支援事業			事業番号 (令和7年度)	42					
				事業番号 (令和6年度)	42					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係 総務係 業務管理係							
実施主体	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、厚生労働省本省									
目的及び 必要性 (何のため)	<p>(個別労働紛争対策費)  平成13年10月法施行当初、個別労働紛争は解雇、雇止め、配置転換等労働条件に係るもののが多かつたが、平成20年代より、いじめ・嫌がらせに係る紛争が多くを占める状況となっており、内容も複雑困難なものが多くなっている。民事上の個別労働紛争の解決は、最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴うことから、司法との役割分担の下で、行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速、無料による紛争解決を目的として事業を行っている。</p> <p>令和6年度までの実績(速報値)では、総合労働相談件数は17年連続100万件を超える状況であり、「いじめ・嫌がらせ」といった複雑困難な相談内容が13年連続最多となっている。また、依然として不当な解雇、雇止めや労働条件の引下げなどにより生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者が「泣き寝入り」を余儀なくされること等がないよう、司法機関のハーダルの高さや処理件数の水準も考慮し、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」は、真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要な事業である。</p> <p>また、総合労働相談窓口に寄せられる相談内容や助言・指導の申出内容は、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等種々あるが、これらの問題を簡易・迅速に解決するための手段を行政として提供することは、社会的に大きな問題となっている精神障害等の労働災害防止による労災保険給付の抑制に資するものであることから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> <p>(多言語相談支援事業)  我が国で就労する外国人労働者数が増加しており、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び労働基準監督署等に設置された総合労働相談コーナー(以下「雇用環境・均等部(室)等」という。)に寄せられる各種相談について、多言語による対応ができる体制を構築していく必要がある。</p>									
	対象 (誰／何を 対象に)	<p>(個別労働紛争対策費)  ①直接実施部分においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主。  ②業務委託部分においては、企業内で個別労働紛争の解決に当たる労使関係者等(企業の人事担当者、労働組合役員など)。</p> <p>(多言語相談支援事業)  外国人労働者、事業主等</p>								
事業 ／ 制度 概要		<p>(個別労働紛争対策費)  ①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国379箇所)し、労使双方から寄せられる労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応し、内容に応じて、労働関係の法令・裁判例や解決方法・処理機関等についての情報を提供する。また、民事上の労働紛争については、相談の内容や相談者の意向に応じて、都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行い、紛争の自主的解決を促進する。これらは強制力は伴わないが、無料の制度であり、さらに厳密な事実認定などに時間と労力を要する民事訴訟に比べて、簡易・迅速に行うことができる。なお、相談対応は「総合労働相談員」(非常勤。社会保険労務士などに委嘱。全国758名)、あっせんは「紛争調整委員会委員」(非常勤。弁護士などに委嘱。全国381名)が行っている。  ②企業内での紛争の解決に当たる労使関係者に対し、労働関係の法令・裁判例の知識の付与や紛争解決方法に関するロールプレイング形式の演習などを実施する研修事業を、労使団体、労働法学者及び弁護士団体の協力を得ながら委託により実施している。</p> <p>(多言語相談支援事業)  雇用環境・均等部(室)等において、13か国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化を図る。</p>								
実施 体制	<p>(個別労働紛争対策費)  &lt;①直接実施部分&gt;  都道府県労働局雇用環境・均等部(室)  労働紛争調整官:80名  紛争調整委員会委員:381名  総合労働相談コーナー:全国379箇所  総合労働相談員:758名</p> <p>&lt;②業務委託部分&gt;  本省が一般競争入札(総合評価落札方式)の落札者に委託して実施(業務管理係)</p> <p>(多言語相談支援事業)  都道府県労働局 ※本省が一般競争入札(最低価格落札方式)の落札者に委託して実施 (総務係)</p>									
令和3年度 予算額 (千円)	1,611,783	令和4年度 予算額 (千円)	1,570,561	令和5年度 予算額 (千円)	1,513,430	令和6年度 予算額 (千円)	1,513,329	令和7年度 予算額 (千円)	1,522,059	
令和3年度 決算額 (千円)	1,470,607	令和4年度 決算額 (千円)	1,403,554	令和5年度 決算額 (千円)	1,435,478	令和6年度 決算額 (千円)	1,457,544	令和7年度 雇用勘定予算額 1522,059(千円)	一般会計予算額 66,603(千円)	
令和3年度 予算執行率 (%)	91.2	令和4年度 予算執行率(%)	89.4	令和5年度 予算執行率(%)	94.8	令和6年度 予算執行率(%)	96.3	※予算執行率は行政経費を考慮していない。		
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価	D	未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要							

6 年 度 目 標	アウトカム 指標	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長の助言・指導の実施による個別労働紛争の改善率を70%以上とする。  (多言語相談支援事業) 多言語コンタクトセンターが有用であった旨の回答を70%以上とする。	6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	(個別労働紛争対策費) 77.3%(6,383件(助言・指導改善件数)/8,256件(助言・指導実施件数))(令和6年度)  (多言語相談支援事業) 99%(277件/278件(回答があった件数のうち、有用と回答があった件数))
	アウトプット 指標	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1か月以内のものの割合を95%以上とする。  (多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談件数前年度以上		アウトプット 指標 【○】	(個別労働紛争対策費) 98.5%(8,538件(1か月以内処理件数)/8,664件(手続終了件数))(令和6年度)  (多言語相談支援事業) 令和6年度 16,926件 令和5年度15,795件
6年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		(個別労働紛争対策費) 総合労働相談員が実施する助言・指導は、可能な限り、労働契約法等関係法令の条文や裁判例等を示し、一定程度の所感を述べた上で行うことを原則としているところ、令和6年度、独立行政法人労働政策研究・研修機構の協力を得て、最新の判例等を掲載した「個別労働関係法ハンドブック」を全国の労働紛争調整官と総合労働相談員に配布するとともに、総合労働相談員に対して、改めて、紛争解決手法等に係る研修を実施するなど、効果的な助言・指導を実施するための取組みを行った結果、改善率上昇につながったものと考えられる。  (多言語相談支援事業) 周知等の取り組みにより、多言語コンタクトセンターの利用率が増加したと考えられる。			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		(個別労働紛争対策費) 個別労働関係紛争解決制度担当職員に対して、紛争当事者の話し合いによる解決の促進・支援に資する関係法令・判例等の知識を付与する取組みをより充実して実施し、助言・指導改善率の向上を図る。  (多言語相談支援事業) 今後も多言語コンタクトセンターの活用が見込まれるため、必要な体制の確保を図る。			
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続			
令和7年度 事業概要		令和6年度と同様			
令和7年度目標 (アウトカム指標)		(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長の助言・指導の実施による個別労働紛争の改善率を70%以上とする。  (多言語相談支援事業) 多言語コンタクトセンターが有用であった旨の回答を90%以上とする。			
令和7年度目標 (アウトプット指標)		(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1か月以内のものの割合を95%以上とする。  (多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談件数を直近3か年平均以上とする。			
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)		(個別労働紛争対策費) 個別労働紛争解決制度は、個々の紛争の実情に即した解決を促進することを目的とし、助言・指導により一定の効果を持って紛争の解決や改善が図られることが重要であり、適切な業務運営の水準として令和6年度は助言・指導の実施による改善率70%以上を目標とし、上回ったところであるが、直近では令和5年度に改善率が70%を下回る水準(67.9%)となっており、令和7年度の目標値については経年の実績を踏まえ、令和6年度目標値を維持する形で設定した。  (多言語相談支援事業) 本事業は雇用環境・均等部(室)等に寄せられる各種相談について、多言語による通訳等を行う事業である。令和6年度は、他事業を参考に、利用者アンケートによる「有用だった」旨の回答割合を70%以上とするアウトカム目標とした。当初、相談した労働問題の解決状況や事業年度によって変動する可能性があると考え、3年程度は目標値を維持して傾向を確認した上で、平均値等の適切な目標値を設定することを想定していたが、目標設定初年度(令和6年度)に、目標(70%)を大きく上回る実績(99%)だったため、他事業も参考にして、令和7年度目標は、「有用だった」旨の回答割合を90%以上とすることにした。			

令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	<p>(個別労働紛争対策費) 評価結果及び現下の情勢を踏まえ、必要額を精査の上で要求する。</p> <p>(多言語相談支援事業) 評価結果及び現下の情勢を踏まえ、必要額を精査の上で要求する。</p>
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事業名	雇用労働相談センター設置・運営経費							事業番号 (令和7年度)	43									
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	労働契約係									
実施主体	民間団体																	
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	国家戦略特別区域法第37条の規定に基づき、国家戦略特別区域(以下「特区」という。)において、新規開業直後の企業、グローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、個別労働関係紛争を未然に防止すること等によって、事業展開することが容易となるよう、雇用労働相談センター(以下「センター」という。)を設置し、弁護士による雇用労働に関する法律相談等、事業主等に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものである。 本事業は、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止等に資するものであることから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																
	対象 (誰／何を対象に)	国家戦略特別区域における新規開業直後の企業、グローバル企業等																
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	特区内にセンターを設置し、主として以下の事業を行う。 なお、センターは、国家戦略特別区域法第8条の規定に基づき各特区が作成する区域計画において、センターの設置が定められ、内閣総理大臣により認定された場合に設置されるものである。 (1)雇用労働相談員(社会保障労務士等)による電話相談、窓口相談等の対応 (2)弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応 (3)個別訪問指導 (4)セミナーの開催																
	実施体制	一般競争入札(総合評価落札方式)により、以下のとおり民間団体に委託して実施している。 (1)福岡市・北九州市センター(平成26年11月29日設置)：有限責任監査法人トーマツが実施 (2)関西圏センター(平成27年1月7日設置)：株式会社パソナが実施 (3)東京圏センター(平成27年1月30日設置)：株式会社パソナが実施 (4)新潟市センター(平成27年10月29日設置)：有限責任監査法人トーマツが実施 (5)愛知県センター(平成28年4月25日設置)：有限責任監査法人トーマツが実施 (6)仙台市センター(平成28年6月28日設置)：アデコ株式会社が実施 (7)広島県・今治市センター(平成28年10月28日設置)：有限責任監査法人トーマツが実施																
令和3年度予算額 (千円)	305,003	令和4年度予算額 (千円)	295,849	令和5年度予算額 (千円)	295,849	令和6年度予算額 (千円)	295,849	令和7年度予算額 (千円)	321,091									
令和3年度決算額 (千円)	287,107	令和4年度決算額 (千円)	285,791	令和5年度決算額 (千円)	265,236	令和6年度決算額 (千円)	264,601	令和7年度雇用勘定予算額 321,091(千円)										
令和3年度予算執行率 (%)	94.1	令和4年度予算執行率(%)	96.6	令和5年度予算執行率(%)	89.6	令和6年度予算執行率(%)	89.4	一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。										
令和5年度評価とそれを踏まえた令和7年度事業の見直し	令和5年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続															
6年度目標	アウトカム指標	センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を95%以上とする。			6年度実績	アウトカム指標【○】	目標の95%を超える99.3%の利用者から「相談対応について参考になった」との回答を得た(目標達成率105%)。											
	アウトプット指標	①直近3年間におけるセンターのセミナー1回当たりの平均参加者数31.84人(令和3年度から令和5年度の実績)以上とする。 ②センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、センターにおける直近3年間の1ヶ月平均相談件数である113.44件(令和3年度から令和5年度の実績)以上とする。				アウトプット指標【○】	①1回当たりのセミナーの参加者数は、36.19人となり、目標達成状況は114%となった。 ②1ヶ月あたりの平均相談件数は、130.42件となり、目標達成状況は115%となった。											
6年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	アウトカム指標:専門的な知識を有する相談員が丁寧な相談対応に努めたため、目標を達成することができた。 アウトプット指標:セミナー平均参加者数について、セミナーの周知方法、トレンド・ニーズに合わせたテーマ設定、オフラインとオンライン環境の効果的な使い分けなどの工夫を行ったため、目標を達成することができた。また、平均相談件数について、センターに係る周知広報活動や関係機関との連携等を積極的にいセンターの認知経路を増やしたため、目標を達成することができた。																	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	特区の関係自治体及び内閣府との定期的な意見交換等による連携強化を図りつつ、センターの更なる周知、相談体制の充実、効果的な方法でのセミナー実施に加え、引き続きセンターでの好事例・対策をセンター間で共有・実施できるよう改善策を講じた上で、更なる適正な事業運営に努める。																	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																
令和7年度事業概要	令和6年度と同様																	
令和7年度目標(アウトカム指標)	センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を95%以上とする。																	
令和7年度目標(アウトプット指標)	①直近3年間におけるセンターのセミナー1回当たりの平均参加者数32.22人(令和4年度から令和6年度の実績)以上とする。 ②センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、センターにおける直近3年間の1ヶ月平均相談件数である121.76件(令和4年度から令和6年度の実績)以上とする。																	

令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<p>アウトカム指標については、相談対応が本事業の中核であり、相談利用者にとって参考となる相談対応を行うことが重要であることから、相談利用者の満足度を指標とすることとし、その水準は95%以上とした。</p> <p>アウトプット指標については、</p> <p>①適切な労務管理に係る情報提供を行うため、また、我が国の雇用ルールを的確に理解するため雇用指針を活用したセミナーを実施しているところであり、セミナーの参加者数を指標とすることとした。その水準は、使用予定の会場のキャパシティが限られることや、セミナーの受講対象者が特区内の新規開業企業等であり特定の地域の限られた属性の者であることを踏まえ、より客観的な目標に近づけるべく、実績に基づく指標として、直近3年間におけるセンターのセミナー1回当たりの平均参加者数32.22人（令和4年度から令和6年度の実績）以上とすることを目標とした。</p> <p>②本事業の中核である相談対応について、引き続き特区内の新規開業直後の企業及びグローバル企業等を雇用労働の側面から支援する役割を果たすため、センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、センターにおける直近3年間の1ヶ月平均相談件数である121.76件（令和4年度から令和6年度の実績）以上とすることを目標とした。</p>
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	各センターにおける執行実績等を踏まえ必要な要求を行う。

事業名	フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業							事業番号 (令和7年度) 事業番号 (令和6年度)	44 —												
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	フリーランス就業 環境整備室調整 係												
実施主体	民間事業者等(委託事業)																				
事業 ／ 制 度 概 要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>フリーランスからの取引上のトラブルについての相談(ハラスマントや業務上の負傷を含む)に対応することにより、フリーランスとして働く方が安心して働く環境整備を図ることを目的として、公正取引委員会及び中小企業庁と共同で実施する事業である。</p> <p>令和6年11月に施行された「特定受託事業者の取引の適正化等に関する法律」(令和5年法律第25号)。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。)の第21条において、「国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制整備その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされるとともに、国会における法案審議過程において、「特定受託事業者を対象とし、和解あっせん機能を有するフリーランス・トラブル110番において適切な相談対応を図ること」との附帯決議が衆・参両院でなされており(令和5年4月5日 衆議院内閣委員会、令和5年4月27日参議院内閣委員会)、本事業は、国が行う特定受託事業者(フリーランス)からの相談対応において大きな役割を担っている。</p> <p>フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行により、今後フリーランスからの相談が増加することが見込まれることから、相談窓口の体制整備やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行う必要がある。</p> <p>令和6年11月1日より、フリーランス・事業者間取引適正化等法の特定受託事業者が、企業等(業務委託事業者)から業務委託を受けて行う事業(特定受託事業)等について、労災保険の特別加入制度の対象事業となつたほか、令和7年5月8日に成立した「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」においては、既存の労働災害防止対策にフリーランス等も取り込み、労働者のみならずフリーランス等による災害の防止を図ることとされている。</p> <p>こうした中、本事業は、ハラスマントや業務上の負傷等に関するフリーランスからの相談についても対応しており、労災保険の特別加入の対象者であり、安全衛生法による災害防止対策の対象となることも見込まれるフリーランスの安全衛生の確保に資するものである。</p> <p>また、本事業では労働者性に関する相談にも対応しており、当該事業の利用を通じて、労働者としての安全衛生の保護等を受けることも想定されるところであり、これらのことから、本事業については社会復帰促進等事業で実施する必要性がある。</p>																			
	対象 (誰／何を 対象に)	委託事業者等との間で取引上のトラブルを抱えているフリーランスの方																			
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	受託者において相談窓口(フリーランス・トラブル110番)を設置し、電話・メール等で弁護士がフリーランスからの相談に対応するとともに、相談者の希望に応じて和解あっせんによる紛争解決の援助を行う。																			
	実施 体制	民間事業者に委託して実施。 令和7年度事業については、第二東京弁護士会に委託して実施。																			
令和3年度 予算額 (千円)	—	令和4年度 予算額 (千円)	—	令和5年度 予算額 (千円)	—	令和6年度 予算額 (千円)	—	令和7年度 予算額 (千円)	22,178												
令和3年度 決算額 (千円)	—	令和4年度 決算額 (千円)	—	令和5年度 決算額 (千円)	—	令和6年度 決算額 (千円)	—	令和7年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 45,029 (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。													
令和3年度 予算執行率 (%)	—	令和4年度 予算執行率(%)	—	令和5年度 予算執行率(%)	—	令和6年度 予算執行率(%)	—														
令和5年度評価と それを踏まえた 令和7年度事業の 見直し	令和5年度評価																				
6 年 度 目 標	アウトカム 指標	—			6 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	—														
	アウトプット 指標	—				アウトプット 指標 【○】	—														
6年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題		—																			
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		—																			
評価																					
令和7年度 事業概要	受託者において相談窓口(フリーランス・トラブル110番)を設置し、電話・メール等で弁護士がフリーランスからの相談に対応するとともに、相談者の希望に応じて和解あっせんによる紛争解決の援助を行う。																				
令和7年度目標 (アウトカム指標)	和解あっせんによる紛争解決の援助(和解あっせんの受付件数について、年間190件)																				
令和7年度目標 (アウトプット指標)	フリーランス等に対する110番相談窓口での相談件数(年間12,000件)																				
令和7年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	<p>(アウトプット指標) 本事業は、取引上のトラブルを抱えているフリーランスの方からの相談に対応し、法的なアドバイスのほか、関係する機関の紹介等を通して、トラブルの解決を図ることを目的とした事業であり、相談対応の件数は事業執行率を客観的に計測する指標として適切であるため、相談対応の件数をアウトプット指標として設定した。</p> <p>(アウトカム指標) 和解あっせんの受付件数については、紛争解決の援助の状況を示す数値となり、本事業の目的であるフリーランスの抱える取引上のトラブルの迅速な解決という政策効果を計測する指標として適切であるため、和解あっせんの受付件数をアウトカム指標として設定した。</p>																				
令和8年度要求に 向けた事業の 方向性	相談実績等を踏まえ、必要な要求を行う。																				